



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

▽神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 [福祉局国保年金医療課]	347
▽神戸市子ども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 [福祉局国保年金医療課]	359
規 則	
▽神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則 [行財政局業務改革課]	368
▽神戸市会計規則等の一部を改正する規則 [会計室会計課]	377
▽神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則 [建築住宅局建築指導部建築安全課]	394
▽神戸市火災予防規則等の一部を改正する規則 [消防局予防部予防課]	419
▽神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 [福祉局国保年金医療課]	540
▽神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則 [環境局環境政策課]	546
▽神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 [企画調整局つなぐラボ]	551
▽神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則の一部を改正する規則 [環境局事業系廃棄物対策課]	556
▽神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [環境局事業系廃棄物対策課]	561
▽神戸市道路占用規則の一部を改正する規則 [建設局道路管理課]	564
▽神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則 [福祉局介護保険課]	571
▽神戸市立在宅障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 [福祉局障害福祉課]	576

▽神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則 [福祉局政策課]	582
▽神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 [こども家庭局こども青少年課]	584
▽神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランドの供用を開始する日を定める規則 [こども家庭局こども青少年課]	584
▽神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 [建築住宅局住宅管理課]	585
▽神戸市情報公開条例施行規則及び神戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 [市長室広報戦略部市民情報サービス課]	586
▽神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 [行財政局給与課]	595

訓 令 甲

▽契約事務手続規程の一部を改正する訓令 [行財政局契約監理課]	612
▽神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令 [行財政局業務改革課]	621
▽特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 [行財政局組織制度課]	625

告 示

▽指定代理納付者の指定（株式会社ジャックスほか） [企画調整局デジタル戦略部]	635
▽令和3年度神戸市包括外部監査契約の締結 [監査事務局第1課]	640
▽放置自転車の撤去・保管に係る手数料徴収事務の委託 [建設局中部建設事務所]	641
▽神戸市立図書館の開館時間の変更 [文化スポーツ局中央図書館総務課]	642
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（真野地区まちづくり推進会） [企画調整局つなぐラボ]	642
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（小寺自治会） [企画調整局つなぐラボ]	642

▽神戸市営住宅駐車場における自動車保管場 所使用承諾証明書発行手数料徴収事務の委 託 [建築住宅局住宅管理課]	643
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所]	644
▽介護保険法による指定居宅サービス等事業 者の指定 [福祉局監査指導部]	646
▽介護保険法による介護予防・日常生活支援 総合事業指定事業者の指定 [福祉局監査指導部]	648
▽介護保険法による指定地域密着型サービ ス事業者等の指定 [福祉局監査指導部]	649
▽介護保険法による指定居宅サービス等事業 者の廃止 [福祉局監査指導部]	649
▽介護保険法による介護予防・日常生活支援 総合事業指定事業者の廃止 [福祉局監査指導部]	651
▽道路法による道路の区域決定及び供用開始 (市道 上小名田14号線ほか) [建設局道路管理課]	652
▽道路法による道路の廃止 [建設局道路管理課]	654
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 山田里248号線) [建設局道路管理課]	654
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 有野里15号線) [建設局道路管理課]	655
▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課]	655
▽生活保護法等による指定医療機関の事業の 再開 [福祉局保護課]	655
▽生活保護法等による指定医療機関の指定の 辞退 [福祉局保護課]	656
▽生活保護法等による指定医療機関の事業の 廃止 [福祉局保護課]	656
▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課]	657
▽生活保護法等による指定施術者の指定の辞 退 [福祉局保護課]	657
▽生活保護法等による介護機関の指定 [福祉局保護課]	657
▽生活保護法等による指定介護機関の名称の 変更 [福祉局保護課]	658
▽生活保護法等による指定介護機関の事業の 再開 [福祉局保護課]	659
▽生活保護法等による指定介護機関の事業の 休止 [福祉局保護課]	659
▽生活保護法等による指定介護機関の指定の 辞退 [福祉局保護課]	660
▽生活保護法等による指定介護機関の事業の 廃止 [福祉局保護課]	661

▽苔谷公園体育館の有料公園施設の使用料の 徴収業務の委託 [建設局公園部管理課]	661
▽総合運動公園サブ球場の使用料の徴収業務 の委託 [建設局公園部管理課]	661

公 告

▽一般競争入札による特定調達契約の締結 (神戸市図書館業務システム構築・運用業 務) [文化スポーツ局中央図書館総務課]	662
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結(兵庫埠頭T1上屋シャッター改修 工事) [行財政局契約監理課]	666
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結((仮称)磯上公園内新体育館建設 昇降機設備工事) [行財政局契約監理課]	668
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結((仮称)磯上公園内新体育館建設 電気設備工事) [行財政局契約監理課]	671
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結(高羽小学校校舎棟増築他電気設備 工事) [行財政局契約監理課]	673
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結(天神川乗越峠線歩道拡幅工事) [行財政局契約監理課]	675
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結(アモーレ広場他周辺整備工事) [行財政局契約監理課]	678
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結(ベルデ名谷住宅4号棟外壁改修他 工事) [行財政局契約監理課]	680
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結((仮称)磯上公園内新体育館建設 機械設備工事) [行財政局契約監理課]	683
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結(苅藻通4丁目地区他汚水管改築更 新工事) [行財政局契約監理課]	685
▽一般競争入札による特定調達契約の締結 (校務支援システム用プリンタ借上げ) [行財政局契約監理課]	688
▽一般競争入札による特定調達契約の締結 (神戸市国民健康保険システムサーバ機器 等借上) [行財政局契約監理課]	692
▽特定調達契約に係る随意契約による相手方 の決定(ICT機器借上【令和3年度への 年度変わり対応その1】) [行財政局契約監理課]	696
▽特定調達契約に係る随意契約による相手方 の決定(ICT機器借上【令和3年度への 年度変わり対応その2】) [行財政局契約監理課]	696

▽有料公園（布引公園）供用時間の変更 [建設局公園部管理課]	697
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（東遊園地管理棟受変電設備改修工事） [行財政局契約監理課]	697
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（本多間2丁目地区他污水管改築更新工事） [行財政局契約監理課]	700
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（島上ポンプ場 2号自動除塵機械設備工事） [行財政局契約監理課]	702
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（垂水年金会館耐震補強他工事） [行財政局契約監理課]	705
▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（妙法寺川（車地区）改修工事 その8他）＜合併入札＞ [行財政局契約監理課]	707
▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（神戸空港造成及びその他整備工事（その16）） [行財政局契約監理課]	710
▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（「広報紙KOBÉ・区民広報紙」印刷・配送業務） [行財政局契約監理課]	713
▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧 [都市局景観政策課]	714
▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可（3.3.21号 高羽線） [建設局道路工務課]	715
▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の縦覧（3.3.21号 高羽線） [建設局道路工務課]	715
▽開発行為に関する工事の完了（灘区篠原南町3丁目） [都市局指導課]	716
▽開発行為に関する工事の完了（北区南五葉3丁目） [都市局指導課]	716
▽開発行為に関する工事の完了（西区平野町） [都市局指導課]	717
▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ショッピングプラザエスパ星陵台） [経済観光局経済政策課]	717
▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（高浜モザイク） [経済観光局経済政策課]	719
▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ハーバーランド ダイヤニッセビル） [経済観光局経済政策課]	723
▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（住吉ターミナルビル） [経済観光局経済政策課]	733

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（プリコ六甲道（中央館）） [経済観光局経済政策課]	737
▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（神戸市福祉情報システム・生活保護システム等の再構築支援業務） [福祉局くらし支援課]	741
▽都市再生整備計画の縦覧（神戸都心・ウォーターフロント地区（第2期）（第3回変更）） [都市局指導課]	742
▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（一般廃棄物埋立処分） [環境局東クリーンセンター]	743
▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（一般廃棄物埋立処分） [環境局港島クリーンセンター]	743
▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（一般廃棄物埋立処分） [環境局西クリーンセンター]	744
▽市民公園の認定取消し（永井谷市民公園） [建設局西建設事務所]	745

水 道 局

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（北（鈴配・根元）配水管取替工事 その3） [水道局配水課]	745
--	-----

交 通 局

▽自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務の委託 [交通局経営企画課]	748
▽Uライン三宮ビルの賃料徴収事務を含む業務の委託 [交通局営業推進課]	750
▽一般競争入札による特定調達契約の締結（名谷車両基地 車体気吹集塵装置他製作業務） [交通局経営企画課]	750

監 査 委 員

▽神戸市監査基準の一部を改正する訓令 [監査事務局第1課]	754
▽監査事務局規程等の一部を改正する訓令 [監査事務局第1課]	755

訂 正

▽令和3年3月2日付け神戸市公報第3698号中 [企画調整局つなぐラボ]	757
---	-----

条 例

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第1号

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(高齢期移行者医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例(昭和46年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第3号及び第4号を除く。)のいずれにも該当する者とする。</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、第3号及び第4号を除く。)のいずれにも該当する者とする。</p>

(1), (2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。））によるものとし、所得税法第35条第2項に規定

(1), (2) [略]

(3) 医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額）をいい、その額が0を下回る場合は、0とする。）の合計額が80万円を超えない者

する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合は、0とする。)の合計額が80万円を超えない者

(4) 対象者並びに対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者を含む。)であること。

(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度(療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税

(4) 対象者並びに対象者が属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付を受けた月の属する年度(医療保険各法の給付を受けた日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)が課されていない者(当該市町村民税を免除された者その他これに準ずる者であつて規則で定める者を含む。)であること。

(5) [略]

(6) 次のいずれかに該当する者

ア その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養の給付を受けた月の属する年度(療養の給付を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税

に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者

イ [略]

（助成の範囲）

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた

に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計金額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得金額がない者

イ [略]

（助成の範囲）

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた

者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法の規定により療養の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約,定款,運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)から,一部負担金を控除した額を助成する。ただし,法令の規定その他の制度によつて国,地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは,この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき,又は保険外併用療養費(食事療養及び生活療養を除く。),療養費(食事療養及び生活療養を除く。),訪問看護療養費若しくは特別療養費(食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。)の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養

者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法の規定により療養の給付を行うもの(以下「保険者」という。)が負担すべき額(保険者の規約,定款,運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)から,一部負担金を控除した額を助成する。ただし,法令の規定その他の制度によつて国,地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは,この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき,又は保険外併用療養費(食事療養及び生活療養を除く。),療養費(食事療養及び生活療養を除く。)若しくは特別療養費(食事療養,生活療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。)の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養

費（食事療養及び生活療養を除く。）、家族訪問看護療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。

2～5 [略]

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から当該医療に関する給付（第3条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

費（食事療養及び生活療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

2～5 [略]

（損害賠償との調整）

第10条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(助成の範囲)

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、精神疾患の医療に係る医療費を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額 （18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にある対象者の入院に係る医療費の場合

(助成の範囲)

第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、精神疾患の医療に係る医療費を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

にあつては、被保険者等負担額の全額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）、療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）、訪問看護療養費若しくは特別療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。）、家族訪問看護療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の

(1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）若しくは特別療養費（食事療養、生活療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

(3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。）、療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2 前項の一部負担金（以下単に「一部負担金」という。）の額は、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療，薬剤の支給又は手当を行う病院，診療所，薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第

各号に掲げる場合の区分に応じ、医療担当者等（診療，薬剤の支給又は手当を行う病院，診療所，薬局その他の者をいう。以下同じ。）ごとに当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 判定対象者のいずれもが、医療保険各法の給付を受けた月の属する年度（医療保険各法の給付を受けた月が4月から6月までの間にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課される所得割を除く。）が課されていない者（当該市町村民税を免除された者その他これに準ずる者であつて規則で定める者を含む。）であり、かつ、医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年（医療保険各法の給付を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付を受けた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条

28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合
次に掲げる場合（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあっては、次のア又はイに掲げる場合）の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ [略]

3～8 [略]

第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額）をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である場合又は対象者が18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者については、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

ア～ウ [略]

3～8 [略]

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から当該医療に関する給付（第3条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から資格者が療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例第10条の改正規定及び第2条中神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第10条の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第2条中神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第3条第1項の改正規定（同項各号の改正規定を除く。）及び同条第2項第2号の改正規定（「（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）」を削る部分及び「次に掲げる場合」の次に「（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては、次のア又はイに掲げる場合）」を加える部分に限る。） 令和3年10月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の規定は、施行日（この条例による改正後の神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第3条第1項各号列記以外の

部分及び第2項第2号（「（対象者が18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合にあつては，次のア又はイに掲げる場合）」に係る部分に限る。）の規定にあつては，令和3年10月1日。以下同じ。）以後に行われた診療，薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し，施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の規定を施行するために必要となる準備行為は，施行日前においても，この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の例によりすることができる。

神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第2号

神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(こども医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市こども医療費助成に関する条例(昭和48年4月条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 高校生等 18歳の誕生日の前日</u> <u>以後の最初の3月31日までの間に</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

ある者（乳児，幼児等，小児及び児童を除く。）であつて，神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(6) 乳幼児等 乳児，幼児等，小児，児童及び高校生等をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は，次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち，国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約，定款，運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について，対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等，小児，児童及び

(5) 乳幼児等 乳児，幼児等，小児及び児童をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は，次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち，国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約，定款，運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について，対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等，小児及び児童の

高校生等の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けるときは、この限りでない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養を除く。）、療養費（食事療養を除く。）、訪問看護療養費若しくは特別療養費（食事療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象乳幼児等に係る家族療養費（食事療養を除く。）、家族訪問看護療養費又は特別療養費

入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けるときは、この限りでない。

(1) 対象乳幼児等が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき、又は保険外併用療養費（食事療養を除く。）、療養費（食事療養を除く。）若しくは特別療養費（食事療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象乳幼児等に係る家族療養費（食事療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。

の支給を受けたとき。

2～6 [略]

(資格の認定等)

第5条 [略]

2 [略]

3 前項の受給者証の様式は、市長が別に定める。

4 [略]

5 資格の喪失は、対象乳幼児等の18歳の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

6 [略]

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から当該医療に関する給付（第4条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたとき

2～6 [略]

(資格の認定等)

第5条 [略]

2 [略]

3 前項の受給者証の様式は、市長の定めるところにより、乳児に係る医療費の助成、幼児等に係る医療費の助成、小児に係る医療費の助成及び児童に係る医療費の助成の全てについて共通のものとすることができ、これらの医療費の助成のうち2のものについて共通のものとすることができ、又はこれらの医療費の助成ごとに別のものとすることができる。

4 [略]

5 資格の喪失は、対象乳幼児等の15歳の誕生日以後の最初の4月1日からとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

6 [略]

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、給付理由が第三者の行為によるものであり、かつ、資格者がその者から療養費に相当する損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成し

は、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

た医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年3月条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、各号(第3号を除く。))のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 父子家庭の父が監護する児童</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号(規則で定める特別の理由があるときは、各号(第3号を除く。))のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者</p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ [略]</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 父子家庭の父が監護する児童</p>

オ [略]

(3), (4) [略]

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（対象者である児童（第2条第3号アに掲げる者に限る。）

（以下「父子家庭の児童」という。）

オ [略]

(3), (4) [略]

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて

の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国，地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは，この限りでない。

- (1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき，又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。），療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。），訪問看護療養費若しくは特別療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。
- (2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。），家族訪問看護療養費又は特別療養費の支給を受けたとき。
- (3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき，又は保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2～7 [略]

国，地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは，この限りでない。

- (1) 対象者が国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたとき，又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。），療養費（食事療養及び生活療養を除く。以下同じ。）若しくは特別療養費（食事療養，生活療養及び指定訪問看護事業者による療養を除く。以下同じ。）の支給を受けたとき。
- (2) 社会保険各法により被保険者又は組合員が対象者に係る家族療養費（食事療養及び生活療養を除く。）又は特別療養費の支給を受けたとき。
- (3) 対象者が高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けたとき，又は保険外併用療養費（食事療養及び生活療養を除く。），療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。

2～7 [略]

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為によるものであり、かつ、受給資格者がその者から当該医療に関する給付（第4条第1項各号のいずれかに掲げるときに係るものに限る。）に係る損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療に関する給付が第三者の行為に因るものであり、かつ、その者から受給資格者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中神戸市子ども医療費助成に関する条例第11条の改正規定及び第2条中神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第10条の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条中神戸市子ども医療費助成に関する条例第4条第1項各号の改正規定及び第2条中神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項各号の改正規定 令和3年7月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市子ども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、施行日（この条例による改正後の神戸市子ども医療費助成に関する条例第4条第1項各号の規定及びこの条例による改正後の神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条第1項各号の規定にあつては、令和3年7月1日。以下同じ。）以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について

適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定を施行するために必要となる申請、資格の認定その他の準備行為は、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定の例によりすることができる。

規 則

神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第53号

神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、神戸市規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の取扱いについて、当該神戸市規則の特例を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 神戸市規則で定める申請書等であって別表に掲げる規定又は様式（以下「規定等」という。）により押印（神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）別表第1から別表第5までに掲げる公印の押印及び決裁文書（市長その他の行政機関の意思決定の権限を有する者が承認に係る行為を行うことにより、その内容を当該行政機関の意思として決定し、又は確認した文書をいう。）、供覧文書（閲覧に供すべき文書をいう。）その他これらに類するものに対して市職員がする押印を除く。）を要することとされるものについては、これらの規定等にかかわらず、押印を要しないものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

規則名	条項又は様式番号
公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）	様式
神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）	第21号様式
	第22号様式
	第22号の2様式
	第22号の3様式
	第23号様式
	第24号様式
	第25号様式
	第27号様式

	第28号様式
	第29号様式
	第30号様式
	第30号の2様式
	第31号様式
	第32号様式
	第33号様式
	第34号様式
	第35号様式
	第35号の2様式
	第35号の3様式
	第35号の3の2様式
	第35号の4の2様式
	第35号の4の3様式
	第35号の4の4様式
	第35号の4の5様式
	第35号の4の6様式
	第35号の7様式
	第35号の8様式
	第36号様式
	第38号様式
	第38号の2様式
	第51号様式
神戸市墓地，埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号）	第1号様式
	第2号様式
	第3号様式
	第5号様式
神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）	様式第1号
	様式第1号の2
	様式第2号
	様式第2号の2
	様式第3号
	様式第3号の2
	様式第4号
	様式第4号の2
	様式第5号
	様式第5号の2
	様式第5号の3
	様式第5号の4
	様式第5号の5
	様式第5号の6
	様式第11号
	様式第12号
	様式第13号
神戸市立公会堂条例施行規則（昭和34年3月規則第84号）	様式第3号

神戸市狂犬病予防法施行細則（昭和34年7月規則第35号）	様式第6号
神戸市船舶給水条例施行規則（昭和36年4月規則第11号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
神戸市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年3月規則第81号）	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第6号
神戸市立老人福祉施設条例施行規則（昭和38年12月規則第59号）	様式第1号
神戸市老人福祉法施行細則（昭和38年12月規則第60号）	様式第8号
	様式第22号
財産区有財産管理規則（昭和40年2月規則第72号）	様式第2号
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年5月規則第31号）	様式第5号
	様式第8号
	様式第19号
	様式第20号
神戸市立墓園条例施行規則（昭和41年3月規則第114号）	様式第5号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第8号
	様式第9号
	様式第10号
建築物に附置すべき駐車施設に関する条例施行規則（昭和42年9月規則第43号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則（昭和43年4月規則第8号）	様式
都市計画法第53条第1項及び第65条第1項に規定する建築行為等の許可申請取扱規則（昭和44年7月規則第31号）	様式第1号
	様式第2号
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年6月規則第49号）	様式第1号
	様式第8号
	様式第9号
	様式第10号
	様式第11号
神戸市漁港管理条例施行規則（昭和45年8月規則第75号）	様式第4号
	様式第5号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第8号
	様式第9号
神戸市都市計画法施行細則（昭和45年12月規則第105号）	様式第6号の2
	様式第11号
	様式第12号

	様式第13号
	様式第13号の2
	様式第15号
	様式第18号
	様式第19号
神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）	第5条の2第2項
	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第5号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第7号の2
	様式第8号
	様式第9号
	様式第10号
	様式第11号
	様式第12号
	様式第13号
	様式第13号の2
	様式第13号の2の2
	様式第13号の3
	様式第17号
	様式第18号
神戸市立斎場条例施行規則（昭和49年4月規則第14号）	様式第3号
	様式第4号
神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年4月規則第41号）	様式第2号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第11号
	様式第15号
神戸市下水道条例施行規則（昭和50年11月規則第70号）	様式第1号
	様式第6号の2
	様式第6号の4
	様式第6号の5
	様式第6号の7
	様式第7号
	様式第9号
	様式第11号
	様式第14号
	様式第15号
	様式第17号
	様式第17号の3
	様式第17号の4
	様式第18号

	様式第19号
	様式第21号
	様式第23号
	様式第24号
	様式第26号
神戸市市民公園条例施行規則（昭和51年6月規則第55号）	様式第1号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第6号
	様式第8号
	様式第10号
	様式第11号
	様式第12号
	様式第13号
	様式第15号
神戸市都市景観条例施行規則（昭和54年10月規則第58号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第5号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第7号の2
	様式第7号の3
	様式第7号の7
	様式第7号の8
	様式第7号の10
	様式第7号の12
	様式第7号の13
	様式第8号
	様式第10号の2
	様式第10号の4
	様式第10号の5
	様式第11号
	様式第13号
	様式第15号の2
	様式第15号の4
	様式第15号の6
	様式第16号
	様式第17号
	様式第19号の2
	様式第19号の5
	様式第20号
	様式第22号
	様式第24号
神戸市港湾環境整備負担金条例施行規則（昭和55年3月規則第92号）	様式第1号
	様式第2号

	様式第5号
	様式第6号
	様式第7号
神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則（昭和57年2月規則第78号）	様式第1号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第4号の3
	様式第5号
	様式第6号
神戸市旅館業法施行細則（昭和60年3月規則第66号）	様式第1号
	様式第4号
	様式第5号
神戸市浄化槽法施行細則（昭和60年10月規則第45号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第4号
	様式第8号
	様式第9号
	様式第13号
	様式第15号
	様式第16号
	様式第18号
	様式第21号
	様式第22号
	様式第23号
神戸市理容師法施行細則（昭和61年3月規則第64号）	様式第1号
	様式第3号
神戸市美容師法施行細則（昭和61年3月規則第65号）	様式第1号
	様式第3号
神戸市興行場法施行細則（昭和61年6月規則第21号）	様式第1号
神戸市公衆浴場法等施行細則（昭和61年6月規則第23号）	様式第1号
	様式第5号
神戸市児童福祉法施行細則（昭和62年3月規則第80号）	様式第7号
	様式第25号
	様式第26号
	様式第27号
神戸市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年9月規則第37号）	様式第1号
	様式第8号
	様式第11号
緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例施行規則（平成3年10月規則第49号）	様式第1号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第5号
	様式第9号
	様式第12号
	様式第14号
	様式第15号

	様式第16号
都市緑地法施行細則（平成5年4月規則第17号）	様式第1号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第8号
	様式第12号
	様式第13号
	様式第14号
神戸市道路占用料条例施行規則（平成8年3月規則第117号）	様式第1号
神戸市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年4月規則第3号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第5号
	様式第6号
人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例施行規則（平成8年8月規則第54号）	様式第1号
	様式第4号
	様式第7号
	様式第8号
	様式第10号
	様式第12号
神戸市海岸保全区域の管理に関する条例施行規則（平成12年3月規則第141号）	様式
港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例施行規則（平成12年3月規則第142号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年3月規則第144号）	様式第1号
	様式第1号の2
	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第7号
	様式第8号
	様式第9号の2
	様式第9号の3
	様式第9号の5
	様式第9号の6
	様式第9号の7
	様式第9号の11
様式第9号の12	
様式第10号	
神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例施行規則（平成13年6月規則第20号）	様式
神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のため	様式第1号

めの自動車の運行等に関する条例施行規則（平成14年8月規則第24号）	様式第3号
旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例施行規則（平成14年10月規則第35号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第4号
神戸市水路等の占用に関する条例施行規則（平成15年3月規則第78号）	様式第1号
	様式第3号
神戸市クリーニング業法施行細則（平成16年10月規則第25号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第4号
神戸市温泉法施行細則（平成17年3月規則第74号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例施行規則（平成20年3月規則第57号）	様式
須磨海岸を守り育てる条例施行規則（平成20年3月規則第63号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成20年6月規則第11号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号の2
	様式第5号
生活保護法施行細則（平成21年4月規則第7号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第4号
	様式第6号
	様式第7号
	様式第8号
	様式第9号
	様式第10号
	様式第11号
	様式第12号
	神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則（平成24年6月規則第13号）
様式第2号	
様式第3号	
様式第4号	
様式第5号	
様式第6号	
神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則（平成29年7月規則第8号）	様式第1号
	様式第2号
	様式第3号
	様式第8号

	様式第9号
	様式第10号
神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則（平成30年3月規則第28号）	様式第1号 様式第2号
神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（平成30年5月規則第1号）	様式第2号 様式第3号 様式第4号 様式第5号
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則（令和2年3月規則第69号）	様式第1号 様式第2号 様式第2号の3
神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則（令和2年3月規則第93号）	様式第1号 様式第3号 様式第5号
神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則（令和2年3月規則第95号）	様式第24号 様式第25号 様式第26号
文化財保護法第184条第1項等に規定する許可申請等取扱規則（令和2年3月規則第99号）	様式第1号 様式第2号
神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年5月規則第14号）	様式第7号

神戸市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第54号

神戸市会計規則等の一部を改正する規則

(会計規則の一部改正)

第1条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(請求書)	(請求書)
第42条 支出命令書には、次の事項を記載した債権者の請求書を添付しなければならない。	第42条 支出命令書には、次の事項を記載した債権者の請求書を添付しなければならない。
(1) 請求金額、算出の基礎及び請求の理由	(1) 請求金額、算出の基礎及び請求の理由
(2) 債権者の住所及び氏名	(2) 債権者の住所、 <u>氏名及び印影</u>
(3) 請求年月日	(3) 請求年月日
2～4 [略]	2～4 [略]
(請求書の省略)	(請求書の省略)
第43条 前条の規定にかかわらず、次	第43条 前条の規定にかかわらず、次

に掲げるものについては、請求書の添付を省略することができる。

(1)～(8) [略]

(9) 国民健康保険法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による療養費及び国民健康保険法の規定による高額療養費，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，出産育児一時金，葬祭費及び傷病手当金

(10)～(29) [略]

(資金前渡)

第45条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1)～(23) [略]

(24)～(30) [略]

に掲げるものについては、請求書の添付を省略することができる。

(1)～(8) [略]

(9) 国民健康保険法又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による療養費及び国民健康保険法の規定による高額療養費，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，出産育児一時金及び葬祭費

(10)～(29) [略]

(資金前渡)

第45条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1)～(23) [略]

(24) 神戸市敬老祝い金に関する条例（昭和47年3月条例第52号）の規定に基づいて支給する敬老祝い金

(25)～(31) [略]

(32) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令

(31) [略]

(32) 神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金交付要綱（令和3

和2年法律第25号）第4条第1項第1号に規定する給付金

(33) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第4条第1項第2号に規定する給付金

(34) 神戸市新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所給付事業実施要綱（令和2年5月18日福祉局長決定）の規定に基づいて支給する給付金

(35) 神戸市中小法人等の店舗家賃負担軽減補助金交付要綱（令和2年5月15日経済観光局長決定）の規定に基づいて交付する補助金

(36) [略]

(37) 神戸市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年8月1日こども家庭局家庭支援調整担当課長決定）の規定に基づいて支給する給付金

(38) ひとり親世帯神戸市臨時給付金支給事業実施要綱（令和2年12月4日こども家庭局家庭支援調整担当課長決定）の規定に基づいて支給する給付金

年3月30日経済観光局長決定)の
 規定に基づいて交付する一時金
 (33) 予防接種法附則第7条第1項
 の規定による予防接種を行うに当
 たり、医療機関に対して支払う委
 託料

2～4 [略]

別表第1 (第2条, 第3条, 第19条関
 係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴 収者	支出担 当者	前渡金 管理者	審査出 納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2類 の事業 所(文 化スポ ーツ局 博物館 小磯記 念美術 館, 福 祉局障 害福祉 センタ ー, 健 康局保 健所精	[略]	[略]	[略]	[略]

2～4 [略]

別表第1 (第2条, 第3条, 第19条関
 係)

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴 収者	支出担 当者	前渡金 管理者	審査出 納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第2類 の事業 所(文 化スポ ーツ局 博物館 小磯記 念美術 館, 健 康局保 健所精 神保健 福祉セ ンター 及び保	[略]	[略]	[略]	[略]

神保健
福祉セ
ンター
及び保
健セン
ター並
びにこ
ども家
庭局若
葉学園
を除
く。)及
び第3
類の事
業所
(文化
スポー
ツ局博
物館小
磯記念
美術館
神戸ゆ
かりの
美術館
を除
く。)

[略] [略] [略] [略] [略]

文化ス [略] [略] [略] [略]

健セン
ター並
びにこ
ども家
庭局若
葉学園
を除
く。)及
び第3
類の事
業所
(文化
スポー
ツ局博
物館小
磯記念
美術館
神戸ゆ
かりの
美術館
を除
く。)

[略] [略] [略] [略] [略]

文化ス [略] [略] [略] [略]

ポーツ 局博物 館小磯 記念美 術館神 戸ゆか りの美 術館				
福祉局 障害者 福祉セ ンター	所長又 は担当 課長	所長又 は担当 課長	所長	所長又 は担当 課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市選挙 管理委 員会事 務局	[略]	[略]	[略]	[略]
人事委 員会事 務局の 組織等 に關す る規則 (昭和 26年6 月人事 委員会 規則第	課長	課長	課長	課長

ポーツ 局博物 館小磯 記念美 術館神 戸ゆか りの美 術館				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市選挙 管理委 員会事 務局	[略]	[略]	[略]	[略]

1号) 第2条 に規定 する課									
監査事 務局	[略]	[略]	[略]	[略]	人事委 員会事 務局及 び監査 事務局	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(2)～(5) [略]					(2)～(5) [略]				

第18号の4様式から第18号の6様式までの様式中

「
〒
住所
氏名
☎() — (印) を 〒
住所
氏名
☎() — に改める。
」

第22号様式中

「
上記のとおり精算します。
年 月 日
局(室) 課 職名 等級
氏名 (印) を
」

「
上記のとおり精算します。
年 月 日
局(室) 課 職名 等級
氏名 に
」

改める。

第27号様式中

「
 年 月 日 上記の金額を領収いたしました。
 受取人住所
 氏 名 (印) を
 」

「
 年 月 日 上記の金額を領収いたしました。
 受取人住所
 氏 名 に
 」

改める。

第34号様式中

「
 上記の金額を領収しました。
 年 月 日
 住所
 氏名 (印) を
 」

「
 上記の金額を領収しました。
 年 月 日
 住所
 氏名
 」

に改める。

第38号様式中

「

請求書	請求者 住所(職)氏名	総括	区別	口座
	(印)			

領収証書	上記の有価証券を受領しました。 年 月 日 住所 法人名 氏名印
------	--

 」

を

「

請求書	請求者 住所(職)氏名	総括	区別	口座
領収証書	上記の有価証券を受領しました。 年 月 日 住所 法人名 氏名			

」

に改める。

(物品会計規則の一部改正)

第2条 神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(出納の通知) 第6条 [略] <u>2 前項の規定にかかわらず、神戸市</u> <u>消耗品調達システム(第3条第2号</u> <u>の消耗品の調達に係る事務処理を行</u> <u>うための情報処理システムであつ</u> <u>て、市長が管理するものをいう。以</u>	(出納の通知) 第6条 [略]

下同じ。)により発注を行った物品の出納にあつては、物品管理者の神戸市消耗品調達システムでの発注の承認をもつて別表第2に定める出納通知書に代えるものとする。この場合において、当該出納については、別表第2に定める出納通知書により行われたものとみなして、次条の規定を適用する。

(物品管理簿の記載)

第8条 物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。この場合において、備品の受領又は交付について物品管理簿に記載させるときは、物品管理者は、備品取得等決議書により決裁を行うものとする。

2 [略]

(物品管理簿記載の省略)

第9条 次に掲げる物品については、前条の規定にかかわらず、物品管理簿の記載を省略することができる。

(1)～(4) [略]

(物品管理簿の記載)

第8条 物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。この場合において、備品の受領又は交付について物品管理簿に記載させるとき (第3号様式備品管理簿(乙)に記載させるときを除く。) は、物品管理者は、備品取得等決議書により決裁を行うものとする。

2 [略]

(物品管理簿記載の省略)

第9条 次に掲げる物品については、前条の規定にかかわらず、物品管理簿の記載を省略することができる。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定により物品管理簿の記載を省略したときは、物品管理員は、納品検査調書(検査合格報告

書) 及び納品書兼検査調書(履行届兼検査合格報告書)の記載省略欄に押印しなければならない。

別表第3 (第18条関係)

様式号数	様式名	関係条文	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
第3号	備品管理簿(甲)	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
	物品不用決定兼処分決議書 不用物品売却決定通知書	[略]	[略]

別表第3 (第18条関係)

様式号数	様式名	関係条文	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
第3号	備品管理簿(甲)	[略]	
	(乙)		
[略]	[略]	[略]	[略]
	物品不用決定兼処分決議書 不用物品売却決定通知書	[略]	[略]
	納品検査調書(検査合格報告書) 納品書兼検査調書(履行届兼検査合格報告書)	第9条	契約事務 手続規程 様式第25 号の3 同様式第 29号

第3号様式を次のように改める。

第4号様式中 「 受領印 」 を 「 受領者 」 に改める。

第4号の2様式中 「 返却日 (確認印) 」 を 「 返却日 (確認者) 」 に改める。

第6号様式中 「 物品管理者 職氏名印 」 を 「 物品管理者 職氏名 」 に改める。

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第3条 神戸市収入証紙条例施行規則(昭和39年3月規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 次に掲げる手数料の徴収については、収入証紙による収入の方法による。ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 神戸市手数料条例(平成12年3</p>	<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 次に掲げる手数料の徴収については、収入証紙による収入の方法による。ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 神戸市手数料条例(平成12年3</p>

月条例第77号)の規定(第2条第1号から第3号まで,第6号から第11号まで,第16号,第18号から第24号まで,第26号から第60号まで,第65号,第70号,第133号から第141号まで,第143号,第145号,第146号及び第151号,第3条並びに第4条から第4条の4までを除く。)による手数料。ただし,高等学校及び高等専門学校における修学,学業成績等に関する証明手数料,保健所における証明手数料(医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)及び毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に係るものを除く。),中央卸売市場における証明手数料,農業振興センターにおける証明手数料,農業委員会における証明手数料,行財政局住民課及び税務部における証明手数料並びに区役所総務部,北神区役所市民課及び区役所支所市民課における証明手数料を除く。

(2), (3) [略]

月条例第77号)の規定(第2条第1号から第3号まで,第6号から第11号まで,第16号,第18号から第24号まで,第26号から第60号まで,第65号,第70号,第73号,第133号から第141号まで,第143号,第145号,第146号及び第151号,第3条並びに第4条から第4条の4までを除く。)による手数料。ただし,高等学校及び高等専門学校における修学,学業成績等に関する証明手数料,保健所における証明手数料(医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)及び毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に係るものを除く。),中央卸売市場における証明手数料,農業振興センターにおける証明手数料,農業委員会における証明手数料,行財政局住民課及び税務部における証明手数料並びに区役所総務部,北神区役所市民課及び区役所支所市民課における証明手数料を除く。

(2), (3) [略]

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正)

第4条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則(昭和39年10月

規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(請求書)</p> <p>第38条 支払伝票には、次の事項を記載した債権者の請求書を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 債権者の住所 <u>及び氏名</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(請求書)</p> <p>第38条 支払伝票には、次の事項を記載した債権者の請求書を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 債権者の住所、<u>氏名及び印影</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>

別表第9の第2号様式(その2)中

「

領 収 書	上記金額を領収しました。 年 月 日 債権者住所(職)氏名印	① 収 印 入 紙	を
支払伝票 ① 支払証 票			

」

「


領収書	上記金額を領収しました。		① 収 印 入 紙
	年 月 日	債権者住所氏名	
支払伝票 ① 支払証票			

に改める。

」

別表第9の第15号様式（第60条）（その1）中

「

債権者住所(職)氏名印		
預り有価証券払出伝票 ① 決 裁		

を

」

「

債権者住所氏名	
預り有価証券払出伝票 ① 決 裁	

に改める。

」

別表第9の第15号様式（その2）中

「

上記のとおり受領しました。		債権者住所(職)氏名印
年 月 日		
預り有価証券払出伝票 ② 払出証票		

を

」

「

上記のとおり受領しました。		債権者住所氏名
年 月 日		
預り有価証券払出伝票		
② 払出証券		

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市会計規則第42条第1項の規定及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則第38条第1項の規定は、施行日以後に受領した請求書に係る支出命令書及び支払伝票について適用し、施行日前に本市が受領した請求書に係る支出命令書及び支払伝票については、なお従前の例による。

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第55号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則
 第1条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則（平成6年3月規則第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第5章の2 近隣住環境計画（第10条の2—<u>第10条の5</u>）</p> <p>第6章，第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（基準）</p> <p>第3条 条例第9条第2項に規定する規則で定める基準で建築に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第5章の2 近隣住環境計画（第10条の2—<u>第10条の4</u>）</p> <p>第6章，第7章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（基準）</p> <p>第3条 条例第9条第2項に規定する規則で定める基準で建築に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(4) 管理人室（居住者等への対応その他の管理業務を行うために必要なカウンター及び窓その他の開口部（これらと同等の機能を有するものを含む。）を備えた建築物の部分をいう。以下同じ。）を設けること。

(5) [略]

2 [略]

(基準)

第4条 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準で自動車に係るもの（以下「自動車の基準」という。）は、次の表のとおりとする。

[略]

2, 3 [略]

4 ワンルームマンション又は特定共同住宅（以下「ワンルームマンション等」という。）の増築又は改築（以下「増改築」という。）をする場合の自動車の基準は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数以上の数の駐車施設を設けることとする。この場合において、当該各号に定める基準により算出して得た数に当該増改築前の駐車施設の数を加えて得た数が当該増改築後の住戸の数

(4) 管理人室（管理業務に必要なカウンターを備えた窓を有する管理人室をいう。以下同じ。）を設けること。

(5) [略]

2 [略]

(基準)

第4条 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準で自動車に係るものは、次の表のとおりとする。

[略]

2, 3 [略]

4 1戸以上の住戸の全部の除却又は滅失を伴う増築又は改築をする場合における第1項の基準の適用については、従前の駐車施設の数に当該除却又は滅失に係る住戸の数の従前の住戸の数に対する割合を乗じて得た数を当該増築又は改築に係る住戸の数に対応する駐車施設の数に算入する。

に対応する整備率を当該増改築後の住戸の数に乗じて得た数（以下「増改築後の要駐車施設数」という。）を上回るときは、当該増改築後の要駐車施設数から当該増改築前の駐車施設の数を減じて得た数に相当する駐車施設の数（当該駐車施設の数が0を下回る場合には、0とする。）以上の数の駐車施設を設けることを自動車の基準とする。

(1) 条例の施行の際現に存するワンルームマンション等について増改築をする場合 当該増改築後の住戸の数から当該増改築前の住戸の数を減じて得た住戸の数（以下「増戸数」という。）に対応する整備率に当該増戸数を乗じて得た駐車施設の数

(2) 前号に規定するワンルームマンション等以外のワンルームマンション等について増改築をする場合
アに掲げる数からイに掲げる数を減じて得た駐車施設の数

ア 当該増改築後の要駐車施設数
イ 当該増改築前の住戸の数に対応する整備率に、当該増改築前の住戸の数を乗じて得た駐車施設の数

5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、同項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) ワンルームマンション等を建築

5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、同項の規定は、適用しない。

(1) [略]

(2) 住戸の数の増加を伴わない増築（改築を含む。以下この号及び次号において同じ。）であって、1戸以上の住戸の全部の除却又は滅失を伴わないものであり、かつ、駐車施設の数の減少（増築後の駐車施設の数が第1項の表に規定する整備率を満たしている減少を除く。）を伴わないものをするとき。

(3) 前号に規定する増築以外の増築をする場合において、当該増築後の駐車施設の数が従前の駐車施設の数（当該数が第1項の表に規定する整備率を満たすときにあつては、当該整備率を満たすこととなる最小の駐車施設の数）以上であり、かつ、増築に係る住戸の数に対応する駐車施設の数が当該増築後の建築物の住戸の数に対応する同表に規定する整備率を満たすとき。

(4) [略]

(5) 特定共同住宅を建築する場合に

する場合において、その利用形態及び管理形態からみて第1項の基準によりがたいと市長が認めるとき。

6 [略]

7 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準で自転車に係るもの（以下「自転車の基準」という。）は、当該建築物の住戸の数（第2項に規定する住戸にあつては、住戸の数の10分の6）以上の数の駐車施設を設けることとする。

8 ワンルームマンション等の増改築をする場合の自転車の基準は、前項の規定にかかわらず、増戸数（第2項に規定する住戸にあつては、増戸数の10分の6。以下この項において同じ。）以上の数の駐車施設を設けることとする。この場合において、増戸数に当該増改築前の駐車施設の数を加えて得た数が当該増改築後の住戸の数（第2項に規定する住戸にあつては、当該増改築後の住戸の数の10分の6。以下この項において同じ。）を上回るときは、当該増改築後の住戸の数から当該増改築前の駐車施設の数減じて得た数に相当する駐車施設の数（当該駐車施設の数

において、その利用形態及び管理形態からみて第1項の基準によりがたいと市長が認めるとき。

6 [略]

7 条例第9条第4項に規定する規則で定める基準で自転車に係るものは、当該建築物の住戸の数（第2項に規定する住戸にあつては、住戸の数の10分の6）以上の数の駐車施設を設けることとする。

が0を下回る場合には、0とする。
る。)以上の数の駐車施設を設ける
ことを自転車の基準とする。

9 条例第9条第4項に規定する規則
で定める基準で二輪車（自転車を除
く。次条第3項において同じ。）に
係るもの（以下「二輪車の基準」と
いう。）は、当該建築物の住戸の数
の10分の1以上の数の駐車施設を設
けることとする。ただし、敷地の状
況により市長がやむを得ないと認め
る場合は、この限りでない。

10 ワンルームマンション等の増改築
をする場合の二輪車の基準は、前項
の規定にかかわらず、増戸数の10分
の1以上の数の駐車施設を設けるこ
ととする。この場合において、増戸
数の10分の1に当該増改築前の駐車
施設の数を加えて得た数が当該増改
築後の住戸の数の10分の1を上回る
ときは、当該増改築後の住戸の数の
10分の1から当該増改築前の駐車施
設の数を減じて得た数に相当する駐
車施設の数（当該駐車施設の数
が0を下回る場合には、0とする。）以
上の数の駐車施設を設けることを二
輪車の基準とする。

11 前2項に規定する基準を超えて整

8 条例第9条第4項に規定する規則
で定める基準で二輪車（自転車を除
く。次条第3項において同じ。）に
係るものは、当該建築物の住戸の数
の10分の1以上の数の駐車施設を設
けることとする。ただし、敷地の状
況により市長がやむを得ないと認め
る場合は、この限りでない。

9 前項に規定する基準を超えて整備

備する場合においては，基準を超えて整備した駐車施設の数を第7項又は第8項の規定による基準の数より減ずることができる。

12 第5項（第1号を除く。）の規定は，自転車の基準及び二輪車の基準について準用する。

第5章の2 [略]

（近隣住環境計画を定める旨の公告）

第10条の2 条例第35条の3第4項

（条例第35条の5第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告は，次に掲げる事項について行うものとする。

(1) その定めようとする条例第35条の2第1項に規定する近隣住環境計画（以下「近隣住環境計画」という。）の名称及び区域

(2) 近隣住環境計画の案の縦覧の期間及び場所

(3) 前2号に掲げるもののほか，市長が必要であると認める事項

（公聴会の運営）

第10条の3 条例第35条の4（条例第35条の5第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会（以

する場合においては，基準を超えて整備した駐車施設の数を第7項の規定による基準の数より減ずることができる。

10 第5項（第1号を除く。）の規定は，第7項及び第8項の基準で自転車その他の二輪車に係るものについて準用する。

第5章の2 [略]

（公聴会の運営）

第10条の2 条例第35条の4（条例第35条の5第4項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会（以

下「公聴会」という。)の議長は、市職員のうちから市長が指名する。

2 [略]

(公聴会の開催の公告)

第10条の4 市長は、公聴会を開催する場合においては、開催しようとする日の3日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 近隣住環境計画の名称及び区域

(2) [略]

第10条の5 [略]

下「公聴会」という。)の議長は、市職員のうちから市長が指名する。

2 [略]

(公聴会の開催の公告)

第10条の3 市長は、公聴会を開催する場合においては、開催しようとする日の3日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) その定めようとする条例第35条の2第1項に規定する近隣住環境計画 (以下「近隣住環境計画」という。)の名称及び区域

(2) [略]

第10条の4 [略]

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条の2, 第2条の3関係)

事前 変更 届出書	
神戸市長 宛	年 月 日
住所	
届出者 (建築主)	氏名(法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話番号 () —
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例	第5条の2 第1項の規定により, 次のとおり 第5条の3
届け出ます。	
代理者の資格、氏名、事務所名及び所在地等	()建築士 ()登録第 号 氏名 ()建築士事務所()知事登録第 号 名称 住所 電話番号() —
建築物の敷地の所在及び地番	神戸市 区
確認申請先(予定)	<input type="checkbox"/> 神戸市建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関(名称)
特記事項 (変更内容)	(変更の届出の場合 事前届出書の受付日及び番号) 年 月 日 第 号
※受付日及び番号	年 月 日 第 号
※ 関 係 課 処 理 欄	
※	※ 処理欄 年 月 日 ※ 処理欄 年 月 日
備考	
1 この届出書は, 本人又はその代理人が記入するものです。	
2 同一敷地における, 建築物と工作物の届出は別にしてください。	
3 変更の届出をする場合は, 変更の内容並びに事前届出書の受付の日及び番号を特記事項の欄に記入してください。また, 建築確認申請書第3面の写し及び図面の変更箇所にマーキングをしてください。	
4 ※の欄は, 記入しないでください。	
添付図書として, 次の図書を添え提出してください。	
(1) 建築物(用途変更の場合も同様): 建築確認申請書第3面の写し, 付近見取図, 配置図, 各階平面図, 2面以上の立面図及び断面図(ただし, 建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物である場合は必要ありません。)	
(2) 工作物(建築基準法施行令第138条第1項, 第2項(第1号を除く)及び第3項に掲げるもの): 建築確認申請書第2面の写し, 付近見取図, 配置図, 平面図又は横断面図及び側面図又は縦断面図	

様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号の2(第2条の3関係)

<p>廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神戸市長 宛</p> <p style="text-align: center;"> 届出者 住所 (建築主) 氏名(法人にあつては, 名称及び代表者名) 電話番号 () — </p> <p>神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第5条の2第1項に規定する届出に係る事項の廃止をするので、同条例第5条の3第1項の規定により、届け出ます。</p>	
代理者の資格, 氏名, 事務所名及び所在地等	()建築士 ()登録第 号 氏名 名称 住所 電話番号() —
事前届出書の受付日及び番号	年 月 日 第 号
建築物の敷地の所在及び地番	神戸市 区
※処理欄	

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理者が記入するものです。
- 2 ※の欄は記入しないでください。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第7条関係）

(表)

説明に関する報告書			
		年	月
		日	
神戸市長 宛			
報告者		住所	
		氏名	
		役職名	_____
<p>神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第 11 条第 2 項の規定により近隣の所有者等に対して行った説明に関する報告を次のとおり行います。</p>			
1 建築物の敷地の所在及び地番	神戸市 区		
2 実施日等			
実 施 日	(1)	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
	(2)	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
	(3)	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで
場 所	(1)	説明の方法	(1) 説明会・個別説明・その他 ()
	(2)		(2) 説明会・個別説明・その他 ()
	(3)		(3) 説明会・個別説明・その他 ()
建 築 主 側 (説 明 者)			
近 隣 の 所 有 者 等 (説 明 対 象 者)	□別紙のとおり		
<p>備考 1 この報告書は、報告者または建築主本人が記入して下さい。 2 説明対象者が複数に上り、書ききれない場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を貼付してください。</p>			

(裏)

3 説明の状況

項 目		内 容	近隣の所有者等からの要望	近隣の所有者等の要望への回答
(1) 説明の資料	ア	説明時に提示した図書(敷地の状況が分かるものを含む。)等	概要書 配置図 立面図 日影図 その他()	
	イ	説明時に配布した資料		
(2) 説明の概要	ア	日 照		
	イ	プライバシー		
	ウ	電波障害(影響範囲の説明等)		
	エ	ごみの処理		
	オ	駐 車 施 設		
	カ	ポンプ室、空気調和設備等の騒音、振動 その他これらの設置に伴う影響		
	キ	建物の利用形態及び管理形態		
	ク	建築工事、既存の建物の除去工事等の施工について 〔作業時間、工事車両の通行の状況、騒音、振動等の防止策、工事の工程、近隣建物の保全等〕		
	ケ	そ の 他		
	(3) 議 事 録	有(別添のとおり) ・ 無		

備考

- 1 説明を行った近隣の所有者等の範囲を住宅地図等に表示し、及び添付してください。
- 2 説明時に提示した図書を○で囲み、そのほかに明示した図書等がある場合は、その図書等の名称を()内に記入してください。
- 3 説明時に使用した図書等があれば、それを添付してください。

誓 約 書

年 月 日

住所
 建築主 氏名(法人にあっては
 名称及び代表者名)

近隣の所有者等に対する説明については、この報告書のとおりですが、今後誠意ある話し合いを実施していくことを誓います。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

正本

正	指定建築物建築届	※ 区名				
神戸市長 宛		年 月 日				
住所 届出者 氏名 (法人にあつては、 (建築主) 名称及び代表者名) 電話番号 - -						
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。						
建築物の敷地	所在及び地番	神戸市 区				
	用途地域					
	指定容積率(%)	80・100・150・200・300・400・500・600・700・800・()				
	指定建ぺい率(%)	40・50・60・80				
計画建築物	用途	駐車施設	共同住宅【ファミリー 戸・ワンルーム 戸・その他 】			
			駐 車 場	住宅用設置台数	条例による最小台数	その他
			バイク置場 (併付+大型)	台	台	台
			うち大型 (1.0m×2.3m)	台	台	台
			駐 輪 場	台	台	台
	高さ(軒の高さ)	高さ	m (ベントハウスまでの高さ m) ・ 軒の高さ m			
階 数	地上	階	地下	階		
構 造	造 一部 造					
		届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	工 事 の 種 別	
敷 地 面 積	㎡	㎡	㎡	㎡	新 築 増 築 改 築 移 転	
建 築 面 積	㎡	㎡	㎡	㎡		
延べ面積(建築物全体)	㎡	㎡	㎡	㎡		
	うち容積対象面積	㎡	㎡	㎡		
代 理 者	事務所の名称	電話番号 - -				
	所在地					
	氏名及び登録番号	() 建築士 () 登録 第 号				
設 計 者	事務所の名称	電話番号 - -				
	所在地					
	氏名及び登録番号	() 建築士 () 登録 第 号				
施 工 者	営業所の名称	電話番号 - -				
	所在地					
	氏名及び登録番号	建設業者許可 第 号				
工事予定期間	着工日	年 月 日	完了日	年 月 日		
特 記 事 項						
※ 受 付		※ 決 裁 欄			※ 通 知	
年 月 日					年 月 日	
第 号					第 号	
備考 1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。 2 ※の欄は、記入しないでください。						
3 ポールベン等（消せないものに限り）で記入してください。						
4 この届書において「ファミリー」とは住戸専用面積が30㎡以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30㎡未満の住戸を、「ベントハウス」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第8号に規定する建築物の屋上部分をいう。						

副本

副	指定建築物建築届	区 名	※	
神戸市長 宛		年 月 日		
住所 届出者 氏名 (法人にあっては、 (建築主) 名称及び代表者名) 電話番号 - -				
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。				
建築物の敷地	所在及び地番	神戸市 区		
	用途地域			
	指定容積率(%)	80・100・150・200・300・400・500・600・700・800・()		
	指定建ぺい率(%)	40・50・60・80		
計画建築物	用途	共同住宅【ファミリー 戸・ワンルーム 戸・その他 】		
		駐車施設	住宅用設置台数	条例による最小台数
		駐 車 場	台	台
		バイク置場 (併付+大型)	台	台
		うち大型 (1.0m×2.3m)	台	台
駐 輪 場	台	台		
高さ(軒の高さ)	高さ	m (ベントハウスまでの高さ	m) ・ 軒の高さ	
階 数	地上	階	地下	
構 造	造 一部 造			
	届 出 部 分	届出以外の部分	合 計	
敷 地 面 積	m ²		m ²	
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	
延べ面積(建築物全体)	m ²	m ²	m ²	
うち容積対象面積	m ²	m ²	m ²	
代理人	事務所の名称	電話番号 - -		
	所 在 地			
	氏名及び登録番号	() 建築士 () 登録 第 号		
設計者	事務所の名称	電話番号 - -		
	所 在 地			
	氏名及び登録番号	() 建築士 () 登録 第 号		
施工者	営業所の名称	電話番号 - -		
	所 在 地			
	氏名及び登録番号	建設業者許可 第 号		
工事予定期間	着工日	年 月 日	完了日	
特 記 事 項				
※ 受 付	※ 処 理 欄		※ 通 知	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	

備考 1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。 2 ※の欄は、記入しないでください。
 3 ボールペン等 (消せないものに限る) で記入してください。
 4 この届書において「ファミリー」とは住戸専用面積が30㎡以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30㎡未満の住戸を、「ベントハウス」とは建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第2条第1項第8号に規定する建築物の屋上部分をいう。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第9条関係）

許 可 申 請 書						
神戸市長 宛 住所 申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)					年 月 日	
神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第 条第 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。						
1 建築主の住所、氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)等	(電話番号 — —)					
2 代理人の住所、氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)等	()建築士()登録第	号()建築士事務所()登録第	号 (電話番号 — —)			
3 設計者の住所、氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)等	()建築士()登録第	号()建築士事務所()登録第	号 (電話番号 — —)			
4 建築物の敷地	(1) 所在及び地番	神戸市 区				
	(2) 用途地域		(4) 高度地区	第 種高度地区		
	(3) 防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし		(5) そ の 他		
5 主 要 用 途				6 工 事 の 種 別	新築 増築 改築 移転 用途変更	
	申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	14 事 業 内 容		
7 敷 地 面 積						
8 建 築 面 積						
9 延 べ 面 積	()	()	()			
10 築 造 面 積				15 そ の 他		
11 高 さ						
12 構 造						
13 階 数						
16 敷地の周囲の環境						
17 許可を受けようとする具体的事項 (具体的数値)						
※ 処 理 欄			※ 条 件			
※ 受 付 欄	※ 建築審査会意見欄		局	消収第 号	※ 消防関係意見欄	※ 許可番号欄
年 月 日						年 月 日
第 号			署			第 号
係員氏名						係員氏名
備考						
1 ※の欄は、記入しないでください。						
2 4(3)の欄及び6の欄は、該当するものを○で囲んでください。						
3 9の欄の()内には、自動車車庫等の施設の用途に供する部分及び地階で住宅の用途に供する部分の床面積を記入してください。						
4 14の欄から17の欄までの欄は、許可の可否を判定できるよう具体的に書き、これらの欄に書き表せない事項で特に必要なものがあれば、別紙又は別図に書いて添付してください。						

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第10条関係）

建築協定認可（変更・廃止）申請書					
神戸市長 宛		年 月 日			
		申請代表者住所			
		申請者氏名			
建築基準法 第70条第1項（第74条第1項、第76条第1項） 第76条の3第2項（第74条第1項、第76条第1項）の規定により次のとおり 建築協定の認可（変更の認可・廃止の認可）を申請します。					
1 申請代表者（申請者）の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）等		（電話番号 ー ー ）			
2 代理人の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）等		（電話番号 ー ー ）			
3 建築協定区域の位置等	所在及び地番				
	面積				
	用途地域		防火地域		
	高度地区		その他		
4 建築協定区域隣接の位置等	所在及び地番				
	面積				
	用途地域		防火地域		
	高度地区		その他		
5 建築協定区域の環境	区域内の環境				
	区域の周囲の環境				
6 定項概要	建築物の〔敷地・位置・構造・用途〕〔形態・意匠・建築設備〕に関する基準				
7 有効期間					
8 違反があった場合の措置					
9 土地の所有者等的人数	土地の所有者	建築物の所有者を有する者	借地権を有する者	建築基準法第77条の2第1項に規定する建築物の借主	合計
	人	人	人	人	人
※ 処 理 欄				※ 条 件	
※ 受付欄	年 月 日			※ 認可欄	年 月 日
	第 号				第 号
	係員氏名				係員氏名
備考					
1 ※の欄は、記入しないでください。					
2 2の欄は、代理人が建築士の場合は、登録番号も記入してください。					
3 4の欄は、建築協定区域隣接地を定める場合に記入してください。					
4 6の欄は、できるだけ具体的に記入してください。					

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第10条関係）

代表者証明書

年 月 日

_____ 地区建築協定の認可申請代表者である

(住 所)

_____ (氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名))

_____ は、

当該協定区域の土地の所有者等の代表者であることを証明します。

_____ 地区建築協定委員会

委員名 _____

委員名 _____

委員名 _____

委員名 _____

委員名 _____

委員名 _____

委員名 _____

委員名 _____

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第10条関係）

借 地 権 消 滅 届

年 月 日

神戸市長宛

届出者 住 所

氏 名

電 話 () -

次のとおり借地権が消滅しましたので、建築基準法第74条の2第3項の規定により関係図書を添えて届け出ます。

1 建築協定の名称	
2 認可公告年月日	
3 借地権消滅年月日	
4 土地の地名地番	
5 土地の所有者の住所及び 氏名	

様式第11号の2を次のように改める。

様式第11号の2（第10条関係）

建築協定加入届

年 月 日

神戸市長宛

届出者 住所

氏名

電話（ ） —

年 月 日付けで認可のありました次の建築協定に加わりたいので、建築基準法第75条の2〔第1項
第2項〕の規定により関係図書を添えて届け出ます。

建築協定の名称	
---------	--

加入する土地の表示

所在及び地番	区
敷地面積	平方メートル

※添付書類：合意書，土地登記事項要約書

様式第12号を次のように改める。
 様式第12号（第10条の5関係）

近隣住環境計画の区域内における行為の届出書 年 月 日 神戸市長 宛 届出者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話番号（ ） — 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第35条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
行為を行おうとする場所の所在及び地番	神戸市 区
近隣住環境計画の名称	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は用途の変更 <input type="checkbox"/> 建築物以外の工作物の新築、増築、改築若しくは移転又は用途の変更 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質又は用途の変更 <input type="checkbox"/> 道路の整備に関する行為
行為の着手予定年月日	年 月 日
行為の完了予定年月日	年 月 日
※	※処理欄
備考 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。 2 ※の欄は、記入しないでください。	

第2条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(確認申請等に係る届出等)</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>2 条例第5条の2第1項の規定により確認申請等をしようとする建築主（次項及び第4項の建築主を除く。）は、様式第1号による事前届出書に、次に掲げる図書（当該確認申請等が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項第4号に規定する建築物に係るものであるときは、<u>第2号</u>に掲げる図書を除く。）（2部）を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>(確認申請等に係る届出等)</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>2 条例第5条の2第1項の規定により確認申請等をしようとする建築主（次項及び第4項の建築主を除く。）は、様式第1号による事前届出書に、次に掲げる図書<u>又は書面</u>（当該確認申請等が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項第4号に規定する建築物に係るものであるときは、<u>第3号</u>に掲げる図書を除く。）（2部）を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）別記第2号様式</u></p>

(1) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3第1項の表1の（い）項に規定する図書（床面積求積図を除く。）

(2) [略]

3 条例第5条の2第1項の規定により確認申請等（法第88条第1項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に限る。）をしようとする建築主は、様式第1号による事前届出書に、次の各号に掲げる工作物の種類に応じ当該各号に定める図書（2部）を添えて市長に提出しなければならない。

(1), (2) [略]

4 条例第5条の2第1項の規定により確認申請等（法第88条第2項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第2項において準用する法第18条第2項の規定に

（第3面に限る。）の写し

(2) 施行規則第1条の3第1項の表1の（い）項に規定する図書（床面積求積図を除く。）

(3) [略]

3 条例第5条の2第1項の規定により確認申請等（法第88条第1項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に限る。）をしようとする建築主は、様式第1号による事前届出書に、次の各号に掲げる工作物の種類に応じ当該各号に定める図書（2部）及び施行規則別記第10号様式（第2面に限る。）の写し（2部）を添えて市長に提出しなければならない。

(1), (2) [略]

4 条例第5条の2第1項の規定により確認申請等（法第88条第2項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第2項において準用する法第18条第2項の規定に

よる通知に限る。)をしようとする建築主は、様式第1号による事前届出書に、施行規則第3条第2項の表の各項に規定する図書(2部)を添えて市長に提出しなければならない。

5, 6 [略]

(変更等の届出)

第2条の3 [略]

2 条例第5条の3第1項の規定により、届出に係る事項の変更をしようとする建築主は様式第1号による変更届出書に、当該変更に係る部分を記載した前条第2項から第4項までに規定する図書(2部)を添えて、届出に係る事項の廃止をしようとする建築主は様式第1号の2による廃止届出書を市長に提出しなければならない。

よる通知に限る。)をしようとする建築主は、様式第1号による事前届出書に、次に掲げる図書(2部)を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 施行規則別記第11号様式(第2面に限る。)の写し

(2) 施行規則第3条第2項の表の各項に規定する図書

5, 6 [略]

(変更等の届出)

第2条の3 [略]

2 条例第5条の3第1項の規定により、届出に係る事項の変更をしようとする建築主は様式第1号による変更届出書に、当該変更に係る部分を記載した前条第2項から第4項までに規定する図書又は書面(2部)を添えて、届出に係る事項の廃止をしようとする建築主は様式第1号の2による廃止届出書を市長に提出しなければならない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条の2，第2条の3関係）

（表）

<p>事前 変更 届出書</p>		<p>年 月 日</p>	
<p>神戸市長 宛</p>		<p>住所 届出者 氏名（法人にあっては， （建築主） 名称及び代表者名） 電話番号（ ） —</p>	
<p>神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例</p>		<p>第5条の2 第1項の規定により，次のとおり 第5条の3</p>	
<p>届け出ます。</p>			
<p>代理者の資格、氏名、事務所 名及び所在地等</p>	<p>()建築士 ()登録第 号 氏名 名称 住所</p>	<p>電話番号() —</p>	
<p>建築物の敷地の所在及び地番</p>	<p>神戸市 区</p>		
<p>住居表示</p>	<p>神戸市 区</p>		
<p>確認申請先(予定)</p>	<p><input type="checkbox"/>神戸市建築主事 <input type="checkbox"/>指定確認検査機関（名称 ）<input type="checkbox"/>未定</p>		
<p>特記事項 (変更内容)</p>	<p>(変更の届出の場合 事前届出書の受付日及び番号) 年 月 日 第 号</p>		
<p>建築物</p>	<p><input type="checkbox"/>市街化区域 <input type="checkbox"/>市街化調整区域 <input type="checkbox"/>防火地域 <input type="checkbox"/>準防火地域 <input type="checkbox"/>法22条区域 <input type="checkbox"/>指定なし</p>		
	<p>その他の区域、地域、地区又は街区</p>		
	<p>道路</p>	<p>幅員 () m 敷地と接している部分の長さ () m</p>	
	<p>敷地面積</p>	<p>m² m² m² m²</p>	<p>合計 m²</p>
	<p>用途地域等</p>	<p>（斜線）</p>	
	<p>指定建蔽率</p>	<p>% % % %</p>	
	<p>指定容積率</p>	<p>% % % %</p>	
	<p>主要用途等</p>	<p>() 長屋・共同住宅の場合 () 戸 駐車台数(屋内外共) () 台</p>	
	<p>工事種別</p>	<p><input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>大規模の修繕 <input type="checkbox"/>大規模の模様替 <input type="checkbox"/>用途変更(変更前用途 変更後用途)</p>	
	<p>建築面積</p>	<p>申請部分()m² 申請以外の部分()m²合計()m² 建蔽率()%</p>	
	<p>延べ面積</p>	<p>申請部分()m² 申請以外の部分()m²合計()m² 容積率()%</p>	
	<p>最高の高さ</p>	<p>申請に係る建築物()m 他の建築物()m</p>	
	<p>階数</p>	<p>地上 申請に係る建築物()階 他の建築物()階 地下 申請に係る建築物()階 他の建築物()階</p>	
	<p>構造</p>	<p>（空白）</p>	
<p>工事着手予定</p>	<p>年 月 日</p>	<p>工事完了予定 年 月 日</p>	
<p>工作物</p>	<p>種類又は用途</p>		
	<p>高さ</p>	<p>m 構造 築造面積 m²</p>	
	<p>工事種別</p>	<p><input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	
<p>工事着手予定</p>	<p>年 月 日</p>	<p>工事完了予定 年 月 日</p>	

(裏)

都市計画法 に関する手続き	市街化区域	開発許可 <input type="checkbox"/> 有り(第 号) <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 検査済証(第 号) <input type="checkbox"/> 法第37条承認(第 号) <input type="checkbox"/> 開発行為の事前確認書で許可不要所見有り(第 号) <input type="checkbox"/> 開発事業審査申出書で許可不要所見有り(第 号) <input type="checkbox"/> 法第29条1項3～11号該当(第 号) <input type="checkbox"/> 該当無し	
	市街化調整区域	開発許可 <input type="checkbox"/> 有り(第 号) <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 検査済証(第 号) <input type="checkbox"/> 法第37条承認(第 号) 法第42条建築許可 <input type="checkbox"/> 有り(第 号) <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 無し 法第43条建築許可 <input type="checkbox"/> 有り(第 号) <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 開発行為(立地基準)の事前確認書(第 号) <input type="checkbox"/> 法第29条1項2号, 3号, 10号, 11号該当(第 号) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 該当無し	
宅地造成等規制法 に関する手続き等	切土の高さ()m 盛土の高さ()m	宅造許可 <input type="checkbox"/> 有り(第 号) <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 検査済証(第 号)	
備考			
※受付日及び番号	年 月 日 第 号		
※処理欄			

- 備考
- 1 この届出書は、本人又はその代理者が記入するものです。
 - 2 同一敷地における、建築物と工作物の届出は別にしてください。
 - 3 変更の届出をする場合は、変更の内容並びに事前届出書の受付の日及び番号を特記事項の欄に記入してください。
 - 4 添付図書として、次の図書を添え提出してください。
 - (1) 建築物（用途変更の場合も同様）：付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図（ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物である場合、立面図及び断面図は必要ありません。）
 - (2) 工作物（建築基準法施行令第138条第1項、第2項（第1号を除く）及び第3項に掲げるもの）：付近見取図、配置図、平面図又は横断面図及び側面図又は縦断面図
 - 5 工作物の築造面積は、建築基準法第88条第2項に規定する工作物の場合に記入してください。
 - 6 ※の欄は記入しないでください。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年5月12日から施行する。

神戸市火災予防規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第56号

神戸市火災予防規則等の一部を改正する規則

(火災予防規則の一部改正)

第1条 神戸市火災予防規則(昭和37年6月規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(<u>厨房設備</u> の自動消火装置の技術上の基準)	(^{ちゅう} 厨房設備の自動消火装置の技術上の基準)
第5条 [略]	第5条 [略]
(申請書等の様式等)	(申請書等の様式等)
第12条 条例及びこの規則による申請書、届出書等の様式は、次に定めるところによる。	第12条 条例及びこの規則による申請書、届出書等の様式は、次に定めるところによる。
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略]
(10) 炉・ <u>厨房設備</u> ・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生	(10) 炉・ ^{ちゅう} 厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生

ずる設備・放電加工機設置届出書
 条例第53条第1号から第7号まで及び第9号から第11号まで関係
 様式第10号

(11) [略]

(12) 変電設備・急速充電設備・発電設備・燃料電池発電設備・蓄電池設備設置届出書 条例第53条第12号から第16号まで関係 様式第12号

(13) ネオン管灯設備設置届出書
 条例第53条第17号関係 様式第13号

(14) 水素ガスを充填する気球の設置届出書 条例第53条第18号関係 様式第14号

(15)～(35) [略]

2, 3 [略]

(届出書等の提出部数及び届出済み等の印)

第13条 前条第1項第2号の申請書並びに同項第20号の3, 第21号及び第27号の届出書は, 正副各1通提出するものとする。

ずる設備・放電加工機設置届出書
 条例第53条第1号から第7号まで及び第9号から第11号まで関係
 様式第10号

(11) [略]

(12) 変電設備・発電設備・燃料電池発電設備・蓄電池設備設置届出書 条例第53条第12号から第15号まで関係 様式第12号

(13) ネオン管灯設備設置届出書
 条例第53条第16号関係 様式第13号

(14) 水素ガスを充填^{てん}する気球の設置届出書 条例第53条第17号関係 様式第14号

(15)～(35) [略]

2, 3 [略]

(届出書等の提出部数及び届出済み等の印)

第13条 施行規則第3条第1項, 第3条の2第1項(施行規則第51条の9において準用する場合を含む。), 第4条第1項(施行規則第51条の11の2において準用する場合を含む。), 第4条の2第1項(施行規則第51条の11の3において準用する場合を含む。), 第4条の2の15第

2, 3 [略]

(届出書等の添付書類)

第14条 [略]

2, 3 [略]

4 条例第50条の4第3項の防火管理台帳には、施行規則第3条第1項の届出書の写し、施行規則第31条の6第3項の維持台帳その他防火管理上必要な図書を添付するものとする。

5 条例第54条の2第1項の規定による届出は、第12条第1項第20号の3の届出書に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。ただし、条例第54条の2第2項において準用する同条第1項の届出をするときは、当該変更事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

(1) 指定洞道等の経路、出入口、換気口等の位置及び建物と接続する

2項、第33条の18及び第51条の8第1項の届出書並びに前条第1項(第31号の2、第31号の3、第32号の2及び第33号を除く。)の申請書(同項第23号の届出書を含む。次項において同じ。)及び届出書(同項第6号の報告書を含む。次項において同じ。)は、正副各1通提出するものとする。

2, 3 [略]

(届出書等の添付書類)

第14条 [略]

2, 3 [略]

4 条例第50条の4第3項の防火管理台帳には、施行規則第3条第1項の届出書の副本、施行規則第31条の6第3項の維持台帳その他防火管理上必要な図書を添付するものとする。

5 条例第54条の2第1項の規定による届出は、第12条第1項第20号の3の届出書に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。ただし、条例第54条の2第2項において準用する同条第1項の届出をするときは、当該変更事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

(1) 指定^{とう}洞道等の経路、出入口、換気口等の位置及び建物と接続する

<p>防火区画の状況等の概要図</p> <p>(2) 指定<u>洞道</u>等の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消防用設備等、電気設備、換気設備、連絡電話設備、給水設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書</p> <p>(3) 指定<u>洞道</u>等の内部における火災に関する次に掲げる事項を記載した安全管理対策書</p> <p>ア～カ [略]</p>	<p>防火区画の状況等の概要図</p> <p>(2) 指定^{とう}<u>洞道</u>等の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消防用設備等、電気設備、換気設備、連絡電話設備、給水設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の主要な物件の概要書</p> <p>(3) 指定^{とう}<u>洞道</u>等の内部における火災に関する次に掲げる事項を記載した安全管理対策書</p> <p>ア～カ [略]</p>
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第11条関係）

根拠条文	標識等の種類	寸法		色	
		幅 cm	長さ cm	地	文字
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
条例第18条 第3号	水素ガスを充填する気球の掲揚場所の立入り及びび火気を禁止する旨の表示	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

改正前

別表（第11条関係）

根拠条文	標識等の種類	寸法		色	
		幅 cm	長さ cm	地	文字
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
条例第18条 第3号	水素ガスを充填する気球の掲揚場所の立入り及びび火気を禁止する旨の表示	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

喫 煙 裸 火 使 用 承 認 申 請 書 危 険 物 品 持 込				
		年	月	日
神戸市消防長 宛 神戸市 消防署長 宛				
1 申請者 住 所 (電話) 氏 名				
神戸市火災予防条例第24条第1項の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。				
2 防 火 対 象 物	所 在 地	区	(電話)	
	名 称			
	防火管理者			
3 使 用 場 所	階		階の用途	
	構 造			
	場所の名称 又は用途		整理番号	
4 承認を受けよう とする行為	種 類	<input type="checkbox"/> 喫 煙 <input type="checkbox"/> 裸火使用 <input type="checkbox"/> 危険物品持込		
	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	理 由			
	内 容			
5 現 場 責 任 者	職 ・ 氏 名			
6 防火上の措置等	区 画			
	措 置			
7 そ の 他				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 この申請書は、正副各1通提出すること。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 4 使用場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
- 5 1の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 3の欄の「場所の名称又は用途」は、複合用途対象物、地下街又は管理権原者の異なる対象物の場合に記入すること。「整理番号」は、2以上申請の場合は、それぞれ記入すること。
- 7 4の欄の「内容」は、裸火使用の場合は使用する器具装置を、危険物品持込の場合は危険物品名を記入すること。
- 8 6の欄については、内部の仕上げ又は火気から可燃物までの距離等措置したことについて記入すること。

様式第3号の2から様式第3号の4までを次のように改める。

様式第3号の2

防火教育担当者選任（解任）届出書				
神戸市消防長 宛			年 月 日	
1 届出者 住所 (電話) 氏名				
神戸市火災予防条例第50条の4の3第3項の規定により次のとおり届け出ます。				
2 担当事務所	所在地			
	名称			
	従事者	人		
3 選 任	氏名・生年月日			年 月 日生
	住所			
	選任年月日	年 月 日		
	職務上の地位			
	防火教育担当資格者証	交付年月日・番号	年 月 日第 号	
		再講習受講年月日	年 月 日	
4 解 任	氏名			
	住所			
	解任年月日	年 月 日	選任年月日	年 月 日
	解任理由			
5 その他必要事項				
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 2の欄の「担当事務所」は、防火管理業務を担当する事務所の所在地及び名称並びにそこに勤務する防火管理業務に従事する者の数を記入すること。
- 5 3の欄の「再講習受講年月日」は、直近に受講した再講習の年月日を記入すること。

様式第3号の3

防災教育担当者選任（解任）届出書				
神戸市消防長 宛		年 月 日		
1 届出者 住 所 (電話) 氏 名				
神戸市火災予防条例第50条の4の3第5項において準用する同条第3項の規定により次のとおり届け出ます。				
2 担 当 事 務 所		所 在 地		
		名 称		
		従 事 者	人	
3 選 任	氏名・生年月日		年 月 日 生	
	住 所			
	選 任 年 月 日	年 月 日		
	職 務 上 の 地 位			
	防 災 教 育 担 当 資 格 者 証	交付年月日・番号	年 月 日 第 号	
再講習受講年月日		年 月 日		
4 解 任	氏 名			
	住 所			
	解 任 年 月 日	年 月 日	選 任 年 月 日	年 月 日
	解 任 理 由			
5 その他必要事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 2の欄の「担当事務所」は、防災管理業務を担当する事務所の所在地及び名称並びにそこに勤務する防災管理業務に従事する者の数を記入すること。
- 5 3の欄の「再講習受講年月日」は、直近に受講した再講習の年月日を記入すること。

様式第3号の4

火災予防上必要な業務に関する計画提出書	
神戸市消防長 宛	年 月 日
1 提出者 住所 (電話) 氏名 防火担当者 住所 (電話) 氏名	
神戸市火災予防条例第50条の10の6第2項の規定により、次のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。	
2 指定催しの開催場所	区
3 指定催しの名称	
4 開催期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 開催時間	時 分から 時 分まで
6 1日当たりの 人出予想人員	
7 露店等の数	
8 使用火気等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()
9 その他必要事項	
※受付欄	※経過欄

備考

- 1 1の欄については、提出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の場合、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 露店等の開設場所、消火器の位置、対象火気器具等の位置及び液体・気体・固体燃料の位置を示した配置図を添付すること。
- 3 印のある欄については、該当の印にレを付けること。
- 4 ※の欄は、記入しないこと。

様式第5号から様式第24号までを次のように改める。

様式第5号

自衛消防訓練届出書

年 月 日	
神戸市 消防署長 宛	
1 届 出 者 代 表 者 氏 名 防 火 管 理 者 氏 名	
神戸市火災予防条例第51条の4の規定により次のとおり届け出ます。	
2 防 火 対 象 物	所 在 地 区 (電話)
	名 称 用 途
	収 容 人 員 従 業 員 人 算 定 人 員 人 計 人 階 数
	種 類 <input type="checkbox"/> 統括防火管理者を定めなければならない防火対象物 <input type="checkbox"/> 上記以外の防火対象物
3 自 衛 消 防 訓 練	日 時 年 月 日 時 分から 時 分まで
	訓 練 の 規 模 <input type="checkbox"/> 防火対象物全体の総合訓練 <input type="checkbox"/> 一部の建物, 階, 部屋での部分訓練 <input type="checkbox"/> 少人数での器具取扱い訓練
	訓 練 の 内 容 <input type="checkbox"/> 避 難 訓 練 <input type="checkbox"/> そ の 他 <input type="checkbox"/> 通 報 訓 練 () <input type="checkbox"/> 消 火 訓 練 ()
	参 加 予 定 人 員 人
	その他参考事項 (訓練の想定) (添付書類等)
	※ 電話通報者等 通報者 受信者
※ 受 付 欄	
月 日 時 分 受 付	※ 経 過 欄 <input type="checkbox"/> 訓練方法指導 <input type="checkbox"/> 現場指導 <input type="checkbox"/> 指導なし

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 4 この届出書には、自衛消防訓練編成表を添付すること。

様式第6号

(その1)

防火教育結果報告書

神戸市消防長 宛		年 月 日		
1 報告者 代表者氏名 神戸市火災予防条例第51条の6の規定により次のとおり報告します。				
2 防火対象物	所在地	区 (電話)		
	名称	用途		
	防火管理者			
	従業者	人		
3 報告の期間		年 月 日から 年 月 日まで		
4 教育実施結果	教育の対象	実施回数	延べ受講者数	備考
	新たに配置する者			
	保安に関係のある者			
	管理・監督職の者			
	その他の者			
	計			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この報告書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 年間教育計画書及び教育の実施時等に作成した防火教育記録簿又はこれに代わる教育計画書を添付すること。

(その2)

防火教育記録簿

実施日又は期間	年 月 日			
場 所				
教 育 の 対 象	<input type="checkbox"/> 新たに配置する者 <input type="checkbox"/> 保安に関係のある者 <input type="checkbox"/> 管理・監理職の者 <input type="checkbox"/> その他の者	受講者数	人	
教 育 の 重 点				
項 目	時 間	内 容	担 当 者	教育器具・資料

備考

- 1 この記録簿は、教育の実施回又はコースごとに作成すること。
- 2 該当する□内の1つにレ印を記入すること。

様式第7号

百貨店等の避難通路設置(変更)届出書

年 月 日

神戸市消防長 宛

1 届出者
住 所
(電話)
氏 名

神戸市火災予防条例第51条の7の規定により次のとおり届け出ます。

2 防火対象物	所在地	区	(電話)	
	名称			
	構造	延べ面積	m ²	
	防火管理者			

3 避難通路設置 (変更) 階	階	売場面積	主な用途	設置(変更)月日	備考	
	計					

※受付欄	※経過欄

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 避難通路を記入した平面図を添付すること。
- 4 平面図には、消防用設備等の設置場所、避難経路図掲示場所及び火気使用場所を記入すること。
- 5 届出は、避難通路を設け、又は変更しようとする日の7日前までに提出すること。
- 6 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 7 2の欄の「所在地」及び「名称」は、避難通路を設け、又は変更しようとする対象物の所在地及び名称を記入すること。
- 8 3の欄の「階」は、避難通路を設け、又は変更しようとする階についてそれぞれ記入すること。
- 9 3の欄の「売場面積」は、避難通路を設け、又は変更しようとする階の売場又は展示部分の床面積を記入すること。
- 10 3の欄の「主な用途」は、避難通路を設け、又は変更しようとする階の主な用途又は売場名を記入すること。
- 11 3の欄の「設置（変更）月日」は、避難通路を設け、又は変更して使用する月日を記入すること。

様式第8号

防火対象物部分完成届出書			
神戸市消防長 宛		年 月 日	
		届出者 住 所	
		(電話)	
		氏 名	
神戸市火災予防条例第52条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
1 防火対象物の所在地	区		
2 防火対象物の名称			
3 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 用途の変更		
4 建築確認年月日	年 月 日	建築確認番号	第 号
5 消防同意年月日	年 月 日	消防同意番号	第 号
6 工 事 の 施 工 者	住所 (電話)		
	氏名又は名称		
	責任者の氏名 (電話)		
7 完成にかかる部分	<input type="checkbox"/> 消防長が指定する消防用設備等のうち、天井裏に配管された部分 (消防用設備等の種類：) <input type="checkbox"/> 消防法施行令第8条に規定する区画された部分 <input type="checkbox"/> 特定共同住宅等において、通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いる部分 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第12条の2第1項及び第3項に規定する区画 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第13条第1項第1号の規定により設置される区画 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第13条第2項に規定する部分 <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第30条の2第1号及び第3号に規定する部分 <input type="checkbox"/> 神戸市火災予防条例第37条第1項第2号イに規定する部分		
8 その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 ※の欄は、記入しないこと。
- 2 防火対象物の付近見取図、各階の平面図、区画部分の詳細図及び区画部分の工事の工程表を添付すること。
- 3 届出者が法人であるときは、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 1の欄については、防火対象物の所在地が届出者の住所と同じであるときは、同上と記入すること。
- 5 3の欄の「種別」は、該当の□印にレを付けること。
- 6 7の欄の「完成にかかる部分」は、該当の□印にレを付けること。

様式第9号
(その1)

防火対象物使用開始届出書

神戸市消防長 宛						年 月 日	
※届出者 住 所						(電話)	
氏 名							
神戸市火災予防条例第52条第2項の規定により次のとおり届け出ます。							
※所在地	区 通 町			(電話)			
※名称	主 要 用 途						
種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更						
建築確認年月日				建築確認番号			
消防同意年月日				消防同意番号			
工事着手 年 月 日			工事完了 (予定) 年 月 日			※使用開始 (予定) 年 月 日	
工事施工者	住 所	(電話)					
	氏 名						
他の法令による 許 認 可							
敷地面積	㎡		建築面積	㎡		延べ面積	㎡
収容人員				公開時間又は 従業時間			
屋外消火栓 動力消防ポンプ 消防用水の概要	<input type="checkbox"/> 屋外消火栓 <input type="checkbox"/> 動力消防ポンプ <input type="checkbox"/> 消防用水 (概要:)						
その他必要事項							
受 付 欄				経 過 欄			

棟 名 称	用途	(令別表第1 項)		構造	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 準耐 (<input type="checkbox"/> イ- <input type="checkbox"/> ロ-)		
	種別 ※ 階別	※ 床面積 (㎡)	※ 用 途	消 防 用 設 備 等 の 概 要			
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設
〔 〕	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

備考

- 届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに様式第9号(その2)に必要な事項を記入して、添付すること。
- 他の法令による許認可とは、例えば、仮設許可及びその有効期間、営業許可、用途地域制限に関する許可等である。
- 神戸市火災予防規則第14条第2項各号に定められた図書を添付すること。
- ※印の欄は、必ず記入すること。
- 印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の欄は、該当の□印にレを付け、概要を記入すること。

(その2)

棟 名 称	用途			構造	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 準耐 (<input type="checkbox"/> イ- <input type="checkbox"/> ロ-)			
	種別 ※ 階別	※ 床面積 (㎡)	※ 用途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設	
〔 〕	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

棟 名 称	用途			構造	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 準耐 (<input type="checkbox"/> イ- <input type="checkbox"/> ロ-)			
	種別 ※ 階別	※ 床面積 (㎡)	※ 用途	消 防 用 設 備 等 の 概 要				
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動上 必要な施設	
〔 〕	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

様式第10号

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日

神戸市消防長 宛

1届出者
住 所
(電話)
氏 名

次の設備を設置するので、神戸市火災予防条例第53条の規定により次のとおり届け出ます。

2 防 火 対 象 物	所 在 地	区 (電話)				
	名 称			主 要 用 途		
3 設 置 場 所	用 途		床 面 積	㎡	消 防 用 設 備 等	
	構 造		階 層			
届 出 に 係 る 設 備	設 備 の 種 類					
	工 事 種 別		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 取替え <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他			
	着 工 (予 定)		年 月 日		完 成 (予 定)	年 月 日
	設 備 の 概 要	位 置				
		構 造				
	使 用 す る 燃 料 ・ 熱 源 ・ 加 工 液		種 類			
			使 用 量 (入 力 量)			
安 全 装 置						
5 取 扱 責 任 者	職 ・ 氏 名					
6 工 事 施 工 者	住 所	(電話)				
	氏 名					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 届出事項を○で囲むこと。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。
- 4 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。
- 6 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 7 2の欄の「所在地」は、届出者の住所と同一であれば、同上と記入すること。
- 8 3の欄の「用途」は、ボイラー室、炊事室等と具体的に記入すること。
- 9 3の欄の「階層」は、屋外に設置する設備は、屋外と記入すること。
- 10 4の欄の「設備の種類」は、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 11 4の欄の「構造」は、放電加工機については、危険物保安技術協会による型式試験確認済証に記載されている確認番号及び確認年月日を記載すること。
- 12 4の欄の「使用量（入力量）」は、火花を生ずる設備及び放電加工機以外の設備は、1時間当たりの入力を記入すること。この場合の入力量は、次の換算表において換算すること。

設 備	換 算 式 等	
液体燃料を熱源とする 設備	入力量＝燃料の低発熱量×燃料消費量	
	(MJ/h)	(MJ/l) (l/h)
	燃 料 名	低発熱量 (MJ/l)
	灯 油	34.5
	軽 油	35.2
	重 油	
	A 重 油	37.3
	B 重 油	38.1
	C 重 油	38.2
気体燃料を熱源とする 設備	入力量＝燃料の発熱量×燃料消費量	
	(MJ/h)	(MJ/m ³) (m ³ /h)
	燃 料 名	発熱量 (MJ/m ³)
	都市ガス (13A)	46
	プロパンガス	99

- 13 4の欄の「安全装置」とは、自動式若しくは手動式のダンパー（防火ダンパーを含む。）による閉鎖装置、ダンパーの作動と合わせて熱風を他へ放出する装置又は一定の温度で溶融する金属を用いてコックを閉鎖する構造をいう。
- 14 5の欄の取扱いにつき主管課等がある場合はその代表者の職及び氏名を、その他の場合は直接の取扱者の職及び氏名を記入すること。
- 15 6の欄には、直接の工事人又は現場監督者を記入し、事務所等がある場合は、その所在地を記入すること。

様式第 11 号

サウナ設備設置届出書

神戸市消防長 宛	年 月 日
1 届出者 住 所 (電話) 氏 名	
サウナ設備を設置するので、神戸市火災予防条例第 53 条の規定により次のとおり届け出ます。	

2 防 火 対 象 物	所 在 地	区	(電話)
	名 称	用 途	

3 届出に係る設備	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 取替え <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他				
	防 火 責 任 者	職・氏名				
	サ ウ ナ 室	規 模 等	設置階	室 数	面 積	出入口数
		構 造 等	壁及び床	開口部の扉	内装材	断 熱 材
	熱 源 種 別	<input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 重油 <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> LPガス <input type="checkbox"/> まき <input type="checkbox"/> 石炭 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ()				容量 k w
	安 全 装 置	<input type="checkbox"/> 自動停止装置 <input type="checkbox"/> 自動ガス遮断装置 <input type="checkbox"/> サーモスタット <input type="checkbox"/> その他 ()			最 高 室 温	℃
	消 防 用 設 備 等	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	着工 (予定) 年月日			完成 (予定) 年月日		

4 工 事 施 工 者	住 所	(電話)
	氏 名	

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 当該設備の発熱体に係る図書及び設計図書を添付すること。
- 4 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 5 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 2の欄の「所在地」は、届出者の住所と同一であれば、同上と記入すること。
- 7 3の欄の防火について主管課等がある場合はその責任者の職及び氏名を、その他の場合は直接の管理責任者の職及び氏名を記入すること。
- 8 3の欄の「設置階」は、サウナ室を設ける階をすべて記入すること。
- 9 3の欄の「面積」は、サウナ室が2以上ある場合は、個々の面積を記入すること。ただし、同一面積の室が2以上ある場合は、〇〇㎡ー〇室と記入すること。「出入口数」についても、これに準じて記入すること。
- 10 3の欄の「消防用設備等」は、サウナ室及び附属室に設置されているものを示す。
- 11 4の欄については、工事施工者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第12号

変電設備
 急速充電設備
 発電設備 設置届出書
 燃料電池発電設備
 蓄電池設備

年 月 日

神戸市消防長 宛

1 届出者

住所

(電話)

氏名

次の設備を設置するので、神戸市火災予防条例第53条の規定により次のとおり届け出ます。

2 防火 対象物	所在地	区 (電話)			
	名称		用途		
3 設置 場所	構造		床面積	m ²	
	階層		不燃区画	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	換気設備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	消防用設備等		
4 届出 に係 る 設 備	工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 取替え <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他			
	電圧	動力	一次 V 二次 V	全出力又は 定格容量	動力 KW AH・セル
		電灯	一次 V 二次 V		電灯 KW AH・セル
	着工(予定) 年月日	年月日		完成(予定) 年月日	年月日
	設備の概要	種別	<input type="checkbox"/> キュービクル式		
<input type="checkbox"/> その他					
5	主任技術者氏名				
6 工事 施工者	住所	(電話)			
	氏名				
※ 受付欄			※ 経過欄		

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 届出事項を○で囲むこと。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。
- 4 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。
- 6 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 7 3の欄の「階層」は、屋外に設置する場合は、屋外と記入すること。
- 8 4の欄の「電圧」は、変電設備は、一次電圧と、二次電圧の双方を記入すること。
- 9 4の欄の「全出力又は定格容量」は、変電設備、急速充電設備、発電設備又は燃料電池発電設備は全出力を、蓄電池設備は定格容量を記入すること。
- 10 4の欄の「設備の概要」は、次の内容を記入すること。なお、書き込めない事項は、別紙に記載し、添付すること。
 - ・変電設備の場合
 - 変圧器の種別、容量、台数及び結線方法
 - 種別には、単相、計器用、試験用等の別及び冷却方法（乾式冷風、油入水冷、送油等）を記入すること。
 - （例）単相油入自冷式 150KVA×3 △△結線
 - 避雷器の種別、接地抵抗値及び検漏器の種別
 - （例）避雷器：ベレット型 5Ω
 - 検漏器：静電型（検漏器を用いて地気回路自動遮断装置を施設するときは、その旨を記入すること。）
 - 断路器、エクスパルジョンヒューズその他アークを発生するおそれのある高圧機械の種別及び容量。
 - ・急速充電設備の場合
 - 急速充電設備の型式、容量及び台数
 - 蓄電池を内蔵しているものにあつては蓄電池の容量
 - ・発電設備の場合
 - 原動機の種類及び容量
 - 発電機の種類、容量及び台数
 - 附属設備の概要（機器、排気筒、燃料槽等）
 - ・燃料電池発電設備の場合
 - 燃料電池の種類、個数及び燃料の種類
 - 使用目的の概要
 - 附属設備の概要（安全装置、燃料槽等）
 - ・蓄電池設備の場合
 - 蓄電池の種類及び容量別個数
 - 床の材質及び電槽の設備状況
 - 使用目的の概要
 - （例）誘導灯及び油入自動遮断器の操作用

様式第13号

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日		神戸市消防長 宛		
1 届出者		住所		
		(電話)		
		氏名		
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置するので、神戸市火災予防条例第53条の規定により次のとおり届け出ます。				
2 防火 対象物	所在地	区 (電話)		
	名称	用途		
3 届出に係る設備	工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 取替え <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他		
	設備容量	動力	KVA	
		電灯	KVA	
	着工(予定)年月日		完成(予定)年月日	
	設備の概要	ネオン用変圧器	屋外	
			屋内	
点滅装置	<input type="checkbox"/> 電子式 <input type="checkbox"/> ドラム式		支枠取付材 その他	
4 工事施工者	住所	(電話)		
	氏名			
※ 受付欄		※ 経過欄		

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 当該設備の設計図書を添付すること。
- 4 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 5 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 6 3の欄の「設備の概要」は、変圧器の種別、容量及び台数、点滅装置の種別、位置及び構造、支枠及び取付け材料等を記入すること。なお、書き込めない事項は、この届出書の裏面に記載すること。

様式第14号

水素ガスを充填する気球の設置届出書										
神戸市消防長 宛								年	月	日
1 届出者 住所 (電話) 氏名										
水素ガスを充填する気球を設置するので、神戸市火災予防条例第53条の規定により次のとおり届け出ます。										
2 設置請負者		住所		(電話)						
		氏名								
3 看視人氏名										
4 設置期間		掲揚		から				まで		
		係留		から				まで		
5 設置目的										
6 設置場所		地名・地番		区		用途		立入禁止の方法		
		地上又は屋上の別								
7 充填又は作業の方法				日時		場所				
				方法		ガス置場				
8 構造	気球		型	直径		材質				
				体積		厚さ				
	揚網		材質	太さ						
	電飾	電球の定格電圧		灯数		配線方式		<input type="checkbox"/> 直列 <input type="checkbox"/> 並列		
		電線の種類		断面積						
9 総重量						11				
10 支持方法		掲揚		その他						
		係留		必要事項						
※ 受付欄					※ 経過欄					

備考

- この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- ※の欄は、記入しないこと。
- 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。
- 印のある欄については、該当の印にレを付けること。
- 1の欄の「届出者」は掲揚を依頼した者の名を記入すること。法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。代理人がこの届出をする場合も、同様とする。
- 2の欄については、設置工事の責任者名を記入すること。
- 4の欄については、掲揚又は係留の時間も記入すること。
- 6の欄の「用途」は、地上又は屋上の用途を記入すること。
- 7の欄の「方法」は、その使用器具を記入すること。
- 11の欄については、消火設備等を記入すること。

様式第15号

火災とまぎらわしい煙又は火炎 を発するおそれのある行為の 届出書	
神戸市 消防署長 宛	年 月 日
1 届出者 住所 (電話) 氏名	
火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をするので、神戸市 火災予防条例第54条第1項の規定により次のとおり届け出ます。	
2 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
3 場 所	区
4 燃焼物品名及び数量	
5 目 的	
6 その他必要事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 6の欄については、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。

様式第16号

煙火 打上げ 届出書
仕掛け

神戸市 消防署長 宛		年 月 日
1 届出者 住所 (電話) 氏名		
煙火の打上げ又は仕掛けをするので、神戸市火災予防条例第54条第1項の規定により次のとおり届け出ます。		
2 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
3 場 所	区	
4 周 囲 の 状 況		
5 煙 火 の 種 類 及 び 数 量		
6 目 的		
7 その他必要事項		
8 直接従事する責任者の氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 届出事項を○で囲むこと。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 打上げ場所又は仕掛け場所の略図を添付すること。
- 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 7の欄については、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。

様式第17号

催物開催届出書

年 月 日			
神戸市 消防署長 宛			
1 届出者			
住 所			
(電話)			
氏 名			
防火対象物の管理について権原を有する者			
住 所			
(電話)			
氏 名			
劇場等以外の建築物その他の工作物における劇場、映画その他の催物を開催するので、神戸市火災予防条例第54条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
2 防火対象物	所 在 地	区	(電話)
	名 称		本 来 の 用 途
3 使用箇所	位 置	面 積	客 席 の 構 造
		㎡	<input type="checkbox"/> 固定式 <input type="checkbox"/> 移動式
	消防用設備等の概要		
4 催物の名称			
5 催物の種類			
<input type="checkbox"/> 演劇 <input type="checkbox"/> 映画 <input type="checkbox"/> コンサート <input type="checkbox"/> スポーツ興行 <input type="checkbox"/> 物品販売 <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ()			
6 開催期間			
年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
7 収容人員		8 予想来場者数	
9 防火管理者氏名		10 現場責任者氏名	
11 その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 ※の欄は、記入しないこと。
- 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 3 使用する防火対象物の略図を添付すること。
- 4 1の欄については、届出者又は防火対象物の管理について権原を有する者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 5 3の欄の「位置」は、具体的に記入すること。 (例) 3階講堂
- 6 7の欄の「収容人員」は、催物を開催する箇所の最大収容人員を記入すること。

様式第18号

ビアガーデン開設届出書

神戸市 消防署長 宛						年 月 日
1 届出者 住 所 (電話) 氏 名						
ビアガーデンを開設するので、神戸市火災予防条例第54条第1項の規定により次のとおり届け出ます。						
2 防火対象物	所在地	区 (電話)				
	名称		用途			
3 開設箇所	位置		構造		3㎡以上の舞台	箇所
	面積	延べ㎡	火気使用箇所	㎡	客席	㎡
	収容人員	人	従業員数	人	客席数	席
	使用火気の種類					
	消防用設備等の概要	(避難設備は除く。)				
	避難設備又は施設	<input type="checkbox"/> 特別避難階段 <input type="checkbox"/> 屋内避難階段 <input type="checkbox"/> 屋外避難階段 <input type="checkbox"/> 屋外階段 <input type="checkbox"/> 屋内階段 <input type="checkbox"/> 避難橋 <input type="checkbox"/> その他 ()				
4 開設期間	年 月 日から 年 月 日まで	5 営業時間	時から 時まで			
6 防火管理者		7 現場責任者 職・氏名				
8 その他参考事項						
9 神戸市火災予防条例第54条第2項の規定に基づく避難に関する計画書について協議し、同意しました。 年 月 日						
対象物名		役職		氏名		
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 消防用設備等、避難通路、避難施設及び火気使用場所を記入した平面図を添付し、テント、ステージ等工作物を設ける場合は、立面図を添付すること。
- 4 ビアガーデンを開設する当該対象物の管理について権原を有する者と協議を行って定めた避難に関する計画書を添付すること。
- 5 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 6 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 7 2の欄の「電話」は、ビアガーデンに直接つながる電話番号を記入すること。
- 8 2の欄の「用途」は、ビアガーデンを開設する対象物本来の主たる用途を記入すること。
- 9 3の欄の「位置」は、何階建てビルの屋上等具体的に記入すること。
- 10 3の欄の「構造」は、テント、ステージ等の有無及び材質を記入すること。
- 11 3の欄の「使用火気の種類」は、ガスコンロ〇個、プロパンガス〇kg、ボンベ〇本等具体的に記入すること。
- 12 7の欄については、ビアガーデンに常時勤務する最高責任者を記入すること。
- 13 9の欄については、ビアガーデンを開設する当該対象物の管理について権原を有する者が記入すること。

様式第19号

水道断水
減水届出書

神戸市 消防署長 宛		年 月 日
1 届出者 住所 (電話) 氏名		
水道の断水又は減水をするので、神戸市火災予防条例第54条第1項の規定により次のとおり届け出ます。		
2 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分 まで	
3 区 域		
4 工 事 場 所		
5 理 由		
6 現 場 責 任 者		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 届出事項を○で囲むこと。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 断水又は減水の区域の略図を添付すること。
- 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第20号

工事
道路占用届出書
使用

神戸市 消防署長 宛		年 月 日
1 届出者 住所 (電話) 氏名		
消防隊の活動の通行その他消防活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事，道路 道路占用又は道路使用をするので，神戸市火災予防条例第54条第1項の規定により 次のとおり届け出ます。		
2 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
3 路線及び箇所	区	
4 支障を及ぼす 内 容		
5 現場責任者 氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

↓
 以下は、記入しないこと。

※ 調査復命書

調査 調査員	年 月 日 消防
消防活動上支障の有無	
状 況	
1 通行の状況（緊急時を含む。）	可 否
2 消防水利の障害	有 無
3 進行状況	
4 その他現場活動上の参考事項	

備考

- 1 届出事項を○で囲むこと。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 区域の略図を添付し、路線及び箇所は、朱書きすること。アーケードについては、設計図書を添付すること。
- 4 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 5 4の欄については、車両の全面通行不能又は通行可能の道路幅員も必ず記入すること。

様式第20号の2

露店等の開設届出書

神戸市 消防署長 宛	年 月 日
1 届出者 住 所 (電話) 氏 名	
神戸市火災予防条例第54条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
2 開 設 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
3 営 業 時 間	時 分 から 時 分まで
4 開 設 場 所	区
5 催 し の 名 称	
6 開 設 店 数	
7 消 火 器 の 設 置 本 数	
8 現 場 責 任 者 氏 名	
※受 付 欄	※経 過 欄

備考

- 1 1の欄については、露店等を開設する者又は届出者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 露店等の開設場所、消火器の位置、対象火気器具等の位置及び液体・気体・固体燃料の位置を示した配置図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第20号の3

指定洞道等届出書（新規・変更）

神戸市消防長 宛		年 月 日
1 届出者 事業者名 (電話) 役職及び氏名		
神戸市火災予防条例第54条の2の規定により次のとおり届け出ます。		
2 設置者	事業者名	
	代表者氏名	
3	洞道等の名称	
4 設置場所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
5	その他必要事項	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 届出事項を○で囲むこと。
- 3 1の欄の「事業者名」は、電気事業者名又は電気通信事業者名を記入すること。
- 4 ※の欄は、記入しないこと。
- 5 この届出書は、正副各1通提出すること。
- 6 経路概略図、主要な物件の概要書及び安全管理対策書を添付すること。

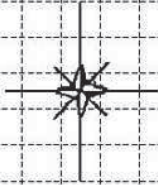
様式第21号

(第1面)

少量危険物 (貯蔵) 設置 (変更) 届出書 指定可燃物等 (取扱)					
年 月 日					
神戸市 消防署長 宛					
神戸市火災予防条例第55条第1項の規定により次のとおり届け出ます。					
1 届出の種類別	<input type="checkbox"/> 少量危険物 の <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 指定可燃物等 の <input type="checkbox"/> 変更				
2 届出者	住所 (電話) 氏名				
3 貯蔵又は取扱いの場所	所在地				
	名称				
類、品名 (指定数量) 及び最大数量	4 類	5 品名 (指定数量)	6 最大貯蔵数量	7 1日最大取扱数量	8 倍数
					倍
9 貯蔵方法又は取扱方法の概要					
10 貯蔵又は取扱いの場所の位置、構造及び設備の概要					
11 変更の内容 (変更届の場合のみ)					
12 消防用設備等の概要					
13 防火の責任者	役職	氏名			
14 貯蔵又は取扱いの開始予定期日又は期間	年 月 日				
	期間	間			
15 着工予定期日		完成予定期日			
16 その他必要事項 (変更の理由、設置届出の年月日等)	この取扱所は、 年 月 日 第 号届出済みのもの				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

(第2面)

①付近見取図



②配置図又は室の平面図

貯蔵・取扱いの場所
(常置場)

屋内

階部分
室の面積

屋外
タンクの大まき

m²
m²
l

(注) 室の柱, 天井, 壁, 床, 出入口等の構造又は種別を併記すること。

(第3面)

③タンク、配管系統等の概要図

A large grid area for drawing a schematic diagram of tanks and piping systems. The grid is composed of small squares and is intended for technical drawing.

ここに記載できない場合は、必要な図面等を添付してください。

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 この届出書は、正副各1通提出すること。
- 4 変更の場合は、変更後の内容を記入すること。
- 5 第1面の次に掲げる欄については、次に定めるところにより記入すること。
 - (1) 1の欄 該当の□印にレを付けること。
 - (2) 2の欄 届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - (3) 3の欄 「名称」には、事業所名を記入するほか、複数の施設のある事業所にあつては、タンク名等の呼称を（ ）書で記入すること。
 - (4) 5の欄 「品名（指定数量）」には、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）書で指定数量を記載するとともに、商品名及び化学名を併記すること。
 - (5) 8の欄 「倍数」は、貯蔵又は取扱いに係る少量危険物又は指定可燃物等の品名ごとの最大貯蔵数量又は1日最大取扱数量のいずれか大きな数量を、それぞれの危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める数量又は神戸市火災予防条例別表第2に定める数量で除したものの和を記入すること。
 - (6) 10の欄 屋外、屋内又は地下の別のほか、建築物（室）の構造、タンクの概要等を記入すること。
 - (7) 13の欄 貯蔵又は取扱いの場所の管理に関する防火上の責任者名を記入すること。
 - (8) 14の欄 期間は、臨時の貯蔵又は取扱いの場合だけ記入すること。
 - (9) 16の欄 変更の届出にあつては、変更の理由並びに設置届出の年月日及び番号を記入すること。
- 6 第2面の付近見取図は、おおむね半径200メートル以内の概要図を記入すること。また、室の平面図には、主な機器の配置を付記し、かつ、寸法を記入すること。
- 7 第3面のタンク、配管系統等の概要図は、タンクにあつては材質及び寸法を、配管にあつては材質及び内径を付記すること。
- 8 この届出に係る記載事項（第1面の13の欄を除く。）を変更しようとする場合は、あらかじめ変更届出書を提出すること。
- 9 貯蔵又は取扱いを廃止しようとするときは、あらかじめ廃止届出書を提出すること。
- 10 少量危険物又は指定可燃物等である旨並びに品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を記載した標識（車両に固定されたタンクにあつては、品名及び最大数量の表示のほか、車両の前後の見やすい箇所に標識）を設置すること。

様式第22号

少量危険物 (貯蔵) 廃止届出書 指定可燃物等 (取扱)	
年 月 日	
神戸市 消防署長 宛	
神戸市火災予防条例第55条第3項の規定により次のとおり届け出ます。	
1 届出の種類別	<input type="checkbox"/> 少量危険物 <input type="checkbox"/> 指定可燃物等 の貯蔵・取扱いの廃止
2 届出者	住所 (電話) 氏名
3 貯蔵又は取扱いの場所	所在地
	名称
4 設置届出の年月日・番号	年 月 日 第 号
5 廃止の理由	
6 廃止予定の期日	年 月 日
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 1の欄については、該当の□印にレを付けること。
- 4 2の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第23号

少量危険物等タンク検査申出書		
神戸市 消防署長 宛		年 月 日
1 申出者 住所 (電話) 氏名		
神戸市火災予防条例第55条の2の規定により次のとおり申し出ます。		
2 申出の種類別	<input type="checkbox"/> 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの <input type="checkbox"/> 指定可燃物等	<input type="checkbox"/> 水張検査 <input type="checkbox"/> 水圧検査
3 設置者	住所 (電話) 氏名	
4 設置場所		
5 設置又は変更の届出年月日・番号	年 月 日 第 号	
タンク構造	6 形状	
	7 寸法	mm
	8 容量	ℓ
	9 材質及び板厚	
10 タンクの最大常用圧力	kPa	
11 検査希望年月日	年 月 日	
12 タンクの製造者及び製造年月日		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
	検査 年 月 日 検査番号 第 号	

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- タンクの構造明細図書を添付すること。
- 1の欄については、申出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2の欄については、該当の□印にレを付けること。
- 6の欄については、縦置円筒形、横置円筒形、角型、だ円型等の別を記入すること。
- 8の欄については、タンクの内容積の90パーセントの量を記入すること。
- 9の欄の「材質」は、日本産業規格による記号表示で記入すること。

様式第24号

核燃料物質 火薬類 高圧ガス	貯蔵 取扱 廃止	届出書	
年 月 日		神戸市 消防署長 宛	
1 届出者 住所 (電話) 氏名 神戸市火災予防条例第56条の規定により次のとおり届け出ます。			
2 貯蔵又は取扱いの 場所	所在地	区	
	名称		
3 種類及び最大数量	種類	最大貯蔵数量	1日最大取扱数量
4 貯蔵方法又は取扱い 方法の概要			
5 貯蔵又は取扱いの 場所の位置、構造 及び設備の概要			
6 消防用設備等又は 保安用設備の概要			
7 貯蔵又は取扱いの 開始(廃止)予定年 月日			
8 その他必要事項			
9 防火の責任者			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 届出事項を○で囲むこと。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。
- 5 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

(正本裏面)

備考

- 1 建築基準法第6条第1項の確認を受けなければならない建築等に併し、消防用設備等を設置しようとする建築主は、本書に必要事項を記入し、確認申請書の正副の付近見取図の前に添付すること。
- 2 記入に当たっては、手書きの場合は、ペン又はボールペンを使用すること。(消せるボールペン等の消去できるものは使用しないこと。)
- 3 ※印のある部分は、記入しないこと。
- 4 2以上の防火対象物を建築しようとする場合は、それぞれの防火対象物ごとにこの届出書を作成し、提出すること。
- 5 建築物の高さの欄は、建築基準法施行令第2条第6号に規定する建築物の高さを、建築物の軒高の欄は、同条第7号に規定する軒の高さを記入すること。
- 6 この様式における法令の略称については、消防法施行令は「令」、消防法施行規則は「規則」、神戸市火災予防条例は「条例」とする。
- 7 貯蔵取扱い等の欄は、該当するものを○印で囲み、その容量等を記入すること。
- 8 階別の欄で10以上の階を有する場合は、この用紙を2枚以上使用して記入すること。
- 9 消防用設備等の欄は、設置する消防用設備等を階ごとに「設置」と記入すること。
- 10 消防用設備等の欄に掲げるもの以外の消防用設備等を設置する場合は、空白の欄の左欄に設備名を記入し、設置する階ごとに「設置」と記入すること。
- 11 予定収容人員は、消防法施行規則第1条の3の規定により算定するものとし、予定収容人員の欄には、各階ごとの予定収容人数及びその人数の合計数を記入すること。
- 12 無窓階の欄は、無窓階に該当する階にあつては「無窓」と、有窓階(無窓階以外の階をいう。以下同じ。)に該当する階にあつては「有窓」と記入すること。
- 13 建築物に有窓階に該当する階がある場合は、その階の有窓計算(消防法施行規則第5条の3に規定する有効な開口部に係る計算をいう。以下同じ。)についての算定基礎計算書(有窓計算についての記載をした書面をいう。)をこの届出書に添付すること。ただし、神戸市火災予防条例第56条の2第2項に規定する申請又は通知に添付された当該階の平面図に有窓計算に係る記載がある場合は、この限りでない。
- 14 次に掲げる事項その他正本表面に記載できない事項等については、別紙に図示又は記入を行つたうえで、別紙をこの届出書に添付すること。
 - (1) 消防法施行令第8条に規定する区画された部分に関すること。
 - (2) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号)第2条第6号に規定する開放型廊下の検証に関すること。
 - (3) 渡り廊下に関すること。
 - (4) 増築の際の既存部分との関係に関すること。
- 15 防火管理計画等の概要の欄は、該当するものを○印で囲むとともに必要事項を記入すること。
- 16 特記事項の欄は、次に掲げる事項について記入すること。
 - (1) 建築物の使用形態に関すること。
 - (2) 危険物、高圧ガス又は火薬類施設についての許可申請の有無に関すること。
 - (3) 防火上の制限又は消防用設備等の設置について、緩和規定又は特例基準の適用を受けるために必要となる条件に関すること。
 - (4) 消防法施行令第8条に規定する区画、その他の防火区画の計画に関すること。
 - (5) 消防用設備等についての消防関係法令への適合性に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、防火上特に必要な事項
- 17 この用紙の大きさは、日本産業規格A列3番とし、0.17mm以上の厚さを有する上質紙を用いて使用すること。
- 18 内容に訂正がある場合、訂正箇所を二重線を引き、建築主または代理人の訂正印を押印すること。

(副本)

様式第27号

消防設備等設置計画届出書

神戸市消防長宛 届出者(建築主) 住所(〒) 氏名 電話

敷地の地名 番地 用途地 建築物の軒高 建築物の高さ 用途 工事種別

Table with columns for floor, area, and type of equipment. Includes sections for fire extinguishers, fire alarm systems, and other fire safety devices.

Table for fire equipment specifications including fire extinguishers, fire alarm systems, and other devices with columns for type, quantity, and location.

防火管理計画等必要要件 (防火管理計画, 防火管理責任, 防火管理事項)

Main table for fire management details, including owner information, fire management plan, and specific fire safety items.

様式第28号

消防用設備等工事計画届出書

年 月 日			
神戸市消防長 宛			
1 届出者 住所 (電話) 氏名			
神戸市火災予防条例第56条の3の規定により次のとおり届け出ます。			
2 工事の場所	区		
3 工事を行う 防火対象物の名称			
4 消防用設備等 の種類			
5 工事の 施工者	住所	(電話)	
	氏名		
	現場責任者		
6 工事の種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 取替え <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> その他		
7 着工予定日	年 月 日	8 完成予定日	年 月 日
※受付欄		※経過欄	

備考

- 1 6の欄の「工事の種別」は、該当の口印にレを付けること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 付近見取図、平面図、立面図、断面図及び仕上表
 - (2) 消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管図又は配線図

様式第31号の2及び様式第31号の3を次のように改める。

様式第31号の2

防火教育担当資格者証交付申請書						
神戸市消防長 宛						年 月 日
1 申請者 氏名						
神戸市火災予防規則第7条の2第2項の規定による防火教育担当資格者証の 交付を受けたいので、次のとおり申請します。						
2	住 所	(電話)				
3	ふりがな 氏 名	年 月 日生				
4 資 格	防火管理者	<input type="checkbox"/> 講 習	講習 機関		講習修了 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
		<input type="checkbox"/> その他				
	防火教育 担 当 者 養成講習	講習機関			講習修了 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

備考

- 1 この申請書は、本人又は代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 4 4の欄の記載事項を証明する書面（講習修了証については、その写し）を添付すること。
- 5 写真（申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものに限り、）を2枚添付すること。
- 6 4の欄の「講習」は、消防法施行令第3条第1項第1号イに該当する者である場合に、当該講習について記入すること。
- 7 4の欄の「その他」は、消防法施行令第3条第1項第1号ロからニまでのいずれかに該当する者である場合に、職歴等について記入すること。

様式第31号の3

防火教育担当資格者証再交付申請書		
神戸市消防長 宛		年 月 日
1 申請者 氏名		
神戸市火災予防規則第7条の2第4項の規定により防火教育担当資格者証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。		
2 住 所	(電話)	
3 ふりがな 氏 名	年 月 日生	
4 防火教育 担 当 資 格 者 証	交 付 年 月 日	年 月 日
	交 付 番 号	第 号
5 防火教育 担 当 者 養 成 講 習	講 習 機 関	
	講習修了年月日・番号	年 月 日 第 号
6 理 由	<input type="checkbox"/> 忘 失 <input type="checkbox"/> 滅 失 <input type="checkbox"/> 汚 損 <input type="checkbox"/> 破 損	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 写真（申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを）を2枚添付すること。
- 4 旧資格証があれば添付すること。

様式第32号の2及び様式第33号を次のように改める。

様式第32号の2

防災教育担当資格者証交付申請書						
神戸市消防長 宛						年 月 日
1 申請者 氏名						
神戸市火災予防規則第7条の5において準用する同規則第7条の2第2項の規定による防災教育担当資格者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。						
2	住 所	(電話)				
3	ふりがな 氏 名	年 月 日生				
4 資 格	防災管理者	<input type="checkbox"/> 講 習	講習 機関		講習修了 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
		<input type="checkbox"/> その他				
	防 災 教 育 担 当 者 養 成 講 習	講習機関			講習修了 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

備考

- 1 この申請書は、本人又は代理人が記入すること。
- 2 ※の欄は、記入しないこと。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 4 4の欄の記載事項を証明する書面（講習修了証については、その写し）を添付すること。
- 5 写真（申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものに限る。）を2枚添付すること。
- 6 4の欄の「講習」は、消防法施行令第47条第1項第1号に該当する者である場合に、当該講習について記入すること。
- 7 4の欄の「その他」は、消防法施行令第47条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合に、職歴等について記入すること。

様式第33号

防災教育担当資格者証再交付申請書		
神戸市消防長 宛		年 月 日
1 申請者 氏名		
神戸市火災予防規則第7条の5において準用する同規則第7条の2第4項の規定により防災教育担当資格者証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。		
2 住所	(電話)	
3 ふりがな 氏名	年 月 日生	
4 防災教育 担当 資格者証	交付年月日	年 月 日
	交付番号	第 号
5 防災教育 担当者 養成講習	講習機関	
	講習修了年月日・番号	年 月 日 第 号
6 理由	<input type="checkbox"/> 忘 失 <input type="checkbox"/> 滅 失 <input type="checkbox"/> 汚 損 <input type="checkbox"/> 破 損	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 写真（申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを）を2枚添付すること。
- 4 旧資格証があれば添付すること。

様式第33号の8を次のように改める。

様式第33号の8

少量危険物等タンク検査済証再交付申請書		
神戸市 消防署長 宛	年 月 日	
申請者 住所 (電話) 氏名		
神戸市火災予防規則第10条の3第2項の規定により少量危険物等タンク検査済証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。		
設置者	住所	
	氏名	
設置場所		区
施設の区分		<input type="checkbox"/> 少量危険物 <input type="checkbox"/> 指定可燃物等
検査済証の種別		<input type="checkbox"/> 水張検査 <input type="checkbox"/> 水圧検査
検査年月日 番号		年 月 日 第 号
再交付申請の理由		
(証明となるものがあれば添付すること。) ※ 印の欄は、記入しないこと。		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄
		再交付年月日

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 氏名の欄は、法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 検査済証の種別の欄は、該当の□印にレを付けること。

(消防危険物規則の一部改正)

第2条 神戸市消防危険物規則(昭和59年11月規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認等)	(危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認等)
第2条 [略]	第2条 [略]
<u>2 前項の申請書の提出部数は、正本</u>	
<u>1部及び副本1部とする。</u>	
<u>3～6</u> [略]	<u>2～5</u> [略]
(内部点検の期間の延長の届出等)	(内部点検の期間の延長の届出等)
第16条 [略]	第16条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、省令第62条の5第2項の届出書が提出されたときは、 <u>当該届出書の副本に様式第12号の届出済の印を押して届出者に交付するものとする。</u>	3 市長は、省令第62条の5第2項の届出書が提出されたとき <u>及び前項の内部点検期間延長届出書が提出されたときは、これらの届出書の副本に様式第12号の届出済の印を押して届出者に交付するものとする。</u>
4, 5 [略]	4, 5 [略]

(定期点検の結果の届出)

第17条 [略]

(製造所等の軽微な変更の届出)

第19条 [略]

(製造所等の休止及び再開の届出)

第20条 [略]

(製造所等の作業の届出等)

第21条 [略]

(危険物の取扱作業に従事する者の
届出)

第22条 [略]

(定期点検の結果の届出)

第17条 [略]

2 消防署長は、前項の届出を受理したときは、同項の届出書の副本に様式第17号の届出済の印を押して届出者に交付するものとする。

(製造所等の軽微な変更の届出)

第19条 [略]

2 市長は、前項の届出があつたときは、提出された同項の届出書の副本に様式第12号の届出済の印を押して届出者に交付するものとする。

(製造所等の休止及び再開の届出)

第20条 [略]

2 市長は、前項の届出があつたときは、提出された同項の届出書の副本に様式第12号の届出済の印を押して届出者に交付するものとする。

(製造所等の作業の届出等)

第21条 [略]

2 消防署長は、前項の届出を受理したときは、同項の届出書の副本に様式第17号の届出済の印を押して届出者に交付するものとする。

(危険物の取扱作業に従事する者の
届出)

第22条 [略]

2 消防署長は、前項の届出を受理したときは、同項の届出書の副本に様式第17号の届出済の印を押して届出者に交付するものとする。

(申請書等の提出部数)

第25条 第2条第1項の申請書並びに第16条第2項、第17条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項及び第22条第1項の届出書の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。

第26条、第27条 [略]

附 則

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令附則第3項第2号後段の届出)

第3条 [略]

2 前項の計画届出書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

第25条、第26条 [略]

附 則

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令附則第3項第2号後段の届出)

第3条 [略]

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

危険物 仮貯蔵 承認申請書
仮取扱

神戸市 消防署長 宛		年 月 日	
申請者			
住所			
		(電話)	
氏名			
危険物の所有者	住所 氏名		
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 名称	区	
危険物の類，品名 (指定数量)及び数量		指定数量の 倍 数	
仮貯蔵・仮取扱いの期間 及び理由	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	理 由
仮貯蔵・仮取扱いの 場所の概要	屋 内	敷地面積	m ²
		建築面積	m ²
		構造の概要	
	屋 外	敷地面積	m ²
		空地の概要	
危険物の貯蔵・取扱い の方法			
管理の概要			
消火設備			
防火の責任者			
その他必要事項			
※ 受付・経過欄		※ 承認・手数料欄	

備考

- ※印の欄は，記入しないこと。
- 氏名の欄には，法人の場合は，名称及び代表者氏名を記入すること。
- 品名（指定数量）の記載については，当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）書で指定数量を記載すること。
- 申請者は，2部提出すること。
- 仮貯蔵・仮取扱いの場所の見取図及び構造図を添付すること。

様式第3号の3を次のように改める。

様式第3号の3（第3条の2関係）

	製造所 貯蔵所 取扱所	設置 変更	許可申請取下書
神戸市長 宛			年 月 日
1 取下者	住所		(電話)
	氏名		
次に係る消防法第11条第1項の許可の申請を取り下げます。			
2 設置者	住所		
	氏名		
3 設置場所			
4 製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
5 受付年月日及び番	年 月 日	第	号
6 取下げの理由			
7 その他必要事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 1の欄については、取下者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

様式第5号の2及び様式第6号を次のように改める。

様式第5号の2（第4条の2関係）

危険物		製造所 貯蔵所 取扱所	設置 変更	許可取消申請書
神戸市長 宛				年 月 日
1		申請者 住 所 氏 名		(電話)
次に係る消防法第11条第1項の許可の取消しを受けたいので、この申請書を提出します。				
2	住 所			
設置者	氏 名			
3	設 置 場 所			
4	製 造 所 等 の 別	貯蔵所又は取 扱所の区分		
5	許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日	第	号
6	取 消 し を 受 け よ う と する 理 由			
7	そ の 他 必 要 事 項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- ※印の欄は記入しないこと。
- 1の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 取消しを受けようとする許可の許可書及び許可申請書を添付すること。

様式第6号（第5条関係）

製造所等 設置
変更 許可書再交付申請書

神戸市長 宛		年 月 日
申請者 住所 氏名		(電話)
設置者	住所	
	氏名	
設置場所		区
製造所等の区分		
許可書の種別 <input type="checkbox"/> 設置許可書 <input type="checkbox"/> 変更許可書		
設置許可年月日 番 号	年 月 日 第 号	変更許可年月日 番 号 第 年 月 日 号
再交付申請の理由 (証明となるものがあれば添付すること。)		
※ 受付欄		※ 経過欄
		再交付年月日

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 氏名の欄には、法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

様式第9号の3を次のように改める。

様式第9号の3（第7条の4関係）

製造所 危険物 貯蔵所 完成検査前検査申請取下書 取扱所	
年 月 日	
神戸市長 宛	
1 取下者 住 所 (電話) 氏 名	
次に係る消防法第11条の2第1項の検査の申請を取り下げます。	
2 設 置 者	住 所
	氏 名
3 設 置 場 所	
4 製 造 所 等 の 別	貯蔵所又は取扱 所の区分
5 受 付 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
6 取 下 げ の 理 由	
7 そ の 他 必 要 事 項	
※ 受 付 欄	
※ 経 過 欄	

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 1の欄については、取下者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 製造所等を管轄する市町村長等以外の行政機関の水張検査又は水圧検査の申請をしたものに係る取下げにあつては、2、3及び4の欄は記入を必要としない。

様式第11号の2を次のように改める。

様式第11号の2（第8条の2関係）

タンク検査済証再交付申請書

神戸市長 宛 申請者 住 所 (電話) 氏 名		年 月 日
設 置 者	住 所	
	氏 名	
設 置 (常 置) 場 所		区
製 造 所 等 の 区 分		
検 査 済 証 の 種 別		<input type="checkbox"/> 水張検査 <input type="checkbox"/> 水圧検査
検 査 年 月 日	番 号	年 月 日 第 号
再 交 付 申 請 の 理 由		
(証明となるものがあれば添付すること。)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄
		再交付年月日

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 氏名の欄には、法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第16条関係）

内部点検期間延長届出書

神戸市長 宛		年 月 日	
届出者 住 所 氏 名		(電話)	
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所		区	
屋 外 貯 蔵 タンクの容量			
設置許可年月日号 番	第 年 月 日号	完成検査年月日号 番	第 年 月 日号
前回の内部点検 年 月 日	年 月 日		
内部点検延長 年 月 日	年 月 日		
延 長 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 備 考	

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 氏名の欄には、法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号(第17条関係)

製造所等定期点検結果届出書

神戸市 消防署長 宛		年 月 日		
届出者 住 所		(電話)		
氏 名				
設置者	住 所			
氏 名				
設 置 場 所		区		
点 検 施 設 数		施 設		
内 訳	製 造 所	施 設	屋 内 貯 蔵 所	施 設
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	施 設	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	施 設
	屋 外 貯 蔵 所	施 設	給 油 取 扱 所	施 設
	移 送 取 扱 所	施 設	一 般 取 扱 所	施 設
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 氏名の欄には、法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 定期点検記録を添付すること。

様式第18号から様式第22号までを次のように改める。

様式第18号（第19条関係）

製造所等軽微変更届出書

神戸市長 宛		年 月 日	
届出者 住 所		(電話)	
氏 名			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所		区	
製造所等の区分		設置許可年月日 番 号	年 月 日 第 号
変更する項目			
変更 の 内 容	変更前		
	変更後		
変 更 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 氏名の欄には、法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入すること。

様式第19号（第20条関係）

製造所等 休止再開 届出書

神戸市長 宛		年 月 日
届出者 住 所 氏 名		(電話)
設置者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所	区	
製造所等の区分	設置許可年月日 番 号	年 月 日 第 号
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	再 開 時 期 年 月 日から
理 由		
休止中の管理方法，連絡先その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 ※印の欄は，記入しないこと。
- 2 氏名の欄には，法人の場合は，名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 製造所等を休止しようとする日又は再開しようとする日の7日前までに届け出ること。

様式第20号（第21条関係）

製造所等作業届出書

神戸市 消防署長 宛		年 月 日	
届出者		住所	
		(電話)	
氏名			
設置者	住所		
	氏名		
設置場所	区		
製造所等の区分	設置許可年月日 番 号	年 月 日 第 号	日 号
作業の目的			
作業期間	年 月 日から		年 月 日まで
作業時間			
現場作業 責任者	住所	(電話)	
	氏名		
作業の概要			
消火の設備			
警報設備			
安全対策			
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 氏名の欄には、法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 安全対策の欄は、火気管理、可燃物の処置、防護設備の状況、夜間の照明その他の事項について具体的に記入すること。

様式第21号（第22条関係）

危険物取扱作業従事者届出書

年 月 日					
神戸市 消防署長 宛 届出者 住 所 (電話) 氏 名					
設置者	住 所				
	氏 名				
設 置 場 所		区			
製造所等の区分		設置許可年月日 番 号	年 月 日 第 号		
危険物 取扱者	氏 名 及 び 生 年 月 日	免 状 の 種 類	交 付 年 月 日 番 号	交 付 都 道 府 県 名	摘 要
					<input type="checkbox"/> 講習 <input type="checkbox"/> 従事 年 月 日
					<input type="checkbox"/> 講習 <input type="checkbox"/> 従事 年 月 日
					<input type="checkbox"/> 講習 <input type="checkbox"/> 従事 年 月 日
					<input type="checkbox"/> 講習 <input type="checkbox"/> 従事 年 月 日
					<input type="checkbox"/> 講習 <input type="checkbox"/> 従事 年 月 日
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 ※印の欄は，記入しないこと。
- 2 氏名の欄には，法人の場合は，名称及び代表者氏名を記入すること。
- 3 摘要の欄は，過去3年以内に保安講習を受けている者は講習にレ印をしその年月日を，受けていない者は従事にレ印をし従事することとなつた年月日を記入すること。

様式第22号（第23条関係）

危険物災害調査報告書

（表）

神戸市 消防署長 宛		年 月 日	
報告者 住 所 氏 名		(電話)	
事業所	所在地	(電話)	
	名称	代表者氏名	
1	災害の発生場所	区	2 発生場所の区分 <input type="checkbox"/> 構内 <input type="checkbox"/> 構外 <input type="checkbox"/> 海上等
3	災害の発生した施設の区分	<input type="checkbox"/> 製造所等 ()	<input type="checkbox"/> 危険物仮貯蔵所・ 仮取扱所 <input type="checkbox"/> 危険物の運搬中 <input type="checkbox"/> 無許可施設 <input type="checkbox"/> その他 ()
4	許可又は承認の番号	第 号	5 設置完成検査又は危険物の 貯蔵・取扱いの開始年月日 年 月 日
6	災害の発生日時	月 日 時 分頃	7 災害の発見日時 月 日 時 分頃
8	通報日時	月 日 時 分頃	8 通報日時 月 日 時 分頃
9	災害の鎮圧日時	月 日 時 分頃	10 通報の方法 <input type="checkbox"/> 119 <input type="checkbox"/> 加入電話 <input type="checkbox"/> 消防機関へ駆付け <input type="checkbox"/> その他()
11 災害の概要			
12	災害原因となった設備、施設等の名称		13 災害原因となった機器等の名称
14	災害原因となった機器等の規模及びその材質		17 設備等及び機器等の概略図 (災害原因となった箇所に朱色で×印をすること。)
15	災害原因となった機器等の温度、圧力流量等		
16	災害発生時の運転又は作業の状況		
18	災害原因となった物質の区分	<input type="checkbox"/> 危険物 <input type="checkbox"/> 指定可燃物 <input type="checkbox"/> 高压ガス <input type="checkbox"/> 可燃性ガス <input type="checkbox"/> 毒物 <input type="checkbox"/> 劇物 <input type="checkbox"/> その他	19 物質名及び貯蔵取扱いの数量
20	被災影響範囲及び拡大の状況	<input type="checkbox"/> 被害は、施設のみである。 <input type="checkbox"/> 被害は、構外に（ <input type="checkbox"/> 延焼 <input type="checkbox"/> 流出）した。（構外に流出した量 _____ 1） <input type="checkbox"/> 被害は、構内のみである。 <input type="checkbox"/> 被害は、海上に流出した。（海上に流出した量 _____ 1）	
21	施設等の被害状況		
22	物質の被害状況		
23	損害額	千円	24 死傷者 死亡者数 負傷者数
25	主原因		当事者
26	着火原因		第三者
27 原因の概要			
28	危険物保安統括管理者	<input type="checkbox"/> 要（ <input type="checkbox"/> 選任有 <input type="checkbox"/> 選任無） <input type="checkbox"/> 不要	29 危険物保安監督者 <input type="checkbox"/> 要（ <input type="checkbox"/> 選任有 <input type="checkbox"/> 選任無） <input type="checkbox"/> 不要
30	危険物取扱者の取扱い又は立会い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31 危険物取扱者の概要
32	応急措置の実施状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
33 自衛消防隊員等の消防活動状況等			

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 裏面をよく読んで記入してください。

(裏)

記入方法

- 2 欄 該当するものにレ印をすること。
- 3 欄 該当するものにレ印をし、「製造所等」の場合は（ ）内にその区分を、「その他」の場合は（ ）内に船舶等その具体名を記入すること。
- 4 欄 製造所等の場合は許可番号を、仮貯蔵所又は仮取扱所の場合は承認番号を記入すること。
- 5 欄 製造所等の場合は設置完成検査年月日を、その他の場合は貯蔵・取扱いの開始年月日を記入すること。
- 6 欄～9 欄 推定を含めて記入し、時刻は、24 時間表示とすること。
- 9 欄 災害の拡大危険がなくなつたと思われる日時（事故処理を完全に終えた日時ではない。）を記入すること。
- 10 欄 該当するものにレ印をし、「その他」の場合は、（ ）内にその内容を記入すること。
- 11 欄 災害の発生に至る経緯等災害の全体が把握できるように簡潔に記入すること。
- 12 欄 ○○製造装置、貯蔵設備等設備名で表すことのできるものについてはその設備名を記入し、その他のものについては電気室、研究室等施設の用途が明らかとなる名称を記入すること。
- 13 欄 タンク、加熱炉、計量機、反応釜、ドラム缶等機器の名称を表すことのできるものについて、その機器名を記入すること。
- 14 欄 13 欄の機器等の容量、直径、高さ等の概略寸法を記入し、その材質を日本産業規格による記号表示（SS400、SUS304等）で記入すること。
- 15 欄 13 欄の機器等の災害の発生直前のものを記入し、加温又は加圧しない機器等の場合は「常温」又は「常圧」と記入すること。
- 16 欄 定常運転中、分解修理中、溶接溶断作業中、給油中、休止中等の別を記入すること。
- 17 欄 12 欄の設備、施設等及び13 欄の機器等のフローチャート又は姿図を記入すること。
- 18 欄 災害の発生の発端となつた物質のすべてにレ印をすること。
- 19 欄 18 欄の物質の具体的な品名を記入し、数量については災害の発生直前のものを記入すること。
- 20 欄 該当するものにレ印をし、数値を記入すること。
- 21 欄 被害を受けた設備、施設等及び機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等の状況を記入すること。
- 22 欄 18 欄の物質を含めて被害を受けた物質の品名及び数量並びに焼失、流出等の状況を記入すること。
- 23 欄 災害に係る人件費、薬剤費、復旧費、休業損失等を除いた額を記入すること。
- 24 欄 下請等の従業員は、「当事者」に含めて記入すること。
- 25 欄 施設不良、施工不良、施設の劣化又は腐食、誤操作等簡潔に記入すること。
- 26 欄 火災又は爆発に至つた災害について、推定のものを含めて溶接火花、衝撃火花、自然発熱等着火原因を簡潔に記入すること。
- 27 欄 25 欄及び26 欄に記入した場合に、その原因、経緯等について説明を加えて記入すること。
- 28 欄、29 欄 製造所等についてのみ該当するものにレ印をすること。
- 30 欄 消防法上危険物取扱者の取扱い又は立会いを義務づけられていない場合においても、現実にその取扱い又は立会いがあつたときは、「有」にレ印をすること。
- 31 欄 30 欄で「有」の場合に、当該危険物取扱者の年齢、性別及び危険物の取扱作業に従事した年数を記入すること。
- 32 欄 該当するものにレ印をし、「有」の場合は、その措置の内容を記入すること。
- 33 欄 災害の発生した事業所が結成する自主防災組織が組織的に活動した場合に記入すること。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（附則第3条関係）

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書			
神戸市長 宛		年 月 日	
1 届出者			
住所		(電話)	
氏名			
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定により次のとおり届け出ます。			
2 設置者	住所		
	氏名		
3 製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
4 設置の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
5 設置場所			
6 在庫管理に従事する者の職務及び組織			
7 在庫管理に従事する者に対する教育			
8 在庫管理の方法			
9 危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置			
10 その他必要事項			
※ 受付 欄		※ 経過 欄	

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 1の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第3条 神戸市火薬類取締法施行細則(平成28年12月規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
	<p><u>(申請書等の提出部数)</u></p> <p>第26条 <u>次の表の左欄に掲げる書面及びその添付書類の提出部数は、それぞれ同表の右欄に定める部数とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">省令第35条の火薬類譲渡許可申請書</td> <td style="width: 30%;">正本1部及び副本3部</td> </tr> <tr> <td>省令第36条の火薬類譲受許可申請書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省令第48条第1項の火薬類消費許可申請書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省令第90条の2の火薬類譲受・消費許可申請書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省令第2条第1項の火薬類製造営業許可申請書</td> <td>正本1部及び副本2部</td> </tr> <tr> <td>省令第7条の火薬類製造</td> <td></td> </tr> </table>	省令第35条の火薬類譲渡許可申請書	正本1部及び副本3部	省令第36条の火薬類譲受許可申請書		省令第48条第1項の火薬類消費許可申請書		省令第90条の2の火薬類譲受・消費許可申請書		省令第2条第1項の火薬類製造営業許可申請書	正本1部及び副本2部	省令第7条の火薬類製造	
省令第35条の火薬類譲渡許可申請書	正本1部及び副本3部												
省令第36条の火薬類譲受許可申請書													
省令第48条第1項の火薬類消費許可申請書													
省令第90条の2の火薬類譲受・消費許可申請書													
省令第2条第1項の火薬類製造営業許可申請書	正本1部及び副本2部												
省令第7条の火薬類製造													

施設等変更許可申請書	
省令第10条第1項の火薬類販売営業許可申請書	
省令第13条第1項の火薬庫設置等許可申請書	
省令第46条の火薬類輸入許可申請書	
省令第65条の火薬類廃棄許可申請書	
第3条第1項の火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書	
省令第6条第8項の危害予防規程（変更）認可申請書	正本1部及び副本1部
省令第6条第9項の危害予防規程変更届	
省令第8条第2項の火薬類製造施設軽微変更届	
省令第14条第2項の火薬庫軽微変更届	
省令第14条の2の火薬庫承継届	
第3条第2項の火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書記載事項変更届	
第4条の火薬庫の所有又は占有の免除許可申請書	

第5条の火薬類製造・販売営業一部廃止届

第7条第1項の保安教育計画（変更）認可申請書

第8条の火薬類製造・取扱保安責任者等選任・解任届

第9条の特定施設・火薬庫使用休止届

第10条の定期自主検査計画（変更）届

第14条の火薬類製造・販売営業許可申請書等記載事項変更報告書

第16条の火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届

第18条の火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書

第19条の火薬類輸入許可申請書記載事項変更届

第20条の火薬類消費許可申請書等記載事項変更届

第22条の火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届

第23条の火薬類所有権取得届

第26条 [略]

第27条 [略]

様式第1号から様式第27号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書

神戸市長 宛 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 (申請者) 住所 (電話) 氏名 </div> <p>火薬類取締法施行規則第15条第1項の表に規定する安全な場所の指示を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
名 称	
事務所所在地（電話）	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬庫外火薬類貯蔵場所 所在地（電話）	
貯蔵する火薬類の種類及 び数量	
貯 蔵 目 的	
貯 蔵 期 間	
※受 付 欄	※経 過 欄

備考

- 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号（第3条関係）

火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書記載事項変更届

年 月 日			
神戸市長 宛			
(届出者) 住所			
(電話)			
氏名			
火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書の記載事項を変更したので、神戸市火薬類取締法施行細則第3条第2項の規定により次のとおり届け出ます。			
名	称		
事務所所在地 (電話)			
火薬庫外火薬類貯蔵場所所在地 (電話)			
指 示 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第3号（第3条関係）

火薬庫外火薬類貯蔵場所用途廃止届

年 月 日			
神戸市長 宛			
(届出者) 住所			
(電話)			
氏名			
火薬庫外火薬類貯蔵場所の用途を廃止したので、神戸市火薬類取締法施行細則第3条第3項の規定により次のとおり届け出ます。			
名 称			
事務所所在地（電話）			
火薬庫外火薬類貯蔵場所所在地（電話）			
指 示 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
残 火 薬 類 の 措 置			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第4号（第4条関係）

火薬庫の所有又は占有の免除許可申請書

		年 月 日
神戸市長 宛		
(申請者) 住所		
(電話)		
氏名		
火薬類取締法第13条ただし書に規定する許可を受けたいので、次のとおり申請します。		
名 称		
事務所所在地 (電話)		
製造所又は販売所の所在地 (電話)		
火薬庫を所有又は占有しない理由		
共有する火薬庫 又は 納入先の火薬庫	名 称	
	事務所所在地	
	(代表者) 住所氏名	
	所 在 地	
	許可年月日・番号	年 月 日 第 号
	種類及び棟数	
貯蔵火薬類の種類		
火薬庫外貯蔵場所	火薬類取締法施行規則第15条第1項の表 に係るもの	
火薬庫を共有する者	名 称	
	事務所所在地	
	(代表者) 住所氏名	
	製造所又は販売所の所在地	
※受付欄		※経過欄

備考 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第5号（第5条関係）

火薬類 製造 販売 営業全部廃止届

年 月 日			
神戸市長 宛			
(届出者) 住所			
(電話)			
氏名			
火薬類 製造 販売 営業の全部を廃止したので、火薬類取締法第16条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
名 称			
事務所所在地 (電話)			
製造所又は販売所の所在地 (電話)			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
残 火 薬 類 の 措 置			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第6号（第5条関係）

火薬類 ^{製造} 営業一部廃止届
 _{販売}

年 月 日			
神戸市長 宛			
(届出者) 住所			
(電話)			
氏名			
火薬類 ^{製造} 営業の一部を廃止したので、火薬類取締法第16条第1項の規定により次のと _{販売}			
おり届け出ます。			
名 称			
事務所所在地 (電話)			
製造所又は販売所の所在地 (電話)			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 内 容			
廃 止 の 理 由			
残 火 薬 類 の 措 置			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第7号（第6条関係）

火薬庫の用途廃止届

年 月 日			
神戸市長 宛 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> (届出者) 住所 (電話) 氏名 </div> 火薬庫の用途を廃止したので、火薬類取締法第16条第2項の規定により次のとおり届け出ます。			
名 称			
事務所所在地 (電話)			
火薬庫所在地 (電話)			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
残 火 薬 類 の 措 置			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第8号（第7条関係）

保安教育計画（変更）認可申請書

年 月 日			
神戸市長 宛			
(申請者) 住所			
(電話)			
氏名			
火薬類取締法第29条第1項に規定する保安教育計画の 策定 変更 の認可を受けたいので、次の とおり申請します。			
名 称			
事務所所在地（電話）			
区 分	<input type="checkbox"/> 製造業者 <input type="checkbox"/> 販売業者 <input type="checkbox"/> 消費者		
許可又は指定年月日		番 号	
内 容			
期 間 及 び 時 間			
対 象 者			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 区分の欄は、該当するものにレ印をすること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第9号（第7条関係）

保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書

年 月 日		
神戸市長 宛		
(申請者) 住所		
(電話)		
氏名		
保安教育計画を定めるべき者としての指定の取消しを受けたいので、火薬類取締法施行規則第67条の7第4項の規定により次のとおり申請します。		
名 称		
事務所所在地（電話）		
指 定 年 月 日	番 号	
取 消 し を 受 け よ う と す る 理 由		
備 考		
※受 付 欄		※経 過 欄

- 備考 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第10号(第8条関係)

火薬類^{製造}取扱 保安責任者等選任・解任届

年 月 日

神戸市長 宛

(届出者)住所
(電話)
氏名

保安責任者等を選任・解任したので、火薬類取締法第30条第3項又は第33条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

名	称			
事務所所在地(電話)				
製造所又は火薬庫の所在地(電話)				
許可年月日	年 月 日	番 号	第 号	
区 分	選任・解任の別	氏 名	保安責任者免状	選任・解任年月日
<input type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 副 <input type="checkbox"/> 代 <input type="checkbox"/> 製 <input type="checkbox"/> 貯 <input type="checkbox"/> 消	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 解任		甲 第 号 乙 第 号 丙 第 号	年 月 日
<input type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 副 <input type="checkbox"/> 代 <input type="checkbox"/> 製 <input type="checkbox"/> 貯 <input type="checkbox"/> 消	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 解任		甲 第 号 乙 第 号 丙 第 号	年 月 日
<input type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 副 <input type="checkbox"/> 代 <input type="checkbox"/> 製 <input type="checkbox"/> 貯 <input type="checkbox"/> 消	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 解任		甲 第 号 乙 第 号 丙 第 号	年 月 日
<input type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 副 <input type="checkbox"/> 代 <input type="checkbox"/> 製 <input type="checkbox"/> 貯 <input type="checkbox"/> 消	<input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 解任		甲 第 号 乙 第 号 丙 第 号	年 月 日
※受 付 欄		※経 過 欄		

- 備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 区分の欄(「代」は代理者、「製」は製造業者、「貯」は火薬庫の所有者又は占有者、「消」は消費者のそれぞれ略記である。)及び選任・解任の別の欄は、該当するものにレ印をすること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第11号（第9条関係）

特定施設
火薬庫 使用休止届

年 月 日

神戸市長 宛

(届出者) 住所
(電話)
氏名

〔 特定施設
火薬庫 〕 の使用を休止したので、火薬類取締法施行規則第44条の2第2項ただし書の規定により次のとおり届け出ます。

名 称			
事務所所在地（電話）			
製造所又は火薬庫の所在地（電話）			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
休 止 の 理 由			
備 考			
※受 付 欄	※経 過 欄		

- 備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第12号（第10条関係）

定期自主検査計画（変更）届

年 月 日			
神戸市長 宛			
(届出者) 住所			
(電話)			
氏名			
自主検査についての計画を〔策定〕 変更〕したので、火薬類取締法第35条の2第2項の規定によ り次のとおり届け出ます。			
名	称		
事務所所在地（電話）			
製造所又は火薬庫 の所在地（電話）			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
製造所又は火薬庫 の 種 類 及 び 棟 数			
検 査 実 施 予 定 期 日			
検 査 指 揮 監 督 保 安 責 任 者 氏 名			
変 更 の 内 容			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

備考 1 1の欄については、代表者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所
の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第13号（第11条関係）

定期自主検査終了報告書

年 月 日			
神戸市長 宛			
(報告者) 住所			
(電話)			
氏名			
自主検査を終了したので、火薬類取締法第35条の2第3項の規定により次のとおり報告します。			
名 称			
事務所所在地（電話）			
製造所又は火薬庫の所在地（電話）			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
製造所又は火薬庫の種類及び棟数			
検 査 の 結 果			
補正又は補修した事項			
検 査 年 月 日	年 月 日		
検 査 指 揮 監 督 保 安 責 任 者 氏 名			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

備考 1 報告者の欄については、報告者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第14号(第12条関係)

火薬類安定度試験結果報告書

年 月 日
神戸市長 宛
(報告者) 住所 (電話) 氏名
火薬類取締法第36条第1項に規定する安定度試験を実施したので、次のとおり報告します。

名 称	
事務所所在地(電話)	
火薬類の種類及び数量	
貯蔵又は保管場所	
製造年月日	年 月 日
試験実施期日	年 月 日
試験方法	<input type="checkbox"/> 遊離酸試験 <input type="checkbox"/> 耐熱試験 <input type="checkbox"/> 加熱試験
試験成績	
備考	
※受付欄	※経過欄

- 備考 1 報告者の欄については、報告者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 試験方法の欄は、該当するものにレ印をすること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第15号（第13条関係）

火薬類製造報告書（年度分）

年 月 日				
神戸市長 宛				
（報告者）住所				
（電話 ）				
氏名				
製造した火薬類の年度集計について、火薬類取締法施行規則第81条の14の表1の項の規定により次のとおり報告します。				
製 造 所 所 在 地				
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号	
火 薬 類 の 種 類	繰越高	製造高	譲渡高	現在高
備 考				
※受 付 欄		※経 過 欄		

- 備考 1 報告者の欄については、報告者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第16号（第14条関係）

火薬類製造
販売 営業許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日

神戸市長 宛

(報告者) 住所
(電話)
氏名

火薬類製造・販売営業許可申請書等の記載事項を変更したので、火薬類取締法施行規則第81条の14の表2の項又は5の項の規定により次のとおり報告します。

名 称			
事務所所在地（電話）			
製造所又は火薬庫の所在地（電話）			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 報告者の欄については、報告者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第17号 (第15条関係)

火薬類販売報告書 (年度分)

年 月 日				
神戸市長 宛				
(報告者) 住所				
(電話)				
氏名				
販売した火薬類の年度集計について、火薬類取締法施行規則第81条の14の表4の項の規定により次のとおり報告します。				
販 売 所 所 在 地				
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号	
火 薬 類 の 種 類	繰越高	譲受高	譲渡高	現在高
備 考				
※受 付 欄		※経 過 欄		

- 備考 1 報告者の欄については、報告者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第18号（第16条関係）

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届

神戸市長 宛				年	月	日
(届出者) 住所				(電話)		
氏名						
火薬庫設置等許可申請書等の記載事項を変更したので、火薬類取締法施行規則第81条の14の表7の項の規定により次のとおり届け出ます。						
名	称					
事務所所在地 (電話)						
火薬庫所在地 (電話)						
許 可 年 月 日	年	月	日	番 号	第	号
変 更 年 月 日	年 月 日					
変 更 の 内 容						
変 更 の 理 由						
備 考						
※受 付 欄				※経 過 欄		

備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第19号（第17条関係）

火薬庫出納報告書（ 年度分）

年 月 日				
神戸市長 宛				
（報告者）住所				
（電話 　　　　　　　）				
氏名				
出納した火薬類の年度集計について、火薬類取締法施行規則第81条の14の表8の項の規定により次のとおり報告します。				
火 薬 庫 所 在 地				
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第	号
火 薬 類 の 種 類	繰越高	入庫高	出庫高	現在高
備 考				
※受 付 欄		※経 過 欄		

備考 1 報告者の欄については、報告者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第20号（第18条関係）

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日			
神戸市長 宛			
(報告者) 住所			
(電話)			
氏名			
火薬庫設置等許可申請書等の記載事項を変更したので、火薬類取締法施行規則第81条の14の表9の項の規定により次のとおり報告します。			
名 称			
事務所所在地 (電話)			
火薬庫所在地 (電話)			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 報告者の欄については、報告者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第21号（第19条関係）

火薬類輸入許可申請書記載事項変更届

年 月 日			
神戸市長 宛			
(届出者) 住所			
(電話)			
氏名			
火薬類輸入許可申請書の記載事項を変更したので、火薬類取締法施行規則第81条の14の表10の項の規定により次のとおり届け出ます。			
名 称			
事務所所在地（電話）			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第22号（第20条関係）

火薬類消費許可申請書等記載事項変更届

年 月 日			
神戸市長 宛			
(届出者) 住所			
(電話)			
氏名			
火薬類消費許可申請書等の記載事項を変更したので、火薬類取締法施行規則第81条の14の表11の項の規定により次のとおり届け出ます。			
名	称		
事務所所在地（電話）			
消費の場所			
許可年月日	年 月 日	番 号	第 号
変更年月日	年 月 日		
変更の内容			
変更の理由			
備考			
※受付欄		※経過欄	

備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第23号 (第21条関係)

火薬類消費報告書 (年度分)

年 月 日				
神戸市長 宛				
(報告者) 住所				
(電話)				
氏名				
消費した火薬類の年度集計について、火薬類取締法施行規則第81条の14の表12の項の規定により次のとおり報告します。				
消費の場所				
許可年月日	年 月 日	番 号	第 号	
火薬類の種類	繰越数量	受入数量	消費数量	残量
備 考				
※受付欄		※経過欄		

備考 1 報告者の欄については、報告者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第24号 (第22条関係)

火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届

年 月 日			
神戸市長 宛			
(届出者) 住所			
(電話)			
氏名			
火薬類廃棄許可申請書の記載事項を変更したので、火薬類取締法施行規則第81条の14の表14の項の規定により次のとおり届け出ます。			
名 称			
事務所所在地 (電話)			
廃 棄 の 場 所			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 の 内 容			
変 更 の 理 由			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第25号（第23条関係）

火薬類所有権取得届

年 月 日	
神戸市長 宛	
(届出者) 住所	
(電話)	
氏名	
火薬類の所有権を取得したので、火薬類取締法施行規則第81条の14の表15の項の規定により次のとおり届け出ます。	
名 称	
事務所所在地（電話）	
職 業	
（代表者）住所氏名	
火薬類の所在場所	
火薬類の種類及び数量	
前所有者の住所氏名	
取 得 年 月 日	年 月 日
所有権取得の理由	
備 考	
※受 付 欄	※経 過 欄

- 備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第26号（第24条関係）

許可等申請取下書

神戸市長 宛				年	月	日
(取下者) 住所				(電話)		
氏名						
次に係る火薬類取締法の申請を取り下げます。						
名	称					
事務所所在地（電話）						
製造所等所在地（電話）						
受 付 年 月 日	年	月	日	番 号	第	号
取 下 げ の 理 由						
そ の 他 必 要 事 項						
※受 付 欄			※経 過 欄			

- 備考 1 取下者の欄については、取下者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 製造所等所在地の欄は、製造所、販売所、火薬庫又は火薬庫外火薬類貯蔵場所所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第27号（第25条関係）

許可取消申請書

年 月 日			
神戸市長 宛			
(申請者) 住所			
(電話)			
氏名			
次に係る火薬類取締法の許可の取消しを受けたいので、この申請書を提出します。			
名 称			
事務所所在地（電話）			
製造所等所在地（電話）			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
取 消 し を 受 け よ う と す る 理 由			
そ の 他 必 要 事 項			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 製造所等所在地の欄は、製造所又は火薬庫所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

(高圧ガス保安法施行細則の一部改正)

第4条 神戸市高圧ガス保安法施行細則(平成29年2月規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>(申請書等の提出部数)</u></p> <p>第8条 <u>次に掲げる書面及びその添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。</u></p> <p>(1) <u>容器則第4条の容器検査申請書</u></p> <p>(2) <u>容器則第9条の高圧ガスの種類又は圧力変更申請書</u></p> <p>(3) <u>容器則第14条の附属品検査申請書</u></p> <p>(4) <u>容器則第23条の特別充てん許可申請書</u></p> <p>(5) <u>容器則第30条第1項の容器検査所登録申請書</u></p> <p>(6) <u>容器則第31条第1項の容器検査所登録更新申請書</u></p> <p>(7) <u>容器則第35条の検査主任者届書</u></p>

- (8) 冷凍則第3条第1項の表の高圧
ガス製造許可申請書
- (9) 冷凍則第4条第1項の表の高圧
ガス製造届書
- (10) 冷凍則第10条の第一種製造事
業承継届書
- (11) 冷凍則第10条の2の第二種製
造事業承継届書
- (12) 冷凍則第16条第1項の高圧ガ
ス製造施設等変更許可申請書
- (13) 冷凍則第17条第2項の高圧ガ
ス製造施設軽微変更届書
- (14) 冷凍則第18条第1項の高圧ガ
ス製造施設等変更届書
- (15) 冷凍則第26条第1項の高圧ガ
ス販売事業届書
- (16) 冷凍則第26条の2の高圧ガス
販売事業承継届書
- (17) 冷凍則第28条の販売に係る高
圧ガスの種類変更届書
- (18) 冷凍則第29条第1項の高圧ガ
ス製造開始届書
- (19) 冷凍則第31条第1項の輸入検
査申請書
- (20) 冷凍則第35条第1項の危害予
防規程届書
- (21) 冷凍則第37条の冷凍保安責任

者届書

(22) 冷凍則第39条第2項の冷凍保安責任者代理者届書

(23) 液石則第3条第1項の高圧ガス製造許可申請書

(24) 液石則第4条第1項の高圧ガス製造事業届書

(25) 液石則第10条の第一種製造事業承継届書

(26) 液石則第10条の2の第二種製造事業承継届書

(27) 液石則第15条第1項の高圧ガス製造施設等変更許可申請書

(28) 液石則第16条第2項の高圧ガス製造施設軽微変更届書

(29) 液石則第17条第1項の高圧ガス製造施設等変更届書

(30) 液石則第21条の第一種貯蔵所設置許可申請書

(31) 液石則第25条の第一種貯蔵所承継届書

(32) 液石則第26条の第二種貯蔵所設置届書

(33) 液石則第28条第1項の第一種貯蔵所位置等変更許可申請書

(34) 液石則第29条第2項の第一種貯蔵所軽微変更届書

(35) 液石則第30条第1項の第二種
貯蔵所位置等変更届書

(36) 液石則第38条第1項の高圧ガ
ス販売事業届書

(37) 液石則第38条の2の高圧ガス
販売事業承継届書

(38) 液石則第42条第1項の高圧ガ
ス製造開始届書

(39) 液石則第45条第1項の輸入検
査申請書

(40) 液石則第51条第1項の特定高
圧ガス消費届書

(41) 液石則第51条の2の特定高圧
ガス消費者承継届書

(42) 液石則第54条第1項の特定高
圧ガス消費施設等変更届書

(43) 液石則第61条第1項の危害予
防規程届書

(44) 液石則第65条第1項の高圧ガ
ス保安統括者届書

(45) 液石則第69条の高圧ガス保安
主任者等届書

(46) 液石則第72条の高圧ガス販売
主任者届書

(47) 液石則第73条の特定高圧ガス
取扱主任者届書

(48) 液石則第76条第3項の高圧ガ

ス保安統括者代理者届書

(49) 液石則第77条第2項の高圧ガス製造施設休止届書

(50) 一般則第3条第1項の高圧ガス製造許可申請書

(51) 一般則第4条第1項の高圧ガス製造事業届書

(52) 一般則第9条の第一種製造事業承継届書

(53) 一般則第9条の2の第二種製造事業承継届書

(54) 一般則第14条第1項の高圧ガス製造施設等変更許可申請書

(55) 一般則第15条第2項の高圧ガス製造施設軽微変更届書

(56) 一般則第16条第1項の高圧ガス製造施設等変更届書

(57) 一般則第24条の第一種貯蔵所承継届書

(58) 一般則第25条の第二種貯蔵所設置届書

(59) 一般則第28条第2項の第一種貯蔵所軽微変更届書

(60) 一般則第29条第1項の第二種貯蔵所位置等変更届書

(61) 一般則第37条第1項の高圧ガス販売事業届書

- (62) 一般則第37条の2の高圧ガス
販売事業承継届書
- (63) 一般則第41条の販売に係る高
圧ガスの種類変更届書
- (64) 一般則第42条第1項の高圧ガ
ス製造開始届書
- (65) 一般則第53条第1項の特定高
圧ガス消費届書
- (66) 一般則第54条の2の特定高圧
ガス消費者承継届書
- (67) 一般則第56条の特定高圧ガス
消費施設等変更届書
- (68) 一般則第63条第1項の危害予
防規程届書
- (69) 一般則第67条第1項の高圧ガ
ス保安統括者届書
- (70) 一般則第71条の高圧ガス保安
主任者等届書
- (71) 一般則第74条の高圧ガス販売
主任者届書
- (72) 一般則第75条の特定高圧ガス
取扱主任者届書
- (73) 一般則第78条第2項の高圧ガ
ス保安統括者代理者届書
- (74) 国際容器則第14条の特別充填
許可申請書
- (75) 国際容器則第21条第1項の容

器検査所登録申請書

(76) 国際容器則第22条第1項の容

器検査所登録更新申請書

(77) 国際容器則第26条の検査主任

者届書

(78) 第3条の容器再検査申請書

(79) 第4条の附属品再検査申請書

(80) 第5条の氏名等変更届書

第8条 [略]

第9条 [略]

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

容器再検査申請書

年 月 日	
神戸市長 宛	
(申請者) 住所	
(電話)	
氏名	
高圧ガス保安法第49条第1項に規定する容器再検査を受けたいので、次のとおり申請します。	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所所在地	
容器所在地又は事業所所在地	
検査の区分	
容器の種類	
耐圧試験圧力	
容器の数量	
※受付欄	※経過欄

備考

- 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号（第4条関係）

附属品再検査申請書

年 月 日	
神戸市長 宛	
(申請者) 住所	
(電話)	
氏名	
<p>高圧ガス保安法第49条の4第1項に規定する附属品再検査を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所所在地	
附属品所在地又は事業所所在地	
検査の区分	
附属品の種類	
当該附属品が装置される 容器に充填されるガスの 種類及び耐圧試験圧力	
附属品の数量	
※受付欄	※経過欄

備考

- 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第3号（第5条関係）

氏名等変更届書

年 月 日			
神戸市長 宛			
(申請者) 住所			
(電話)			
氏名			
氏名若しくは名称又は住所を変更したので、神戸市高压ガス保安法施行細則第5条の規定により次のとおり届け出ます。			
名 称			
事務所（本社）所在地			
事業所等所在地			
許可等年月日	年 月 日	番 号	第 号
変更の内容			
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			
備考			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 事業所等所在地の欄は、事業所、貯蔵所、販売所又は容器検査所所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第4号(第6条関係)

許可等申請取下書

年 月 日 神戸市長 宛 (取下者) 住所 (電話) 氏名	
次に係る高圧ガス保安法 の の申請を取り下げます。	
名 称	
事務所(本社)所在地	
事業所等所在地	
受 付 年 月 日	年 月 日 番 号 第 号
取 下 げ の 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	
※受 付 欄	※経 過 欄

- 備考 1 取下者の欄については、取下者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 事業所等所在地の欄は、事業所、貯蔵所、販売所又は容器検査所所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第5号（第7条関係）

許可取消申請書

年 月 日			
神戸市長 宛			
(申請者) 住所			
(電話)			
氏名			
次に係る高圧ガス保安法の 〇〇〇〇の許可の取消しを受けたいので、この申請書を提出します。			
名 称			
事務所（本社）所在地			
事業所等所在地			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 〇 号
取 消 し を 受 け よ う と す る 理 由			
そ の 他 必 要 事 項			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 事業所等所在地とは、事業所又は貯蔵所所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 神戸市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則(平成29年2月規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>(申請書等の提出部数)</u></p> <p>第6条 <u>次に掲げる書面及びその添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。</u></p> <p>(1) <u>省令様式第1の液化石油ガス販売事業登録申請書</u></p> <p>(2) <u>省令様式第3の登録行政庁変更届書</u></p> <p>(3) <u>省令様式第5の液化石油ガス販売所等変更届書</u></p> <p>(4) <u>省令様式第6の液化石油ガス販売事業承継届書(甲)</u></p> <p>(5) <u>省令様式第7の液化石油ガス販売事業承継届書(乙)</u></p> <p>(6) <u>省令様式第10の業務主任者等選</u></p>

任（解任）届書

(7) 省令様式第12の保安機関認定申請書

(8) 省令様式第14の保安機関認定更新申請書

(9) 省令様式第15の一般消費者等の数の増加認可申請書

(10) 省令様式第16の一般消費者等の数の減少届書

(11) 省令様式第17の保安業務規程認可申請書

(12) 省令様式第18の保安業務規程変更認可申請書

(13) 省令様式第19の認定行政庁変更届書

(14) 省令様式第20の保安機関変更届書

(15) 省令様式第21の保安機関承継届書（甲）

(16) 省令様式第22の保安機関承継届書（乙）

(17) 省令様式第26の液化石油ガス販売事業者認定申請書

(18) 省令様式第28の貯蔵施設等設置許可申請書

(19) 省令様式第29の貯蔵施設等変更許可申請書

(20) 省令様式第30の貯蔵施設等変更届書

(21) 省令様式第35の充てん設備許可申請書

(22) 省令様式第36の充てん設備変更許可申請書

(23) 省令様式第37の充てん設備変更届書

(24) 省令様式第48の液化石油ガス設備工事届書

(25) 省令様式第56の特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

(26) 省令様式第57の特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

(27) 第3条の充填設備休止届書

第6条 [略]

第7条 [略]

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

充填設備休止届書

年 月 日			
神戸市長 宛			
届出者 住所 (電話) 氏名			
充填設備の使用を休止するので、神戸市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則第3条の規定により次のとおり届け出ます。			
名 称			
使用の本拠の所在地 (電話)			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
充填設備の貯蔵設備 の記号及び番号			
充填設備の貯蔵設備 の貯蔵能力			
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
休 止 の 理 由			
備 考			
※受 付 欄		※経 過 欄	

備考 1 届出者の欄については、届出者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号（第4条関係）

許可等申請取下書

神戸市長 宛 取下者 住所 （電話 ） 氏名	年 月 日
次に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 の 申請を取り下げます。	

名 称				
事業所等所在地				
受 付 年 月 日	年 月 日	番 号	第	号
取 下 げ の 理 由				
そ の 他 必 要 事 項				
※受 付 欄	※経 過 欄			

- 備考 1 取下者の欄については、取下者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 事業所等所在地の欄は、販売所、事業所、貯蔵施設等又は充填設備の使用の本拠の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

様式第3号（第5条関係）

許可取消申請書

年 月 日			
神戸市長 宛			
申請者 住所 (電話) 氏名			
次に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 の許可の取消しを受けたいので、この申請書を提出します。			
名 称			
貯蔵施設等所在地			
許 可 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
取 消 し を 受 け よ う と す る 理 由			
そ の 他 必 要 事 項			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 貯蔵施設等所在地の欄は、貯蔵施設等又は充填設備の使用の本拠の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市火災予防規則、神戸市消防危険物規則、神戸市火薬類取締法施行細則、神戸市高圧ガス保安法施行細則並びに神戸市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第57号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（保険料の減額）</p> <p>第10条の2 条例第18条の2第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に該当する納付義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日。以下同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（条例第15条</p>	<p style="text-align: center;">（保険料の減額）</p> <p>第10条の2 条例第18条の2第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に該当する納付義務者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日。以下同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（条例第15条</p>

第1項第3号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。)につき算定した条例第18条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳

第1項第3号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。)につき算定した条例第18条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第2項に規定する金額(同法その他の法律において同項に規定する金額の特例が定められている場合は、その特例による金額。以下同じ。))を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をい
い、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第13条第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場
合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係
る保険料の納付義務者

アに規定する額に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とイに規定する額とを合算した額
 ア，イ [略]

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得

アに規定する額に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とイに規定する額とを合算した額
 ア，イ [略]

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に条例第18条の2第1項第3号に掲げる

た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に条例第18条の2第1項第3号に掲げる金額を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者

アに規定する額に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とイに規定する額とを合算した額
ア, イ [略]

2, 3 [略]

(保険料の減免の対象者)

第13条 条例第23条第1項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1), (2) [略]

(3) その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額の見込額に12分の1を乗じて得た金額が、地方税法第314条

金額を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者

アに規定する額に当該世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とイに規定する額とを合算した額
ア, イ [略]

2, 3 [略]

(保険料の減免の対象者)

第13条 条例第23条第1項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1), (2) [略]

(3) その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第18条の2第1項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額の見込額に12分の1を乗じて得た金額が、地方税法第314条

の2第2項第1号に定める金額
(その世帯に属する被保険者及び
特定同一世帯所属者のうち給与所
得者等の数が2以上の場合にあつ
ては、同号に定める金額に当該給
与所得者等の数から1を減じた数
に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額)に、当該世帯に属する被
 保険者及び特定同一世帯所属者の
 数に52万円を乗じて得た額を加算
 した金額に、12分の1を乗じて得
 た金額以下の場合(市長が特に必
 要がないと認める場合を除く。)

(4)～(6) [略]

附 則

1 [略]

(公的年金等に係る所得に係る保険
 料の算定の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に
 属する被保険者若しくは特定同一世
 帯所属者が前年中に所得税法第35条
 第3項に規定する公的年金等に係る
 所得について同条第4項に規定する
 公的年金等控除額(年齢65歳以上で
 ある者に係るものに限る。)の控除
 を受けた場合における第10条の2第
 1項及び第13条第1号の規定の適用
 については、これらの規定中「総所

の2第2項に規定する金額に、当
該世帯に属する被保険者及び特定
同一世帯所属者の数に52万円を乗
じて得た額を加算した金額に、12
分の1を乗じて得た金額以下の場合
(市長が特に必要がないと認め
る場合を除く。)

(4)～(6) [略]

附 則

1 [略]

(公的年金等に係る所得に係る保険
 料の算定の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に
 属する被保険者若しくは特定同一世
 帯所属者が前年中に所得税法第35条
 第3項に規定する公的年金等に係る
 所得について同条第4項に規定する
 公的年金等控除額(年齢65歳以上で
 ある者に係るものに限る。)の控除
 を受けた場合における第10条の2第
 1項及び第13条第1号の規定の適用
 については、同号中「総所得金額」

得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。以下同じ。）」と、第10条の2第1項第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。以下同じ。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の神戸市国民健康保険条例施行規則の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第58号

神戸市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市手数料条例施行規則（平成12年3月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（家庭から排出される粗大ごみの手数料）</p> <p>第5条 条例別表第1 <u>3</u>の項に規定する30キログラムを超える粗大ごみに係る手数料によりがたい粗大ごみとして規則に定めるもの及び同表備考1に規定する規則で定める品目のものに係る手数料の額は、別表に掲げる額とする。</p> <p>（重量による算定の基準によりがたい場合の重量への換算方法）</p> <p>第6条 条例別表第1備考4に規定する規則で定める一般廃棄物は次の各</p>	<p>（家庭から排出される粗大ごみの手数料）</p> <p>第5条 条例別表第1備考1に規定する規則で定める品目のものに係る手数料の額は、別表に掲げる額とする。</p> <p>（重量による算定の基準によりがたい場合の重量への換算方法）</p> <p>第6条 条例別表第1備考2に規定する規則で定める一般廃棄物は次の各</p>

号に掲げる一般廃棄物とし、同表備考4に規定する規則で定める額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1), (2) [略]

別表 (第5条関係)

種類	品目	手数料
1 電	[略]	[略]
気器具, ガス器具, 石油器具 その他これらに類するもの	電気カーペット	[略]
	[略]	[略]
2 家具, 寝具 その	[略]	[略]
	すのこ	[略]

号に掲げる一般廃棄物とし、同表備考2に規定する規則で定める額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1), (2) [略]

別表 (第5条関係)

種類	品目	手数料
1 電	[略]	[略]
気器具, ガス器具, 石油器具 その他これらに類するもの	電気カーペット	[略]
	電気マッサージ器 (いす型のものに限る。)	1台につき 1,200円
	[略]	[略]
2 家具, 寝具 その	[略]	[略]
	すのこ	[略]

他これらに類するもの		
	[略]	[略]
	ソファベッド (リクライニング機能付きのものを除く。)	[略]
	[略]	[略]
	ベッド(シングルベッドに限り、かつ電動式のものを除く。)	[略]
	[略]	[略]
3 趣味用品, スポーツ用品その他	[略]	[略]
	運搬用一輪車	[略]

他これらに類するもの		
	スプリングマットレス	1枚につき 1,200円
	[略]	[略]
	ソファベッド	[略]
	[略]	[略]
	ベッド(シングルベッドに限り、かつ電動式のものを除く。)	[略]
	ベッド(電動式のものに限り。)	1台につき 1,200円
	[略]	[略]
3 趣味用品, スポーツ用品その他	[略]	[略]
	運搬用一輪車	[略]

他の 家庭 用品			他の 家庭 用品			
					オルガン	1台につき 1,200円
	[略]	[略]			[略]	[略]
	キーボード（演奏用のものに限り、電子ピアノ（脚付きでないものに限る。）を含む。）	[略]			キーボード（演奏用のものに限り、電子ピアノ（脚付きでないものに限る。）を含む。）	[略]
	[略]	[略]			[略]	[略]
	電気草刈機又は電気芝刈機	[略]			電気草刈機又は電気芝刈機	[略]
	[略]	[略]			電子オルガン	1台につき 1,200円
	[略]	[略]			電子ピアノ	1台につき 1,200円
	[略]	[略]			[略]	[略]
	ルーフボックス（自動車に搭載するものに限る。）	[略]			ルーフボックス（自動車に搭載するものに限る。）	[略]
4 30	オルガン	1台につき 3,000円				
キロ						
グラ	スプリングマットレス	1枚につき 3,000円				
ムを						
超え	ソファベッド	1台につき				

る粗 大ご みに 係る 手数 料に より がた いも の	(リクライニン グ機能付きのも のに限る。)	3,000円		
	電気マッサージ 器(いす型のも のに限る。)	1台につき 3,000円		
	電子オルガン	1台につき 3,000円		
	電子ピアノ(脚 付きのものに限 る。)	1台につき 3,000円		
	ベッド(電動式 のものに限る。)	1台につき 3,000円		
5から 4ま でに 掲げ る種 類に 該当 しな いも の	[略]	[略]	4から 3ま でに 掲げ る種 類に 該当 しな いも の	[略]
備考 [略]			備考 [略]	

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第59号

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成24年3月規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（設立登記完了届出書の様式等）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 条例第6条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写し及び財産目録の副本の部数は、それぞれ1通とする。</p> <p style="text-align: center;">（定款の変更登記の完了に係る証明書についての提出書の様式等）</p> <p>第8条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（設立登記完了届出書の様式等）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 条例第6条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写し及び財産目録の副本の部数<u>並びに同条第3項の規定により添えなければならない書類の写しの部数</u>は、それぞれ1通とする。</p> <p style="text-align: center;">（定款の変更登記の完了に係る証明書についての提出書の様式等）</p> <p>第8条 [略]</p>

2 条例第11条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写しの部数は、1通とする。

(合併登記完了届出書の様式等)

第16条 [略]

2 条例第21条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写し及び財産目録の副本の部数は、それぞれ1通とする。

(提出書類の規格)

第28条 法及び条例の規定により市長に提出する書類の大きさについては、神戸市規則の様式の特例に関する規則(昭和57年2月規則第74号)第4条の規定の適用を受けないものについても、日本産業規格A列4番としなければならない。ただし、官公署が発給した文書及び市長が特に必要があると認めた書類については、この限りでない。

2 条例第11条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写しの部数及び同条第3項の規定により添えなければならない書類の写しの部数は、1通とする。

(合併登記完了届出書の様式等)

第16条 [略]

2 条例第21条第2項の規定により添えなければならない登記事項証明書の写し及び財産目録の副本の部数並びに同条第3項の規定により添えなければならない書類の写しの部数は、それぞれ1通とする。

(提出書類の規格)

第28条 法及び条例の規定により市長に提出する書類の大きさについては、神戸市規則の様式の特例に関する規則(昭和57年2月規則第74号)第4条の規定の適用を受けないものについても、日本工業規格A列4番としなければならない。ただし、官公署が発給した文書及び市長が特に必要があると認めた書類については、この限りではない。

様式第1号中

「 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) を[㊟] 」

「 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) に 」

改める。

様式第2号中

「 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
[㊦] 」 を 「 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 」 に、

「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第5号及び様式第8号中

「 名称及び代表者の氏名
[㊦] 」 を 「 名称及び代表者の氏名
 」 に改める。

様式第11号中

「 氏名
[㊦] 」 を 「 氏名
 」 に改める。

様式第13号，様式第15号及び様式第16号中

「 名称及び代表者の氏名
[㊦] 」 を 「 名称及び代表者の氏名
 」 に改める。

様式第18号中

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）	
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項	
ウ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引	を
エ 寄附者（当該認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
カ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
キ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	

(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）	
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項	
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等との取引	に
ウ 寄附者（当該認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日	
エ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
カ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	

改める。

様式第21号及び第22号中

「 名称及び代表者の氏名
.....^④ 」 を 「 名称及び代表者の氏名
..... 」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和3年3月条例第37号）の施行の日から施行する。ただし、第28条の改正規定は公布の日から、様式第1号の改正規定、様式第2号の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。）並びに様式第5号、様式第8号、様式第11号、様式第13号、様式第15号、様式第16号、様式第21号及び様式第22号の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第8号、様式第11号、様式第13号、様式第15号、様式第16号、様式第18号、様式第21号及び様式第22号の改正規定の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第8号、様式第11号、様式第13号、様式第15号、様式第16号、様式第18号、様式第21号及び様式第22号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第60号

神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則の一部を改正する規則

神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則（平成5年3月規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物処理業の許可及び更新の申請）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は，申請書に次に掲げる書類及び図面（許可の更新の申請の場合において，第2号から第9号まで及び第11号に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないものを除く。）の添付を求め，当該書類又は図</p>	<p>（一般廃棄物処理業の許可及び更新の申請）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は，申請書に次に掲げる書類及び図面（許可の更新の申請の場合において，第2号から第9号まで及び第11号に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないものを除く。）の添付を求め，当該書類又は図</p>

面により当該申請の内容を審査したときでなければ、許可をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号又に規定する使用人の住民票の写し

(9) 申請者が個人である場合には、申請者及び法第7条第5項第4号ルに規定する使用人の住民票の写し

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類

(11)～(14) [略]

(再生利用業の指定の申請)

第15条の2 [略]

2 [略]

3 市長は、申請書に次に掲げる書類及び図面（指定の更新の場合にあつては、第2号から第9号まで及び第11号に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないものを除く。）の添付を求め、当該書類又は図面により当該申請の内容を審査したときでなければ、指定をしてはならない。

(1)～(7) [略]

面により当該申請の内容を審査したときでなければ、許可をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号リに規定する使用人の住民票の写し

(9) 申請者が個人である場合には、申請者及び法第7条第5項第4号又に規定する使用人の住民票の写し

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イから又までに該当しない旨を記載した書類

(11)～(14) [略]

(再生利用業の指定の申請)

第15条の2 [略]

2 [略]

3 市長は、申請書に次に掲げる書類及び図面（指定の更新の場合にあつては、第2号から第9号まで及び第11号に掲げる書類又は図面のうちその内容に変更がないものを除く。）の添付を求め、当該書類又は図面により当該申請の内容を審査したときでなければ、指定をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法人である場合には、
定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号又に規定する使用人の住民票の写し

(9) 申請者が個人である場合には、
申請者及び法第7条第5項第4号ルに規定する使用人の住民票の写し

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類

(11)～(14) [略]

(再生利用業の指定の基準)

第15条の3 市長は、一般廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者から省令第2条第2号に規定する指定の申請があったときは、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該指定をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(9) [略]

2 市長は、一般廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から省令第2条の3第2号に規定する指定の申

(8) 申請者が法人である場合には、
定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号リに規定する使用人の住民票の写し

(9) 申請者が個人である場合には、
申請者及び法第7条第5項第4号又に規定する使用人の住民票の写し

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イから又までに該当しない旨を記載した書類

(11)～(14) [略]

(再生利用業の指定の基準)

第15条の3 市長は、一般廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者から省令第2条第2号に規定する指定の申請があったときは、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該指定をしてはならない。

(1)～(7) [略]

(8) 申請者が法第7条第5項第4号イから又までのいずれにも該当しないこと。

(9) [略]

2 市長は、一般廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から省令第2条の3第2号に規定する指定の申

請があったときは、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該指定をしてはならない。

(1)～(9) [略]

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(11), (12) [略]

(指定の取消し)

第15条の9 市長は、再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生利用業の指定を取り消すものとする。

(1) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) [略]

2 [略]

請があったときは、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、当該指定をしてはならない。

(1)～(9) [略]

(10) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(11), (12) [略]

(指定の取消し)

第15条の9 市長は、再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生利用業の指定を取り消すものとする。

(1) 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) [略]

2 [略]

様式第2号から様式第4号までの様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第5号中「氏名 ㊟」を「氏名」に、

「

処理方式。構造及び設備

」を「

処理方式、構造及び設備

」

に改める。

様式第7号から様式第11号までの様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

様式第13号及び様式第15号中「氏名 ㊟」を「氏名

」に改める。

様式第15号の2中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」

「
廃棄物の種類、
状態等
」
に、
を
「
廃棄物の種類、
状態等
」
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則の様式による申請書その他の書類は，この規則による改正後の神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する規則の様式による申請書その他の書類とみなして，当分の間，なお使用することができる。

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第61号

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則（令和2年10月規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>目次</u>	
<u>第1章 総則（第1条）</u>	<u>第1章 総則（第1条）</u>
<u>第2章 土砂等の不適正な処理の防止（第2条—第21条）</u>	<u>第2章 土砂等の不適正な処理の防止（第2条—第21条）</u>
<u>第3章 保証金の預託（第22条・第23条）</u>	<u>第3章 保証金の預託（第22条・第23条）</u>
<u>第4章 土地所有者の責務（第24条）</u>	<u>第4章 土地所有者の責務（第24条）</u>
<u>第5章 土砂搬入禁止区域（第25条）</u>	<u>第5章 土砂搬入禁止区域（第25条）</u>
<u>第6章 雑則（第26条・第27条）</u>	<u>第6章 雑則（第26条・第27条）</u>

附則

別表第1（第2条関係）

土砂等に 含まれる 物質	基 準	
	土砂等に 水を加え た場合に 溶出する 物質の量	土砂等に 含まれる 物質の量
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.003ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
[略]	[略]	[略]
<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	[略]

附則

別表第1（第2条関係）

土砂等に 含まれる 物質	基 準	
	土砂等に 水を加え た場合に 溶出する 物質の量	土砂等に 含まれる 物質の量
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。
[略]	[略]	[略]
<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。	[略]

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

備考

1～3 [略]

4 1, 2-ジクロロエチレン
の濃度は, シス体の濃度とト
ランス体の濃度の和とする。

別表第2 (第16条関係) [略]

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

備考

1～3 [略]

別表第2 (第16条第6項関係) [略]

様式第5号, 様式第6号及び様式第9号中

「氏名

印」を

「氏名

」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は, 令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例(令和2年6月条例第10号)第7条第2項及び第4項の命令を受けた者に係る同条第1項の土壌安全基準の適用については, なお従前の例による。

神戸市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第62号

神戸市道路占用規則の一部を改正する規則

神戸市道路占用規則（昭和46年4月規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（変更の許可）</p> <p>第3条 前条の規定により許可を受けた者（以下「占有者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、道路法施行令（昭和27年政令第479号。<u>以下「令」という。</u>）第8条に規定する軽易なものは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（許可標識<u>及び占有許可期間等</u>の掲出）</p> <p>第8条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（変更の許可）</p> <p>第3条 前条の規定により許可を受けた者（以下「占有者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第8条に規定する軽易なものは、この限りでない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（許可標識の掲出）</p> <p>第8条 [略]</p>

2 令第7条第4号及び第5号に規定する占有物件の占有者は、占有期間中、当該占有物件に係る許可番号（市長が占有を許可するに当たり付与する番号であつて、第2条第3項に規定する道路占有許可証に記載されたものをいう。）、許可期間、占有者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地）、占有場所、占有物件の名称並びに占有面積を表示したものを、当該占有物件の見やすい箇所に掲出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

（申請書等の様式）

第26条 次の各号に掲げる申請書その他の書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

(7) 道路占有許可標識（第2条第3項、第3条第2項及び第7条第2項関係） 様式第3号

(8)～(14) [略]

（申請書等の様式）

第26条 次の各号に掲げる申請書その他の書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

(7) 道路占有許可標識（第2条第3項、第3条第2項及び第7条第2項関係） 様式第3号 様式第3号の2 様式第3号の3

(8)～(14) [略]

様式第1号中

「

	〒		年	月	日
住所	区	町通	丁目		
氏名	(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)				
連絡担当者	TEL				

を

」

「

	〒		年	月	日
住所	区	町通	丁目		
氏名	(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)				
連絡担当者	TEL				

に改める。

」

様式第1号の2中

「氏名 _____ (印) _____」を

「氏名 _____」に改める。

様式第2号中

「

	〒		年	月	日
住所	区	町通	丁目		
氏名	(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)				
連絡担当者	TEL				

を

」

「

	〒		年	月	日
住所	区	町通	丁目		
氏名	(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)				
連絡担当者	TEL				

に、

」

「

1 交付を受けた道路占用許可標識は、占用期間中、占用物件の見やすい箇所に掲出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

」

を

「

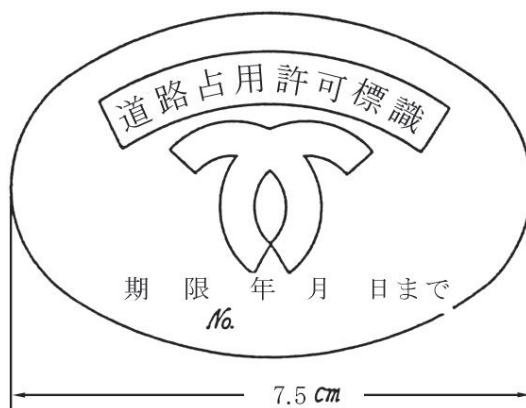
- 1 交付を受けた道路占用許可標識は、占用期間中、占用物件の見やすい箇所に掲出しなければならない。また、占用物件が道路法施行令第7条第4号及び第5号に該当する場合、占用期間中、神戸市道路占用規則第8条第2項に規定する掲出を行わなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

」

に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号



様式第3号の2及び様式第3号の3を削る。

様式第6号中

「

〒

住所

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名) _____ を

_____ ⑩

連絡先 () 番 _____

」

「

〒

住所

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名) _____ に改める。

連絡先 () 番 _____

」

様式第7号及び様式第8号中

「

住所 区 町通 丁目

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名) _____ を

_____ ⑩

電話 () 番 _____

」

「

住所 区 町通 丁目

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名) に改める。

電話 () 番

」

様式第9号中

「 〒
申請者 住所

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名) を

印

連絡先 () 番

」

「 〒
申請者 住所

氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名) に改める。

連絡先 () 番

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市道路占用規則第8条第2項の規定は、令和3年4月1日以後に占用の許可を受ける者について適用し、同日前に占用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市道路占用規則の様式による申請書その他の書類は、この規則による改正後の神戸市道路占用規則の様式による申請書その他の書類とみなして、当分の間、なお使用することができる。

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第63号

神戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（条例第2条第5項の規則で定める指定短期入所生活介護事業所）</u></p> <p><u>第1条の7 条例第2条第5項に規定する規則で定める指定短期入所生活介護事業所は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第120条に規定する指定短期入所生活介護の事業について専用の居室を有する指定短期入所生活介護事業所のうち、当該指定短期入所生活介護事業所で指定短期入所生活介護の事業を行う者からの申請に基づ</u></p>	

き市長が指定したものとする。

(条例第5条の2第1項の規則で定める期間)

第10条の2 条例第5条の2第1項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げるミドルステイサービスを受けることとなった理由の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第2条第2項第1号に掲げる理由 当該理由により初めてミドルステイサービスを受けた日
(その日において当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費(短期入所生活介護に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の支給の対象となる場合にあっては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第43条第1項の規定により当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費のみの支給の対象とならなくなる最初の日)から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの期間(当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費のみの支給の対象となる期間を除く。)

ア、イ [略]

(条例第5条の2第1項の規則で定める期間)

第10条の2 条例第5条の2第1項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げるミドルステイサービスを受けることとなった理由の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第2条第2項第1号に掲げる理由 当該理由により初めてミドルステイサービスを受けた日
(その日において当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費(短期入所生活介護に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の支給の対象となる場合にあっては、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第43条第1項の規定により当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費の支給の対象とならなくなった日)から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの期間(当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費の支給の対象となる期間を除く。)

ア、イ [略]

(2) 条例第2条第2項第2号に掲げる理由 当該理由により初めてミドルステイサービスを受けた日
(その日において当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費の支給の対象となる場合にあつては、法第43条第1項の規定によりミドルステイサービスが居宅介護サービス費のみの支給の対象とならなくなる最初の日) から起算して7日間(当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費のみの支給の対象となる期間を除く。)

(条例第5条の2第3項の規則で定める期間等)

第10条の6 条例第5条の2第3項に規定する規則で定める期間は、緊急一時保護サービスを受けた日(その日において当該緊急一時保護サービスが居宅介護サービス費(短期入所生活介護に係る部分に限る。以下この条において同じ。))の支給の対象となる場合にあつては法第43条第1項の規定により当該緊急一時保護サービスが居宅介護サービス費のみの支給の対象とならなくなる最初の日、その日において当該緊急一時保護サービスが介護予防サービス費

(2) 条例第2条第2項第2号に掲げる理由 当該理由により初めてミドルステイサービスを受けた日
(その日において当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費の支給の対象となる場合にあつては、法第43条第1項の規定によりミドルステイサービスが居宅介護サービス費の支給の対象とならなくなった日) から起算して7日間
(当該ミドルステイサービスが居宅介護サービス費の支給の対象となる期間を除く。)

(条例第5条の2第3項の規則で定める期間等)

第10条の6 条例第5条の2第3項に規定する規則で定める期間は、緊急一時保護サービスを受けた日(その日において当該緊急一時保護サービスが居宅介護サービス費(短期入所生活介護に係る部分に限る。以下この条において同じ。))の支給の対象となる場合にあつては法第43条第1項の規定により当該緊急一時保護サービスが居宅介護サービス費の支給の対象とならなくなった日、その日において当該緊急一時保護サービスが介護予防サービス費(介護予防短

(介護予防短期入所生活介護に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の支給の対象となる場合にあっては法第55条第1項の規定により当該緊急一時保護サービスが介護予防サービス費のみの支給の対象とならなくなる最初の日)から起算して7日間(当該緊急一時保護サービスが居宅介護サービス費又は介護予防サービス費のみの支給の対象となる期間を除く。)とする。

2～6 [略]

(条例第5条の2第4項の規則で定める期間)

第10条の8 条例第5条の2第4項に規定する規則で定める期間は、災害時ショートステイサービスを受けた日(その日において当該災害時ショートステイサービスが居宅介護サービス費(短期入所生活介護に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の支給の対象となる場合にあっては法第43条第1項の規定により当該災害時ショートステイサービスが居宅介護サービス費のみの支給の対象とならなくなる最初の日)から起算して7日間(当該災害時ショートステイサービスが居宅介護サービ

期入所生活介護に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の支給の対象となる場合にあっては法第55条第1項の規定により当該緊急一時保護サービスが介護予防サービス費の支給の対象とならなくなった日)から起算して7日間(当該緊急一時保護サービスが居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の支給の対象となる期間を除く。)とする。

2～6 [略]

ス費のみの支給の対象となる期間を
除く。)とする。
(条例第5条の2第4項の規則で定
める費用)
第10条の9 第10条の3の規定は、条
例第5条の2第4項に規定する規則
で定める費用について準用する。

様式第2号中

「

氏名又は 名称 (代行事業者 のみ押印)	親族(本人との関係：)又は代行事業者 印 (代行事業者担当者名：)
-------------------------------	---

を
」

「

氏名又は 名称	親族(本人との関係：)又は代行事業者 (代行事業者担当者名：)
------------	--

に
」

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市立在宅障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第64号

神戸市立在宅障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則
 神戸市立在宅障害者福祉センター条例施行規則（平成5年3月規則第124号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
（利用時間及び休館日）			（利用時間及び休館日）		
第2条 神戸市立東部在宅障害者福祉センター（以下「東部在宅」という。）に置く施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定するサービス事業所（以下「サービス事業所」という。）の利用時間及び休館日は、次の表のとおりとする。			第2条 神戸市立東部在宅障害者福祉センター（以下「東部在宅」という。）に置く施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定するサービス事業所（以下「サービス事業所」という。）の利用時間及び休館日は、次の表のとおりとする。		
施設及び	利用時間	休館日	施設及び	利用時間	休館日

サービス事業所			サービス事業所		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
条例第4条第1項第3号に掲げる施設及び同条第2項に掲げるサービス事業所	[略]	[略]	条例第4条第1項第4号に掲げる施設及び同条第2項に掲げるサービス事業所	[略]	[略]
条例第4条第1項第4号及び同条第3項各号	[略]	[略]	条例第4条第1項第5号及び同条第3項各号	[略]	[略]
			条例第4条第1項第3号に掲げる施設	午前9時から午後7時（日曜日及び土曜日にあつては、午後5時）まで	(1) 月曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

に掲げる 施設		
------------	--	--

2 神戸市立中部在宅障害者福祉センター（以下「中部在宅」という。）に置く施設及びサービス事業所の利用時間及び休館日は、次の表のとおりとする。

施設及びサービス事業所	利用時間	休館日
[略]	[略]	[略]
<u>条例第4条第1項第2号から第4号まで及び同条第4項に掲げる施設並びに同条第2項に掲げるサービス事業所</u>	[略]	[略]

に掲げる 施設		
------------	--	--

2 神戸市立中部在宅障害者福祉センター（以下「中部在宅」という。）に置く施設及びサービス事業所の利用時間及び休館日は、次の表のとおりとする。

施設及びサービス事業所	利用時間	休館日
[略]	[略]	[略]
<u>条例第4条第1項第2号、第4号及び第5号並びに同条第3項各号に掲げる施設並びに同条第2項に掲げるサービス事業所</u>	[略]	[略]
<u>条例第4条第1項第3号に</u>	午前9時から午後7時（日	(1) 火曜日 (2) 12月28日から翌年の1

掲げる施設	曜日、土曜日及び休日にあつては、午後5時)まで	月4日までの日 (3)前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日
-------	-------------------------	---

3 神戸市立西部在宅障害者福祉センター（以下「西部在宅」という。）に置く施設及びサービス事業所の利用時間及び休館日は、次の表のとおりとする。

施設及びサービス事業所	利用時間	休館日
[略]	[略]	[略]
条例第4条第1項第2号から第4号までに掲げる施設及び同条第2項に掲げるサービス事業所	[略]	[略]

3 神戸市立西部在宅障害者福祉センター（以下「西部在宅」という。）に置く施設及びサービス事業所の利用時間及び休館日は、次の表のとおりとする。

施設及びサービス事業所	利用時間	休館日
[略]	[略]	[略]
条例第4条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる施設並びに同条第2項に掲げるサービス事業	[略]	[略]

--	--	--

所		
条例第4条第1項第3号に掲げる施設	午前9時から午後7時（日曜日、土曜日及び休日においては、午後5時）まで	(1) 木曜日 (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要であると認める日

4, 5 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第2条第1項の表条例第4条第1項第1号に掲げる施設の項、条例第4条第1項第2号に掲げる施

4, 5 [略]

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第2条第1項の表条例第4条第1項第1号に掲げる施設の項、条例第4条第1項第2号に掲げる施

設の項，条例第4条第1項第3号に掲げる施設及び同条第2項に掲げるサービス事業所の項並びに条例第4条第1項第4号及び同条第3項各号に掲げる施設の項，第2項の表，第3項の表，第4項並びに第5項，第5条第2号，第6条第1号及び第3号並びに第7条第3号の規定（以下「対象規定」という。）の適用については，第2条第1項の表条例第4条第1項第1号に掲げる施設の項中「条例第19条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と，対象規定（第2条第1項の表条例第4条第1項第1号に掲げる施設の項及び第6条第1号を除く。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と，第6条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」とする。

3 [略]

設の項，条例第4条第1項第4号に掲げる施設及び同条第2項に掲げるサービス事業所の項，条例第4条第1項第3号に掲げる施設の項及び条例第4条第1項第5号及び同条第3項各号に掲げる施設の項，第2項の表，第3項の表，第4項並びに第5項，第5条第2号，第6条第1号及び第3号並びに第7条第3号の規定（以下「対象規定」という。）の適用については，第2条第1項の表条例第4条第1項第1号に掲げる施設の項中「条例第19条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と，対象規定（第2条第1項の表条例第4条第1項第1号に掲げる施設の項及び第6条第1号を除く。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と，第6条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」とする。

3 [略]

附 則

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第65号

神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市しあわせの村条例施行規則（平成元年4月規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 ローンボウルス場の休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 月曜日</p> <p>(3) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p>	<p>(休業日)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 ローンボウルス場の休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 月曜日から金曜日までの日（<u>休日を除く。</u>）</p> <p>(3) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p>

(指定管理者不在等期間における条例第5条第1項に掲げる施設の管理に関する業務)

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条第2項並びに第6条第2項第3号、第3項第3号及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

(指定管理者不在等期間における条例第5条第1項に掲げる施設の管理に関する業務)

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第4条第4号、第5条第2号、第6条第3号、第8条第2項並びに第9条第2項第3号、第3項第3号及び第4項の規定の適用については、第4条第4号中「条例第21条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2号、第6条第3号、第8条第2項並びに第9条第2項第3号、第3項第3号及び第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第66号

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランドの供用を開始する日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第67号

神戸市こべっこあそびひろば・六甲アイランドの供用を開始する日を定める規則

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例（令和2年10月条例第26号）附則第2項に規定する規則で定める日は、令和3年4月13日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第68号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第25条関係）		別表第2（第25条関係）	
公営住宅	数値	公営住宅	数値
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市営篠原南住宅	[略]	神戸市営篠原南住宅及び神戸市営篠原第一住宅	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市情報公開条例施行規則及び神戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第69号

神戸市情報公開条例施行規則及び神戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市情報公開条例施行規則(平成13年11月規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録の公開の実施の方法)</p> <p>第3条 条例第17条第2項に規定する規則で定める方法は、<u>次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器又は保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)</u>により行うことができるものとする。</p>	<p>(電磁的記録の公開の実施の方法)</p> <p>第3条 条例第17条第2項に規定する規則で定める方法は、<u>次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。</u></p>

る。

(1) 電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

(2) 電磁的記録に記録されている音声を再生したものの聴取

(3) 電磁的記録をディスプレイ（実施機関が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴

(1) 録音テープ又は録音ディスク次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（記録時間が120分であるものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（VHSの方式による記録時間が120分であるものに限る。）

に複写したものの交付

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたも

のをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録をディスプレイ(実施機関が現に使用しているものに限る。)により出力したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅が90ミリメートルであるものに限る。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスク(直径が120ミリメートルであるものに限る。)に複写したものの交付

(4) 電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

(5) 電磁的記録を光ディスク(直径が120ミリメートルであるものに限る。)に複写したものの交付

(交付に要する費用の負担)

第5条 [略]

(交付に要する費用の負担)

第5条 [略]

2 条例第18条第4項に規定する費用の額（同条第2項各号に規定する手数料を納付した者に係る費用の額を除く。）は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。）
1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したもの 光ディスク1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額

2 条例第18条第4項に規定する費用の額（同条第2項各号に規定する手数料を納付した者に係る費用の額を除く。）は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写し （A3判までの大きさのものに限る。）の交付 1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては100円

(2) 第3条第1号イに規定する交付
1巻につき150円

<p>(2) <u>第3条第4号</u>に規定する交付 1枚につき<u>白黒のものにあつては10円, カラーのものにあつては20円</u></p> <p>(3) <u>第3条第5号</u>に規定する交付 1枚につき100円</p> <p>3 [略]</p>	<p>(3) <u>第3条第2号イ</u>に規定する交付 <u>1巻につき200円</u></p> <p>(4) <u>第3条第3号ウ</u>に規定する交付 1枚につき10円</p> <p>(5) <u>第3条第3号エ</u>に規定する交付 <u>1枚につき30円</u></p> <p>(6) <u>第3条第3号オ</u>に規定する交付 1枚につき100円</p> <p>3 [略]</p>
--	--

(個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市個人情報保護条例施行規則(平成10年3月規則第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(開示の実施)	(開示の実施)
第7条 [略]	第7条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 条例第20条第2項第2号に規定する規則で定める方法は、 <u>次に掲げる</u>	5 条例第20条第2項第2号に規定する規則で定める方法は、 <u>次の各号に</u>

方法であって、実施機関が現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。

(1) 電磁的記録を日本産業規格 A 列 3 番（以下「A 3 判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

(2) 電磁的記録に記録されている音声を再生したものの聴取

掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク
次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取
イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（記録時間が 120 分であるものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク
次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの
ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴
イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（VHS の方式による記録時間が 120 分であるものに限る。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録をディスプレイ（実施機関が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録をディスプレイ（実施機関が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅が90ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付

(4) 電磁的記録をA3判以下の大き

さの用紙に出力したものの交付

(5) 電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付

（交付に要する費用の負担）

第13条 [略]

2 条例第34条第2項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。）
1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したもの 光ディスク1枚につき

（交付に要する費用の負担）

第13条 [略]

2 条例第34条第2項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写し （A3判までの大きさのものに限る。）の交付 1枚につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては100円

<p><u>100円に当該文書, 図画又は写真 1枚ごとに10円を加えた額</u></p> <p>(2) <u>第7条第5項第4号に規定する 交付 1枚につき白黒のものにあ っては10円, カラーのものにあっ ては20円</u></p> <p>(3) <u>第7条第5項第5号に規定する 交付 1枚につき100円</u></p>	<p>(2) <u>第7条第5項第1号イに規定す る交付 1巻につき150円</u></p> <p>(3) <u>第7条第5項第2号イに規定す る交付 1巻につき200円</u></p> <p>(4) <u>第7条第5項第3号ウに規定す る交付 1枚につき10円</u></p> <p>(5) <u>第7条第5項第3号エに規定す る交付 1枚につき30円</u></p> <p>(6) <u>第7条第5項第3号オに規定す る交付 1枚につき100円</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の神戸市情報公開条例施行規則第3条及び第5条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる神戸市情報公開条例第8条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）について適用し、同日前に行われた公開請求については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の神戸市個人情報保護条例施行規則第7条第5項及び第13条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる神戸市個人情報保護条例第15条第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）について適用し、同日前に行われた開示請求については、なお従前の例による。

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第70号

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年8月規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（休業補償の停止事由）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 懲役，<u>禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合，</p>	<p style="text-align: center;">（休業補償の停止事由）</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 懲役，<u>禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合，</p>

労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) [略]

(審査の申立て)

第23条 [略]

2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第4条 条例附則第3条の4第1項の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申出は、障害補償年金の最初の支払に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があつた場合であつても、実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して1年を経過

労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) [略]

(審査の申立て)

第23条 [略]

2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を申し立てようとする者が記名押印して、正副2通を、書類、記録その他の資料を添えて審査会に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

3 [略]

附 則

(障害補償年金前払一時金)

第4条 条例附則第3条の3第1項の規定による障害補償年金前払一時金の支給に係る申出は、障害補償年金の最初の支払に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払があつた場合であつても、実施機関の行う当該障害補償年金の支給の決定に関する通知があつた日の翌日から起算して1年を経過

する日までの間は、当該申出を行うことができる。

2 [略]

3 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例附則第3条の3第1項の表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第29条第8項の規定が適用される場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあつては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が

する日までの間は、当該申出を行うことができる。

2 [略]

3 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例附則第3条の2第1項の表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について条例第16条において例によることとされる地方公務員災害補償法第29条第8項の規定が適用される場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあつては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が

行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

4 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第3条の3第1項の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額

(2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第3条の3第1項の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第9条の規定による金額で除して得た数を乗じて

行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

4 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第3条の2第1項の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額

(2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第3条の2第1項の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第9条の規定による金額で除して得た数を乗じて

得た額

5 障害補償年金は、第1項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) [略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、条例第5条第1項第1号に規定する負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日（以下「災害発生日」という。）における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、

得た額

5 障害補償年金は、第1項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) [略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、

同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第5条 [略]

2～5 [略]

6 遺族補償年金は、第1項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の

同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第5条 [略]

2～5 [略]

6 遺族補償年金は、第1項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日）の

属する月（条例附則第5条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第5条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第7条において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が、第1項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) [略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年

属する月（条例附則第5条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなつたもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第5条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第7条において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から、次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が、第1項本文の規定による申出を行つた場合にあつては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) [略]

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があると

未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数) を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

7 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

きは、これを切り捨てた年数) を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

7 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

様式第1号及び様式第1号の2中

「

氏 名 ④ を

」

「
氏名 に、
」

「
長の職・氏名 印 を
」

「
長の職・氏名
に改める。
」

様式第3号中

「
氏名 印 を 氏名 に、
」

「
所属長の氏名 印 を 所属長の氏名
に
」

改める。

様式第4号中

「
氏名 印 を 氏名 に、
」

「
委任者の氏名 印 を
」

「
委任者の氏名 に、
」

「
 氏名（代表者名） ㊟ を 氏名（代表者名） に、
 」

「

振込先金融機関名 銀行 支店	預 金 名 義 者 名	法人機関又は役職の名称（個人名義の場合は記入不要です。）
口座の記号番号		（フリガナ）
<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		氏 名

 を
 」

「

振込先金融機関名 銀行 支店	口 座 名 義 人	法人機関又は役職の名称（個人名義の場合は記入不要です。）
口座番号		（フリガナ）
<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		氏 名

 に、
 」

「
 医師の氏名 ㊟ を 医師の氏名 に、
 」

「
 薬剤師の氏名 ㊟ を 薬剤師の氏名 に、
 」

「
 代表者の氏名 ㊟ を
 」

「
 代表者の氏名 に改める。
 」

様式第5号中

「 氏名[㊟] を 氏名 に、
 」

「 長の職氏名[㊟] を 長の職氏名 に、
 」

「 医師氏名[㊟] を 医師の氏名 に、
 」

「

預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振込	住所	
口座	氏名	

 を
 」

「

預金種別		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振込	口座番号	
口座	口座名義人	

 に改める。
 」

様式第6号中

「 氏名[㊟] を 氏名 に、
 」

「

預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振 込 口 座	住所	
	氏名	

を

」

「

預金種別		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振 込 口 座	口座番号	
	口座名義人	

に改める。

」

様式第7号中

「

氏名㊦

を

「

氏名

に

」

」

改める。

様式第7号の2中

「

氏名㊦

を

「

氏名

に、

」

」

「

口座番号	
預金名義者	

を

「

口座番号	
口座名義人	

に改める。

」

」

様式第8号中

「 氏 名 ④ を 氏 名 に、
 」

「

預 金 科 目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振 込	住 所	
口 座	氏 名	

を

」

「

預 金 種 別		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振 込	口 座 番 号	
口 座	口 座 名 義 人	

に改める。

」

様式第9号中

「 氏 名 ④ を 氏 名 に、
 」

「

預 金 科 目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振 込 口 座	住 所	
	氏 名	

を

「

預 金 種 別		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振 込 口 座	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

に

」

改める。

様式第10号及び第11号中

「氏名.....㊦」を「氏名.....」に、

預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振込口座	住所	
	氏名	

「

預金種別		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振込口座	口座番号	
	口座名義人	

」に

改める。

様式第11号の2中

「氏名.....㊦」を「氏名.....」に、

預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振込口座	住所	
	氏名	

「

預金種別		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振込口座	口座番号	
	口座名義人	

」に

改める。

様式第11号の3及び様式第12号中

「氏名.....㊦」を「氏名.....」に、

預金科目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振込口座	住所	
	氏名	

を

預金種別		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
振込口座	口座番号	
	口座名義人	

に

改める。

様式第15号中

「 氏名 ㊟

を

」

「 氏名

に、

」

「 医師の氏名 ㊟

を

」

「 医師の氏名

に改める。

」

様式第15号の2中

「 氏名 ㊟

を

」

「 氏名

に、

」

「
 医師氏名 ㊦ を
 」

「
 医師の氏名 に改める。
 」

様式第16号中

「
 氏 名 ㊦ を
 」

「
 氏 名 に改める。
 」

様式第17号及び様式第18号中

「
 氏 名 ㊦ を 氏 名 に
 」

改める。

様式第19号中

「
 氏 名 ㊦ を 氏 名 に
 」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）附則第4条第5項第2号及び第6項並びに

附則第5条第6項第2号及び第7項の規定は，令和2年4月1日以後の障害補償年金の支給停止及び遺族補償年金の支給停止について適用し，同日前の障害補償年金の支給停止及び遺族補償年金の支給停止については，なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則様式第1号，様式第1号の2，様式第3号から様式第12号まで及び様式第15号から様式第19号までの様式による用紙は，当分の間，なお使用することができる。

訓 令 甲

訓令甲第1号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

契約事務手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

契約事務手続規程の一部を改正する訓令

契約事務手続規程(昭和39年5月訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第22条 削除</u></p> <p>(契約締結の決議等)</p> <p>第26条 専決契約については、次の表の左欄に掲げる専決契約の種類に応じ、同表の中欄に定める方法(地方公営企業法(昭和27年法律第</p>	<p style="text-align: center;"><u>(依頼検査)</u></p> <p>第22条 主管課長から検査の依頼を受けた課長は、<u>検査調書(様式第29号)に依頼検査の旨を記入し、これを主管課長へ送付しなければならない。</u></p> <p>(契約締結の決議等)</p> <p>第26条 専決契約については、次の表の左欄に掲げる専決契約の種類に応じ、同表の中欄に定める方法(地方公営企業法(昭和27年法律第</p>

292号)の財務規定等を適用する事業に係る契約にあつては、同表の右欄に定める方法)により、契約を締結する旨の決議を各部署において行うものとし、その決議に基づいて契約を締結するものとする。

[略]	[略]	[略]
物品購入契約	文書管理システム又は神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第82号)第6条に規定する神戸市消耗品調達システム(以下「消耗品調達システム」という。)による決裁。ただし、通信障害その他のやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	物品専決調達書(様式第25号)又は消耗品調達システムによる決裁
物品賃借契約	文書管理システムによる決	物品専決調達書(様式第25

292号)の財務規定等を適用する事業に係る契約にあつては、同表の右欄に定める方法)により、契約を締結する旨の決議を各部署において行うものとし、その決議に基づいて契約を締結するものとする。

[略]	[略]	[略]
物品購入契約及び物品賃借契約	文書管理システムによる決裁。ただし、通信障害その他のやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	物品専決調達書(様式第25号)による決裁

	裁。ただし、号)による決 通信障害その裁 他のやむを得 ない事由があ る場合は、こ の限りでな い。	
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]

2 専決契約のうち次に掲げるものについては、契約の発注は、物品購入等発注書（様式第25号の2）又は消耗品調達システムにより行うものとする。ただし、物品購入等発注書又は消耗品調達システムによる発注が困難であると認められる契約及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る契約については、この限りでない。

(1)～(5) [略]

3 [略]

(納品書の提出)

第31条 主管課長は、専決契約により物品購入契約及び物品賃借契約を締結した場合において供給人が物品を納入したときは、納品書（様式は問わないが、次に掲げる事項その他の必要な事項を記載したものに限る。）を提出させるものとする。ただし、

2 専決契約のうち次に掲げるものについては、契約の発注は、物品購入等発注書（様式第25号の2）により行うものとする。ただし、この書面による発注が困難であると認められる契約及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に係る契約については、この限りでない。

(1)～(5) [略]

3 [略]

(納品書の提出)

第31条 主管課長は、専決契約により物品購入契約及び物品賃借契約を締結した場合において供給人が物品を納入したときは、納品書（様式は問わないが、次に掲げる事項その他の必要な事項を記載したものに限る。）を提出させるものとする。ただし、

納品書の提出が困難であると認めるとき又は消耗品調達システムによる発注を行つたときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(納入検査の結果報告等)

第32条 物品検査員は、納入検査を行つた結果、合格と認めたときは、速やかに、納品検査調書（様式第25号の3）（前条の規定により提出させた納品書が納品書（様式第29号）による場合にあつては、検査調書（様式第29号））を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物品検査員は、納入検査を行つた結果、合格と認めたときは、次に掲げるいずれかの書類に検査事項を記入したものに前条の規定により提出された納品書を添付したものを、神戸市契約規則第68条第1項に規定する検査調書として扱うことができるものとし、前項の納品検査調書（納品書（様式第29号）による場合にあつては、検査調書）の作成を要しないものとすることができる。

(1), (2) [略]

3 前2項の規定による書類の作成

（いずれも消耗品調達システムによ

納品書の提出が困難であると認めるときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(納入検査の結果報告等)

第32条 物品検査員は、納入検査を行つた結果、合格と認めたときは、速やかに、納品検査調書（様式第25号の3）（前条の規定により提出させた納品書が納品書（様式第29号）による場合にあつては、検査調書（様式第29号））を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物品検査員は、納入検査を行つた結果、合格と認めたときは、次に掲げるいずれかの書類に検査事項を記入したものに前条の規定により提出された納品書を添付したものを、神戸市契約規則第68条第1項に規定する検査調書として扱うことができるものとし、前項の納品検査調書（納品書（様式第29号）による場合にあつては、検査調書）の作成を要しないものとすることができる。

(1), (2) [略]

り発注を行った物品購入契約に係るものに限る。)は、物品検査員が納入検査の結果を消耗品調達システムに記録する方法により行うことができるものとする。この場合において、消耗品調達システムに記録する方法により行われた書類の作成については、書面等により行われたものとみなして、この訓令の規定を適用する。

4 [略]

(帳票等の様式)

第34条 この訓令に規定する次に掲げる帳票及び書類の様式は、次のとおりとする。

(1)～(29) [略]

(30) 納品書兼検査調書・履行届兼検査合格報告書(第17条, 第20条, 第21条, 第30条, 第32条) 様式第29号

(31) [略]

2 [略]

3 この訓令において書面等(神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成17年12月条例第34号)第2条第3号に規定する書面等をいい、第1項第25号, 第26号及び第30号に規定する帳票及び書類を除く。以下同じ。)により作成又

3 [略]

(帳票等の様式)

第34条 この訓令に規定する次に掲げる帳票及び書類の様式は、次のとおりとする。

(1)～(29) [略]

(30) 納品書兼検査調書・履行届兼検査合格報告書(第17条, 第20条から第22条まで, 第30条, 第32条) 様式第29号

(31) [略]

2 [略]

は保存を行うこととされているもの
については、当該書面等に記載すべ
き事項を記録した電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他の知覚
によつては認識することができない
方式で作られる記録であつて、電子
計算機による情報処理の用に供され
るものをいう。以下同じ。）により
行うことができる。この場合におい
て、当該電磁的記録により行われた
作成又は保存については、書面等に
より行われたものとみなしてこの訓
令の規定を適用する。

4 前項の規定により、電磁的記録によ
り作成された書面等のうち、押印を要
することとされるものについては、こ
れを要しないものとする。

5 この訓令において書面等により行
うこととされている送付、決裁、提
出、添付、保存、報告、依頼、通知、
発注その他契約に係る事務手続であ
つて市長が必要と認めるものについ
ては、電子情報処理組織（本市若し
くは本市の機関（以下「本市の機関
等」という。）の使用に係る電子計
算機（入出力装置を含む。以下同じ。）
相互間又は本市の機関等の使用に係
る電子計算機と本市の機関等の契約

の相手方の使用に係る電子計算機と
を電気通信回線で接続した電子情報
処理組織をいう。以下同じ。) を
使用する方法(第4条, 第5条第1項,
第8条第1項, 第14条第1項, 第14
条の2第1項, 第18条第1項, 第18
条の2第1項及び第23条に規定する
決裁並びに第5条第2項(第8条第
2項において準用する場合を含む。),
第10条第4項(第11条の4第2項に
おいて準用する場合を含む。), 第
14条第2項(第14条の2第2項, 第
18条第2項及び第18条の2第2項に
おいて準用する場合を含む。) 並び
に第17条第4項に規定する契約監理
課長宛の親展文書の送付にあつて
は, 文書管理システムを使用する方
法に限る。) により行うことができ
る。

様式第6号及び様式第7号中

「

請負人 住所 氏名	④
-----------------	---

を

」

「

請負人 住所 氏名	現場代理人名 連絡先
-----------------	---------------------------------

に改める。

」

様式第13号中

「

請負人 住所 氏名	
-----------------	--

を
」

「

請負人 住所 氏名	連絡先
-----------------	-----

に改める。
」

様式第25号中

「

物品会計規則第9条第1項の規定により物品管 理簿の記載を省略	印
-----------------------------------	---

を
」

「

物品会計規則第9条第1項の規定により物品管 理簿の記載を省略	
-----------------------------------	--

に改める。
」

様式第25号の3中

「

神戸市物品会計規則第9条第1項の規定 により物品管理簿の記載を省略	印
--------------------------------------	---

を
」

「

神戸市物品会計規則第9条第1項の規定 により物品管理簿の記載を省略	
--------------------------------------	--

に改める。
」

様式第29号中

「

神戸市物品会計規則第9条第1項の規定により物品管 理簿の記載を省略	印
--------------------------------------	---

を
」

「

神戸市物品会計規則第9条第1項の規定により物品管 理簿の記載を省略	
--------------------------------------	--

に
」

「
 上記のとおり納品履行しました。 年 月 日
 神戸市長 様 〒 -
 住所
 氏名 ⑩
 登録債権者番号 () -
 」

「
 上記のとおり納品履行しました。 年 月 日
 神戸市長 宛 〒 -
 住所
 氏名
 () -
 」

改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訓令甲第2号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令

神戸市公印取扱規程（昭和52年3月訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（総務・文書改革担当課長等の職務）</p> <p>第2条 行財政局担当課長（総務・文書改革担当）（以下「総務・文書改革担当課長」という。）は、上司の命を受けて公印の管守、使用、調製、廃印等に関する事務の一般を<u>行う</u>ほか、<u>行財政局業務改革課が管守主管課である公印の管守及び使用を</u></p>	<p>（総務・文書改革担当課長等の職務）</p> <p>第2条 行財政局担当課長（総務・文書改革担当）（以下「総務・文書改革担当課長」という。）は、上司の命を受けて公印の管守、使用、調製、廃印等に関する事務の一般を<u>行う。</u></p>

行う。

(公印の使用)

第3条 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。

(1) 法令等（法律，法律に基づく命令（告示を含む。） ， 条例及び規則（規程を含む。）をいう。）により公印を押印することとされている文書

(2) 市又は当該文書の名宛人の権利義務に重大な影響を及ぼす文書

(3) 事実の証明に関する文書その他当該文書が真正であることを特に認証する必要があると認められる文書

(4) 前3号に掲げるもののほか，特に公印を押印すべき事情があると認められる文書

2 庁外宛に発送する文書のうち，公印を押印しないものについては，必要に応じ，当該文書に「（公印省略）」と記載するものとする。

2 公印の管守主管課の長（以下「管守課長」という。）は，総務・文書改革担当課長から公印の貸与を受け，その管守及び使用を行う。

(公印の使用)

第3条 庁外宛に発送する文書については，公印の押印をしなければならない。ただし，次に掲げる文書については，これを省略するものとする。

(1) 軽易な照会，回答，通知，報告，依頼等に係る文書

(2) 刊行物，資料等の送付文書

(3) 挨拶状，礼状等の書簡文書

(4) 宛先を特定しない文書

2 前項ただし書の規定により公印の押印を省略したときは，必要に応じ，当該文書に「（公印省略）」と記載するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、庁内宛に発送する文書については、公印の押印をしないものとする。

(公印の使用手続)

第4条 規則第2条に規定する公印の使用については、次に掲げる手続による。

(1), (2) [略]

2 規則第3条から第5条までに規定する公印の使用については、管守主管課の長(当該公印に係る所掌事務を掌理する担当課長を含む。以下「管守課長」という。)において、前項の例により行わなければならない。ただし、神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)に掲げる事務のため公印を使用するときは、公印使用認可簿の記載を省略することができる。

(印影等の印刷)

第5条 [略]

2 前項の文書に印影等の印刷を行う場合は、次に掲げる手続による。

(1) 主管課の長(当該主管課の事務を掌理する担当課長を含む。以下同じ。)は、様式第2号による印影印刷承認申請書に印影等の印刷

3 庁内宛に発送する文書については、特に必要がある場合を除き、公印の押印をしないものとする。

(公印の使用手続)

第4条 総務・文書改革担当課長において管守する市の印、市長の印及び市長職務代理者の印の使用については、次に掲げる手続による。

(1), (2) [略]

2 規則第3条から第5条までに規定する公印の使用については、管守課長において、前項の例により行わなければならない。ただし、神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)に掲げる事務のため公印を使用するときは、公印使用認可簿の記載を省略することができる。

(印影等の印刷)

第5条 [略]

2 前項の文書に印影等の印刷を行う場合は、次に掲げる手続による。

(1) 主管課の長は、様式第2号による印影印刷承認申請書に印影等の印刷を行おうとする文書の見本を添えて、当該印刷を行うたび

を行おうとする文書の見本を添えて、当該印刷を行うたびごとに総務・文書改革担当課長の承認を受けなければならない。

(2), (3) [略]

3 [略]

(公印の調製等)

第7条 [略]

2 [略]

3 管守課長は、毎年7月1日現在における借用公印の印影を総務・文書改革担当課長に送付しなければならない。

様式第1号 (第4条関係)

[略]

ごとに総務・文書改革担当課長の承認を受けなければならない。

(2), (3) [略]

3 [略]

(公印の調製等)

第7条 [略]

2 [略]

3 管守課長は、毎年7月1日総務・文書改革担当課長に借用公印の印影を送付しなければならない。

様式第1号 (第3条関係)

[略]

附 則

この訓令は、令和3年4月2日から施行し、この訓令による改正後の神戸市公印取扱規程の規定は、同月1日から適用する。

訓令甲第3号

庁中一般
区役所
事業所

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月6日

神戸市長 久 元 喜 造

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年11月訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第1 (第2条関係)

勤務場所	特別の勤務に従事する職員		勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
	勤務場所	職種名等					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
企画調整局 広報戦略部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	月曜日及び	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	火曜日又は	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	月曜日及び	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1. 箇月間を 通じ火曜日 2日、火曜 日3日若し くは水曜日 2日	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ 局博物館(小 磯記念美術館 を除く。)	一般事務及び 学芸員	(1)	午前9時30分から 午後6時15分まで	1時間	月曜日及び 8週間を通 じ8日	交替 勤務	
		(2)	午前11時30分から 午後8時15分まで				
		(3)	午後0時30分から 午後9時15分まで				

改正後

別表第1 (第2条関係)

勤務場所	特別の勤務に従事する職員		勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
	勤務場所	職種名等					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
企画調整局 デジタル戦略部	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	木曜日及び	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金曜日又は	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	金曜日及び	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1. 箇月間を 通じ木曜日 2日、木曜 日3日若し くは水曜日 2日	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ 局博物館(小 磯記念美術館 を除く。)	一般事務及び 学芸員	(1)	午前9時00分から 午後5時45分まで	1時間	月曜日及び 8週間を通 じ8日	交替 勤務	
		(2)	午前9時30分から 午後6時15分まで				
		(3)	午前11時00分から 午後7時45分まで				
		(4)	午前11時30分から 午後8時15分まで				
		(5)	午後0時30分から 午後9時15分まで				

教員	午前9時から午後5時45分まで	1時間	月曜日及び8週間を通過8日	交替勤務
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局中央図書館	[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局中之江公民館	(1) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 午後0時15分から午後9時00分まで	1時間	月曜日及び4週間を通過4日	交替勤務
文化スポーツ局葺合公民館、清風公民館、南須磨公民館及び東垂水公民館	午前8時45分から午後5時30分まで	1時間	日曜日及び4週間を通過4日	
文化スポーツ局長田公民館	(1) 午前8時45分から午後5時30分まで (2) 午後0時30分から午後9時15分まで	1時間	日曜日及び4週間を通過4日	交代勤務
文化スポーツ局玉津南公民館	(1) 午前8時45分から午後5時30分まで (2) 午後0時15分から午後9時00分まで	1時間	日曜日及び4週間を通過4日	交代勤務
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

福祉局和光園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
福祉局和光園 福祉局さざん か療護園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	平日	午前8時45分から 午後5時30分まで	1時間	日曜日並び に12週間に 通じ土曜日1 0日及び平日 1日	[略]	土曜日 (1)	午前8時45分から 午後0時45分まで	[略]	[略]
園長， 副園 長，一 般事 務，運 動療法 指導員 及び管 理栄養 士	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	土曜日 (2)	午前8時45分から 午後0時30分まで	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
看護師	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1)	午前7時30分から 午後4時15分まで	1時間	4週間を通 じ8日	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
調理士	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(2)	午前8時45分から 午後5時30分まで	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
介護業 務員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(3)	午前9時30分から 午後6時15分まで	1時間	4週間を通 じ8日	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
介護業 務員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1)	午前7時30分から 午後4時15分まで	1時間	8週間を通 じ16日	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
介護業 務員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(2)	午前8時45分から 午後5時30分まで	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
介護業 務員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(3)	午前10時から午後 6時45分まで	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

(3)	午後1時15分から翌日午前10時15分まで	仮眠時間併せて5時間30分	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(4)	午後4時15分から翌日午前10時15分まで	2時間	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第2 (第2条関係)

特別の勤務に従事する職員	勤務時間	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局中央図書館	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(3)	午後4時00分から翌日午前9時30分まで	2時間	[略]	[略]	[略]	[略]
-----	----------------------	-----	-----	-----	-----	-----

備考 [略]

別表第2 (第2条関係)

特別の勤務に従事する職員	勤務時間	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局中央図書館	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局住之江公民館	午前8時30分から午後5時15分まで	(1)	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間	月曜日及び4週間を通じ8日	
文化スポーツ局住之江公民館	午後0時15分から午後9時00分まで	(2)	午後0時15分から午後9時00分まで	1時間	日曜日及び4週間を通じ8日	
文化スポーツ局書合公民館, 清風公民館, 南須磨公民館	午前8時45分から午後5時30分まで		午前8時45分から午後5時30分まで	1時間	日曜日及び4週間を通じ8日	

民館及び東垂水公民館	管理員	(1)	午前8時45分から 午後5時30分まで	1時間	日曜日及び 4週間を通 じ8日	交代 勤務
		(2)	午後0時30分から 午後9時15分まで			
	一般事務、 管理員及び 施設管理員	(1)	午前8時45分から 午後5時30分まで	1時間	日曜日及び 4週間を通 じ8日	交代 勤務
		(2)	午後0時15分から 午後9時00分まで			
福祉局和光園	調理士	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

福祉局和光園	施設管理員	(1)	午後5時から翌日 午前9時まで	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	3週間を通 じ7日	交替勤 務	
		(2)	午後0時から翌日 午前9時まで	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	仮眠時 間を併 せて6 時間		
		(3)	午前9時から翌日 午前9時まで	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	仮眠時 間を併 せて7 時間		
	福祉局さざんか療護園	一般事務 介護業務員		午前9時から午後 4時まで	1時間	日曜日及び 土曜日						
			(1)	午前8時45分から 午後5時30分まで	1時間	8週間を通 じ24日	交替勤 務					
			(2)	午前10時から午後 6時45分まで								

<p>調理士</p>	<p>(1) 午前5時30分から午後0時30分まで (2) 午前9時45分から午後4時45分まで</p>	<p>1時間</p>	<p>4週間を通じ8日</p>	<p>交替勤務</p>
<p>看護師</p>	<p>(1) 午前7時30分から午後4時15分まで (2) 午前8時45分から午後5時30分まで (3) 午前9時30分から午後6時15分まで</p>	<p>1時間</p>	<p>8週間を通じ24日</p>	<p>交替勤務</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>こども家庭局 こども家庭センター</p>	<p>(1) 午前8時45分から午後5時30分まで (2) 午後1時15分から翌日午前10時15分まで</p>	<p>1時間</p>	<p>12週間を通じ36日</p>	<p>交替勤務</p>
<p>こども家庭局 こども家庭センター</p>	<p>(1) 午前8時45分から午後5時30分まで (2) 午後1時15分から午後10時まで (3) 午後4時00分から翌日午前9時30分まで</p>	<p>1時間 2時間</p>	<p>12週間を通じ36日</p>	<p>交替勤務</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>環境局港島クリンセンター</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>環境局港島クリンセンター</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>環境技師</p>	<p>午前7時30分から午後4時15分まで</p>	<p>1時間</p>	<p>日曜日及び土曜日に1週間を通じ平日1</p>	<p>環境技師</p>

附 則

この訓令は、令和3年4月6日から施行し、この訓令による改正後の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の規定は、同月1日から適用する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定（いずれもこども家庭局こども家庭センターの項を改める部分に限る。）は令和3年5月1日から、別表第1の改正規定（企画調整局情報化戦略部の項週休日の欄を改める部分に限る。）は令和3年6月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項及び神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第37条の2第1項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、告示する。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 指定代理納付者の指定を受けた者

(1) 東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号

株式会社ジャックス

取締役社長 山崎 徹

(2) 東京都港区港南一丁目8番23号

TFペイメントサービス株式会社

代表取締役社長 末永 京吾

2 指定代理納付者に納入させる歳入

キャッシュレス決済を利用して納付する別紙施設にかかる使用料等

3 指定代理納付者による代理納付を開始する日

令和3年4月1日

<別紙>施設及び使用料等一覧

番号	施設の名称	施設の所在地	歳入の種類
1	海外移住と文化の交流センター	神戸市中央区山本通3丁目19-8	公費・会議室使用料
2	男女共同参画センター	神戸市中央区橘通3丁目4番3号	公費・施設使用料等
3	中央体育館	神戸市中央区楠町4丁目1番1号	公費：施設使用料
4	東灘体育館	神戸市東灘区魚崎南町6丁目5番11号	公費：施設使用料
5	須磨体育館	神戸市須磨区中島町1丁目2番2号	公費：施設使用料
6	垂水体育館	神戸市垂水区旭が丘2丁目1番22号	公費：施設使用料
7	西体育館	神戸市西区春日台5丁目436	公費：施設使用料

8	王子スポーツセンター	神戸市灘区青谷町1丁目1番1号	公費：施設使用料
9	生涯学習支援センター (コミスタこうべ)	神戸市中央区吾妻通4-1-6	公費・施設使用料等
10	風見鶏の館	神戸市中央区北野町3丁目13番3号	公費・入館料
11	小磯記念美術館	神戸市東灘区向洋町中5丁目7	公費・鑑賞料
12	神戸ゆかりの美術館	神戸市東灘区向洋町中2丁目9-1	公費・鑑賞料
13	総合福祉センター	神戸市中央区橘通3丁目4-1	公費・会議室使用料
14	こうべ市民福祉交流センター	神戸市中央区磯上通3丁目1-32	公費・研修室・実習室使用料、付属設備使用料
15	市民福祉スポーツセンター	神戸市中央区磯上通3丁目1-32	公費・施設使用料等
16	東部衛生監視事務所	神戸市中央区雲井通5-1-1 中央区役所内8階	公費・申請等手数料
17	西部衛生監視事務所	神戸市長田区北町3-4-3 長田区役所内5階	公費・申請等手数料
18	健康局環境衛生課	神戸市中央区加納町6-5-1 1号館6階	公費・申請等手数料
19	動物管理センター	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14-1	公費・引取手数料等
20	本山保育所	神戸市東灘区岡本1丁目7-6	公費・一時保育料
21	中野保育所	神戸市東灘区本山南町1丁目3-3	公費・一時保育料
22	住吉公園保育所	神戸市東灘区住吉宮町3丁目4-23	公費・一時保育料
23	西灘保育所	神戸市灘区岩屋北町2丁目5-29	公費・一時保育料
24	倉石保育所	神戸市灘区倉石通4丁目1-10	公費・一時保育料
25	やはた桜保育所	神戸市灘区八幡町2丁目1-1	公費・一時保育料
26	たちばな保育所	神戸市中央区橘通3丁目4-1	公費・一時保育料
27	神若保育所	神戸市中央区神若通2丁目3-7	公費・一時保育料
28	小河保育所	神戸市兵庫区小河通3丁目2-14	公費・一時保育料

29	桜の宮保育所	神戸市北区甲栄台2丁目4-1	公費・一時保育料
30	ひよどり台保育所	神戸市北区ひよどり台2丁目1-4	公費・一時保育料
31	菅原保育所	神戸市長田区菅原通1丁目72-1	公費・一時保育料
32	須磨保育所	神戸市須磨区大黒町4丁目1-2	公費・一時保育料
33	竜が台保育所	神戸市須磨区竜が台1丁目11	公費・一時保育料
34	本多聞保育所	神戸市垂水区本多聞4丁目1-2	公費・一時保育料
35	向陽保育所	神戸市垂水区向陽1丁目3-25	公費・一時保育料
36	王塚台保育所	神戸市西区王塚台5丁目115	公費・一時保育料
37	青少年会館	神戸市中央区雲井通5丁目2番1号	公費・貸室使用料
38	神戸ファッション美術館	神戸市東灘区向洋町中2-9-1	公費・入館料
39	農村環境改善センター	神戸市北区道場町塩田1454番地の2	公費・使用料
40	水産体験学習館	神戸市垂水区海岸通12-4	公費・研修室使用料
41	水産会館	神戸市垂水区平磯3丁目125番26号	公費・会議室使用料
42	三宮駐車場	神戸市中央区加納町6丁目	公費・駐車場使用料
43	湊川公園駐車場	神戸市兵庫区新開地1丁目	公費・駐車場使用料
44	花隈駐車場	神戸市中央区花隈町	公費・駐車場使用料
45	舞子駅前駐車場	神戸市垂水区東舞子町	公費・駐車場使用料
46	和田岬駅前駐車場	神戸市兵庫区和田宮通5丁目	公費・駐車場使用料
47	長田北町駐車場	神戸市長田区北町1丁目	公費・駐車場使用料
48	新長田駐車場	神戸市長田区日吉町1丁目	公費・駐車場使用料
49	鈴蘭台駐車場	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目	公費・駐車場使用料
50	新長田駅前駐車場	神戸市長田区若松町4丁目	公費・駐車場使用料
51	甲南山手駐輪場	神戸市東灘区森北町1丁目1	公費・駐輪場使用料

52	摂津本山駐輪場	神戸市東灘区岡本1丁目1-2	公費・駐輪場使用料
53	JR住吉駐輪場	神戸市東灘区住吉宮町4丁目4	公費・駐輪場使用料
54	岡本駐輪場	神戸市東灘区岡本1丁目8	公費・駐輪場使用料
55	深江駐輪場	神戸市東灘区深江北町4丁目1-1	公費・駐輪場使用料
56	青木駐輪場	神戸市東灘区北青木3丁目1-11	公費・駐輪場使用料
57	魚崎駐輪場	神戸市東灘区魚崎中町4丁目7-1	公費・駐輪場使用料
58	阪神御影駐輪場	神戸市東灘区御影中町5丁目	公費・駐輪場使用料
59	阪急御影駐輪場	神戸市東灘区御影2丁目1	公費・駐輪場使用料
60	六甲道駐輪場	神戸市灘区永手町3丁目1-211	公費・駐輪場使用料
61	六甲駐輪場	神戸市灘区宮山町3丁目1-40	公費・駐輪場使用料
62	新在家駐輪場	神戸市灘区新在家北町1丁目	公費・駐輪場使用料
63	大石駐輪場	神戸市灘区船寺通1丁目3-28	公費・駐輪場使用料
64	王子公園駐輪場	神戸市灘区王子町2丁目1	公費・駐輪場使用料
65	灘駐輪場	神戸市灘区灘北通10丁目	公費・駐輪場使用料
66	阪急春日野道	神戸市中央区東雲通1丁目6	公費・駐輪場使用料
67	三宮駐輪場	神戸市中央区雲井通7丁目1-2	公費・駐輪場使用料
68	元町駐輪場	神戸市中央区元町高架通1-103	公費・駐輪場使用料
69	神戸駐輪場	神戸市中央区相生町3丁目2-11	公費・駐輪場使用料
70	湊川駐輪場	神戸市兵庫区新開地1丁目4-33	公費・駐輪場使用料
71	新開地駐輪場	神戸市兵庫区湊町4丁目3-1	公費・駐輪場使用料
72	和田岬駐輪場	神戸市兵庫区和田宮通5丁目5	公費・駐輪場使用料
73	北鈴蘭台駐輪場	神戸市北区若葉台1丁目10-20	公費・駐輪場使用料
74	鈴蘭台駐輪場	神戸市北区鈴蘭台南町6丁目1-48	公費・駐輪場使用料
75	西鈴蘭台駐輪場	神戸市北区南五葉1丁目1	公費・駐輪場使用料

76	神鉄道場駐輪場	神戸市北区鹿の子台北町2丁目	公費・駐輪場使用料
77	高速長田駐輪場	神戸市長田区五番町8丁目	公費・駐輪場使用料
78	新長田駐輪場	神戸市長田区神楽町6丁目2	公費・駐輪場使用料
79	鷹取駐輪場	神戸市長田区浪松町2丁目1-7	公費・駐輪場使用料
80	名谷駐輪場	神戸市須磨区中落合2丁目2-31	公費・駐輪場使用料
81	妙法寺駐輪場	神戸市須磨区横尾1丁目	公費・駐輪場使用料
82	須磨海浜公園駐輪場	神戸市須磨区松風町4丁目	公費・駐輪場使用料
83	須磨駐輪場	神戸市須磨区須磨浦通5丁目2	公費・駐輪場使用料
84	塩屋駐輪場	神戸市垂水区塩屋町4丁目15-7	公費・駐輪場使用料
85	滝の茶屋駐輪場	神戸市垂水区城が山1丁目14-1	公費・駐輪場使用料
86	垂水駐輪場	神戸市垂水区宮本町1-30 ほか	公費・駐輪場使用料
87	くがの駐輪場	神戸市垂水区陸ノ町2-22	公費・駐輪場使用料
88	舞子駐輪場	神戸市垂水区東舞子町9-8	公費・駐輪場使用料
89	学園都市駐輪場	神戸市西区学園西町1丁目	公費・駐輪場使用料
90	伊川谷駐輪場	神戸市西区前開南町1丁目1-8	公費・駐輪場使用料
91	西神南駐輪場	神戸市西区井吹台東町1丁目1	公費・駐輪場使用料
92	西神中央駐輪場	神戸市西区糺台5丁目3-5 ほか	公費・駐輪場使用料
93	王子動物園	神戸市灘区王子町3-1	公費・入園料
94	北神戸田園スポーツ公園	神戸市北区有野町二郎	公費・施設使用料
95	神戸総合運動公園	神戸市須磨区緑台	公費・施設使用料
96	相楽園	神戸市中央区中山手通5丁目3番1号	公費・入園料
97	森林植物園	神戸市北区山田町上谷上字長尾1-2	公費・入園料
98	瀬戸公園	神戸市東灘区魚崎南町1丁目2番1号	公費・施設使用料

99	垂水健康公園	神戸市垂水区名谷町字丸尾641	公費・施設使用料
100	磯上公園	神戸市中央区八幡通2丁目1番20号	公費・施設使用料
101	こうべまちづくり会館	神戸市中央区元町通4-2-14	公費・施設使用料
102	神戸ポートオアシス	神戸市中央区新港町5番2号	公費・施設使用料
103	御影公会堂	神戸市東灘区御影石町4丁目4番1号	公費・施設使用料
104	防災コミュニティセンター	神戸市長田区北町3丁目4番8号 長田消防署4階	公費・施設使用料
105	婦人会館	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	公費・会議室使用料

神戸市告示第22号

令和3年度に係る包括外部監査契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月5日

神戸市長 久元喜造

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和3年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「契約者」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

- (1) 契約者に支払うべき監査に要する費用の額は、基本費用の額に執務費用及び実費の額を加えた額とする。
- (2) 基本費用の額は、4,290,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。
- (3) 執務費用及び実費の額は、算定した金額の合計に10%の金額（消費税及び地方消費税額）を加算し、13,061,000円をもって上限とする。
- (4) 執務費用の額は、基本執務費用の額に外部監査人補助者執務追加費用の額を加えた額とする。この場合において、執務費用の額には、契約者及び法第252条の32第4項に規定する外部監査人補助者（以下単に「補助者」という。）の食事代及び市内における旅行（契約者の事務所と北区又は西区の相互間におけるものを除く。）に係る交通費を含む。（執務費用の算定にあたっては、1人あたり総執務時間を7時間で割り戻したものを日数とし、1日未満の端数は切り捨てる。）
- (5) 基本執務費用の額は、契約者が監査を行うとともに監査の結果に関する報告を提出するために執務をした日数に82,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）を乗じて得た額とする。

- (6) 外部監査人補助者執務追加費用の額は、各補助者が契約者の監査の事務を補助した日数に、次に掲げる補助者の区分に応じそれぞれ定める額を乗じて得た額とする。
- ア 弁護士又は公認会計士 68,000円（消費税，地方消費税額を含まない。）
- イ 税理士・会計士補等 52,000円（消費税，地方消費税額を含まない。）
- ウ ア及びイに掲げる者以外の者 20,000円（消費税，地方消費税額を含まない。）
- (7) 実費の額は、旅費の額に関係人出頭費用及び諸費用の額を加えた実費金額に110分の100を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てとする。）とする。
- (8) 旅費の額は、契約者が監査のために出張（市域を離れて旅行し、又は契約者の事務所と北区若しくは西区の相互間において旅行をすることをいう。以下同じ。）をしたときの当該出張に要した費用の額及び補助者が契約者の監査の事務を補助するために出張をしたときの当該出張に要した費用の額を市職員の旅費の例により算定した額とする。
- (9) 関係人出頭費用の額は、契約者が法第252条の38第1項の規定により関係人の出頭を求めたときに、当該関係人の出頭に要した費用を本市における実費弁償の例により算定した額とする。
- (10) 諸費用の額は、前2号に掲げるもののほか、契約者が監査に要した費用として本市が認めたものの額とする。
- 3 契約者の氏名及び住所
森 山 恭 太
兵庫県西宮市仁川町2丁目9番17号
- 4 契約者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
当該業務の終了後に監査に要した費用の額を確定し、検査終了後に支払うものとする。

神戸市告示第23号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、JR兵庫駅前における放置自転車の撤去・保管にかかる手数料徴収の事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月5日

神戸市長 久元喜造

- 1 受託者
京都市中京区両替町通御池上ル龍池町449-1
株式会社アーキエムズ
代表者 代表取締役 村田 雅明
- 2 委託年月日
令和3年4月1日

神戸市告示第29号

神戸市立図書館について、神戸市立図書館条例施行規則（令和2年3月規則第91号）第3条第2項の規定により、令和3年4月6日（火）から神戸市立三宮図書館の開館時間を次のとおり変更する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

1 開館時間の変更

午前10時から午後8時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から午後6時まで

神戸市告示第30号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月8日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体**(1) 名称**

真野地区まちづくり推進会

(2) 主たる事務所

神戸市長田区東尻池町6丁目3番27号

(3) 代表者の氏名

馬場 廣志

(4) 代表者の住所

神戸市長田区東尻池町6丁目3番8-202号

2 変更があつた事項及びその内容**(1) 代表者の氏名**

「石原 保子」を「馬場 廣志」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市長田区苅藻通3丁目3番6号」を「神戸市長田区東尻池町6丁目3番8-202号」に改める。

3 変更の年月日

令和元年5月24日

神戸市告示第31号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の

規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月8日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

小寺自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区伊川谷町小寺252番地

(3) 代表者の氏名

金月 義弘

(4) 代表者の住所

神戸市西区伊川谷町小寺392番地の2

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「鈴木 隆尚」を「金月 義弘」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区伊川谷町小寺194番地の1」を「神戸市西区伊川谷町小寺392番地の2」に改める。

3 変更の年月日

令和3年4月1日

神戸市告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定のに基づき、神戸市営住宅駐車場における自動車保管場所使用承諾証明書発行手数料の徴収事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

区	委託先
東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財株式会社 代表取締役社長 福田 慎太郎
北区、須磨区、垂水区、西区	神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号 神鋼不動産ジークレフサービス株式会社 代表取締役社長 田中 肇

2 委託期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第33号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所・西代保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
 - (2) 須磨保管所・名谷保管所
 - ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで
(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数		撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車	17台	令和3年3月4日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメ

西代保管所	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付 自転車	23台 1台		り石1番地の 1 建設局西部建 設事務所 電話742-2424
須磨区須磨浦通 2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周 辺自転車等放置禁止区域	自転車	8台	令和3年 3月9日	
	長田・須磨区管内長期放 置	自転車	1台		
長田区御屋敷通 2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放 置禁止区域	自転車	26台	令和3年 3月10日	
	長田・須磨区管内長期放 置	自転車 原動機付 自転車	16台 1台		
長田区西代通1 丁目1番 西代保管所	板宿駅(南・北)周辺自 転車等放置禁止区域	自転車	10台	令和3年 3月11日	
須磨区中落合2 丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転 車等放置禁止区域	自転車	1台	令和3年 3月16日	
	長田・須磨区管内長期放 置	自転車	8台		
長田区御屋敷通 2丁目6番 西部保管所	長田・須磨区管内長期放 置	自転車	4台	令和3年 3月17日	
長田区西代通1 丁目1番 西代保管所	高速長田・西代駅周辺自 転車等放置禁止区域	自転車	10台	令和3年 3月18日	
	長田・須磨区管内長期放 置	自転車 原動機付 自転車	18台 1台		
長田区御屋敷通 2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	29台	令和3年 3月23日	
	長田・須磨区管内長期放 置	自転車 原動機付 自転車	11台 1台		
長田区西代通1 丁目1番 西代保管所	板宿駅(南・北)周辺自 転車等放置禁止区域	自転車	12台	令和3年 3月24日	

神戸市告示第34号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2860290416	a t i e 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区大石南町2丁目8番7号 佐藤ビル202号	株式会社キヤミオジャパン	兵庫県芦屋市奥池町9番27号	令和3年3月1日	介護予防訪問看護
2860290416	a t i e 訪問看護ステーション	兵庫県神戸市灘区大石南町2丁目8番7号 佐藤ビル202号	株式会社キヤミオジャパン	兵庫県芦屋市奥池町9番27号	令和3年3月1日	訪問看護
2870503683	サポートクラブゆう兵庫	兵庫県神戸市兵庫区水木通10-2-15	株式会社サポートクラブゆう	兵庫県神戸市兵庫区水木通10丁目2番15号	令和3年3月1日	居宅介護支援
2870503691	ケアプランセンター結	兵庫県神戸市兵庫区上三条町8-12	一般社団法人フェリシモ	兵庫県神戸市兵庫区上三条町8番12号	令和3年3月1日	居宅介護支援
2870603483	サルビア訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区水笠通6丁目5番10号金本ビル1F	株式会社ポラリス	大阪府豊中市春日町1丁目3番3号	令和3年3月1日	訪問介護
2870703366	カモメ居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市須磨区妙法寺円満林	カモメ合同会社	兵庫県神戸市須磨区妙法寺円満林	令和3年3月1日	居宅介護支援

		22-2-301		22-2-301		
2870703374	ケアステーション七彩	兵庫県神戸市須磨区妙法寺狐962番地	株式会社マリンブルー	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目17-6カサベラ神戸907	令和3年3月1日	訪問介護
2870804370	ケアプランセンターユアサイド	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目6-14 グランデール本多聞205	株式会社ユアサイド	大阪府大阪市港区夕凧2丁目16-9 ABMポートビル4F	令和3年3月1日	居宅介護支援
2870804388	塩屋すみれビレッジ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目12-48	アイビーマディカル株式会社	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205番地3	令和3年3月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
2870804388	塩屋すみれビレッジ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目12-48	アイビーマディカル株式会社	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205番地3	令和3年3月1日	特定施設入居者生活介護
2875004018	居宅介護支援事業所 神戸ケアプランセンター	兵庫県神戸市北区緑町1丁目6-1山の街ビル1階	株式会社神戸ヘルスアンドケア	兵庫県神戸市垂水区西舞子7丁目3-13	令和3年3月1日	居宅介護支援
2875104156	ケアプランセンターノエル	兵庫県神戸市中央区多聞通4丁目4-11	合同会社エイト	兵庫県神戸市須磨区道正台1丁目3-12-106号	令和3年3月1日	居宅介護支援
2875104172	ケアプランセンターらん	兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目10番3号 グランドメゾン中山手102号室	医療法人社団鳳光会	兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目1番11号	令和3年3月1日	居宅介護支援

神戸市告示第35号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870603483	サルビア訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区水笠通6丁目5番10号金本ビル1F	株式会社ポラリス	大阪府豊中市春日町1丁目3番3号	令和3年3月1日	介護予防訪問サービス
2870603483	サルビア訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区水笠通6丁目5番10号金本ビル1F	株式会社ポラリス	大阪府豊中市春日町1丁目3番3号	令和3年3月1日	生活支援訪問サービス
2870703374	ケアステーション七彩	兵庫県神戸市須磨区妙法寺狐962番地	株式会社マリンブルー	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目17-6カサベラ神戸907	令和3年3月1日	介護予防訪問サービス
2870703374	ケアステーション七彩	兵庫県神戸市須磨区妙法寺狐962番地	株式会社マリンブルー	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目17-6カサベラ神戸907	令和3年3月1日	生活支援訪問サービス
2890600295	紅葉のデイ	兵庫県神戸市長田区北	有限会社ユニバーサル	兵庫県神戸市長田区長	令和3年3月1日	介護予防通所サービス

		町1-50	ライフ	田天神町2丁目3-27		
--	--	-------	-----	-------------	--	--

神戸市告示第36号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の指定をしたため、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890600295	紅葉のデイ	兵庫県神戸市長田区北町1-50	有限会社ユニバーサルライフ	兵庫県神戸市長田区長田天神町2丁目3-27	令和3年3月1日	地域密着型通所介護
2895200422	小規模多機能型居宅介護 伊川谷すみれハウス	兵庫県神戸市西区白水1丁目2-25	アイビームディカル株式会社	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205番地3	令和3年3月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2895200422	小規模多機能型居宅介護 伊川谷すみれハウス	兵庫県神戸市西区白水1丁目2-25	アイビームディカル株式会社	兵庫県神戸市長田区御蔵通5丁目205番地3	令和3年3月1日	小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第37号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2865190520	はなうた訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区国香通5丁目2-30 国香レジデンス201	one knot trades 株式会社	兵庫県神戸市中央区磯辺通二丁目2番10号	令和3年2月12日	介護予防訪問看護
2865190520	はなうた訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区国香通5丁目2-30 国香レジデンス201	one knot trades 株式会社	兵庫県神戸市中央区磯辺通二丁目2番10号	令和3年2月12日	訪問看護
2860190327	訪問看護ステーションすみれ	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目17-15アポリア住吉303号	株式会社看護社会学研究所	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目17-15アポリア住吉303号	令和3年2月28日	介護予防訪問看護
2860190327	訪問看護ステーションすみれ	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目17-15アポリア住吉303号	株式会社看護社会学研究所	兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目17-15アポリア住吉303号	令和3年2月28日	訪問看護
2870503279	ケアサポート 結	兵庫県神戸市兵庫区上三条町8番12号	一般社団法人フェリシモ	兵庫県神戸市兵庫区上三条町8番12号	令和3年2月28日	訪問介護
2870802937	マリーゴールドケアサービス	兵庫県神戸市垂水区高丸4丁目8-21	株式会社マリーゴールド	兵庫県神戸市垂水区神陵台7丁目3-10	令和3年2月28日	居宅介護支援
2870803687	塩屋すみれビレッジ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町3丁目	株式会社アイビーナーシング	愛知県西尾市吉良町上横須賀宮前	令和3年2月28日	介護予防特定施設入居者生活介護

		12-48		43番地1		
2870803687	塩屋すみれ ビレッジ	兵庫県神戸 市垂水区塩 屋町3丁目 12-48	株式会社ア イビーナー シング	愛知県西尾 市吉良町上 横須賀宮前 43番地1	令和3年2 月28日	特定施設入 居者生活介 護
2875001881	サポートセ ンターほっ とファミリ ー	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町3- 3-29	特定非営利 活動法人ポ プリ	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台東町3- 3-29	令和3年2 月28日	訪問介護
2875003648	福福ケアプ ラン	兵庫県神戸 市北区緑町 2丁目2番 21号	合同会社福 福ケアサー ビス	兵庫県神戸 市北区緑町 3丁目13番 24号	令和3年2 月28日	居宅介護支 援

神戸市告示第38号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870503279	ケアサポート 結	兵庫県神戸市兵庫区上三条町8番12号	一般社団法人フェリシモ	兵庫県神戸市兵庫区上三条町8番12号	令和3年2月28日	介護予防訪問サービス
2870503279	ケアサポート 結	兵庫県神戸市兵庫区上三条町8番12号	一般社団法人フェリシモ	兵庫県神戸市兵庫区上三条町8番12号	令和3年2月28日	生活支援訪問サービス
2875001881	サポートセンターほっとファミリー	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町3-3-29	特定非営利活動法人ポプリ	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町3-3-29	令和3年2月28日	介護予防訪問サービス

神戸市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年4月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月4日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	上小名田14号線	神戸市北区八多町上小名田字下スゴ2552番地先から 神戸市北区八多町上小名田字下スゴ2557番地先まで	112.60	最大 5.90 最小 4.60
	上小名田15号線	神戸市北区八多町上小名田字下スゴ157番1地先から 神戸市北区八多町上小名田字下スゴ108番地先まで	179.90	最大 6.50 最小 4.30
	上小名田16号線	神戸市北区八多町上小名田字トノ垣内2569番地先から 神戸市北区八多町上小名田字トノ垣内2580番地先まで	217.40	最大 5.60 最小 4.50
	上小名田17号線	神戸市北区八多町上小名田字エンハウ2599番地先から 神戸市北区八多町上小名田字エンハウ2601番地先まで	33.00	最大 4.90 最小 4.80
	上小名田18号線	神戸市北区八多町上小名田字エンハウ2598番地先から 神戸市北区八多町上小名田字エンハウ2586番地先まで	131.50	最大 7.20 最小 4.70
	上小名田19号線	神戸市北区八多町上小名田字友金2529番地先から 神戸市北区八多町上小名田字友金2530番地先まで	30.00	最大 6.40 最小 5.10
	上小名田20号線	神戸市北区八多町上小名田字鯖ノワタ313番地先から	298.60	最大 7.60 最小 4.10

	神戸市北区八多町上小名田字天井垣内 414番地先まで		
上小名田21 号線	神戸市北区八多町上小名田字高田下 2623番地先から 神戸市北区八多町上小名田字仲2666番 地先まで	186.00	最大 9.00 最小 5.10
上小名田22 号線	神戸市北区八多町上小名田字仲2668番 地先から 神戸市北区八多町上小名田字宮ノ下 2681番地先まで	276.00	最大 9.40 最小 4.30
上小名田23 号線	神戸市北区八多町上小名田字石原2843 番地先から 神戸市北区八多町上小名田字末釜口 2818番地先まで	288.00	最大 7.30 最小 4.90
上小名田24 号線	神戸市北区八多町上小名田字ニヨリ坂 2069番1地先から 神戸市北区八多町上小名田字ニヨリ坂 2828番地先まで	95.00	最大 6.50 最小 6.30
上小名田25 号線	神戸市北区八多町上小名田字アマ淵 2740番2地先から 神戸市北区八多町上小名田字大ノシロ 2795番地先まで	303.20	最大 6.40 最小 4.40
上小名田26 号線	神戸市北区八多町上小名田字アマ淵 2755番地先から 神戸市北区八多町上小名田字床浪2770 番1地先まで	290.00	最大 9.20 最小 4.00
上小名田27 号線	神戸市北区八多町上小名田字西谷2892 番地先から 神戸市北区八多町上小名田字西谷2887 番地先まで	406.90	最大 6.90 最小 4.50
上小名田28 号線	神戸市北区八多町上小名田字薬師谷 2922番地先から 神戸市北区八多町上小名田字薬師谷 2908番地先まで	395.90	最大 6.00 最小 4.60
上小名田29 号線	神戸市北区八多町上小名田字コノ木 2877番地先から 神戸市北区八多町上小名田字コノ木 2881番地先まで	21.40	5.30

上小名田30号線	神戸市北区八多町上小名田字メグリ 2868番地先から 神戸市北区八多町上小名田字メグリ 2870番地先まで	165.00	最大 5.80 最小 4.60
上小名田31号線	神戸市北区八多町上小名田字メグリ 810番地先から 神戸市北区八多町上小名田字メグリ 2862番地先まで	200.50	最大 6.80 最小 4.90

神戸市告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。
その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和3年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

廃止する市道路線

経営体育成基盤整備事業八多地区第一工区内の従前の市道路線。

神戸市告示第41号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年4月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月4日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	山田里248号線	神戸市山田町原野字大瀧口17番1地先から	新	34.60	1.00
		神戸市山田町原野字大瀧口17番4地先まで	旧	26.50	1.00

神戸市告示第42号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年4月21日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年5月4日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	有野里15号線	神戸市北区有野町有野字芦原 3554番1地先から	新	22.70	4.30
		神戸市北区有野町有野字芦原 3554番1地先まで	旧	22.70	2.70

神戸市告示第43号

次の医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

名称	所 在 地	指定年月日
たにみずクリニック	神戸市灘区灘南通4丁目3番20号	令和3年4月1日
医療法人双葉会 ふたば訪問 診療クリニック	神戸市垂水区福田4丁目3番21号	令和3年4月1日
イオン薬局垂水店	神戸市垂水区天ノ下町1番1号	令和3年4月1日
ココカラファイン薬局 北神 戸店	神戸市北区有野中町2丁目15番17号	令和3年4月1日

神戸市告示第44号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条および中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条4項の規定により、当該指定医療機関の事業を再開したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	再開年月日
たるみのもり訪問看護ステーション	神戸市垂水区旭が丘2丁目3番2号	令和3年3月1日

神戸市告示第45号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	辞退年月日
河辺デンタルクリニック	神戸市北区緑町7丁目9番6号	令和3年3月31日

神戸市告示第46号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションすみれ	神戸市東灘区住吉本町1丁目17番15号	令和3年2月28日
はなうた訪問看護ステーション	神戸市中央区国香通5丁目2番30号	令和2年12月31日

神戸市告示第47号

次の施術者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
禅整骨院	今村 徹也	神戸市西区竹の台2丁目18	令和3年3月31日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
大谷鍼灸治療院	山本 博	神戸市西区南別府4丁目204番1	令和3年2月1日

神戸市告示第48号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	辞退年月日
つどい整体整骨院	前島 紀之	神戸市灘区大石東町5丁目8番1号	平成28年5月11日

神戸市告示第49号

次の介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
ヘルパーステーションわたぼうし	神戸市長田区鹿松町3丁目1番10号	医療法人社団 林山朝日診療所	神戸市長田区林山町7番地の5	平成27年12月1日	訪問介護 介護予防訪問介護

神戸市告示第50号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
訪問看護ステーションつばめ	(新) 神戸市長田区房王寺町7丁目1番7号 (旧) 神戸市中央区中山手通7丁目8番5号	有限会社 シー・エル・エッチ	神戸市長田区房王寺町7丁目1番7号	令和3年1月11日	訪問看護 介護予防訪問看護
ライフラインメディカルケア	(新) 神戸市東灘区住吉南町3丁目2番23号 (旧) 神戸市東灘区本山北町3丁目5番19号	株式会社ライフライン	神戸市東灘区住吉南町3丁目2番23号	令和3年2月22日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
やさしい手伊	(新) 神戸市	株式会社やさ	東京都目黒区大	令和2年	居宅介護支援

川谷居宅介護 支援事業所	西区大津和3 丁目6番4号 (旧) 神戸市 西区大津和3 丁目3番2号	しい手	橋2丁目24番3 号	10月1日	
-----------------	---	-----	---------------	-------	--

神戸市告示第51号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を再開したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

当該再開にか かる介護事業 所の名称	当該再開にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	再開年月日	サービス種類
たるみのもり 訪問看護ス テーション	神戸市垂水区 旭が丘2丁目 3番2号	株式会社フォ レスト訪問看 護ステーショ ン	神戸市垂水区旭 が丘2丁目3番 2号	令和3年3 月1日	訪問看護 介 護予防訪問看 護

神戸市告示第52号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条4項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

当該休止にか かる介護事業 所の名称	当該休止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	休止年月日	サービス種類

社会福祉法人 六甲鶴寿園特 別養護老人 ホームきしろ 荘	神戸市灘区鶴 甲5丁目1番 50号	社会福祉法人 六甲鶴寿園特 別養護老人 ホームきしろ 荘	神戸市灘区鶴甲 5丁目1番50号	令和3年3 月31日	短期入所生活 介護 介護予 防短期入所生 活介護 介護 老人福祉施設 居宅介護支援
--	-------------------------	--	---------------------	---------------	--

神戸市告示第53号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

当該辞退にか かる介護事業 所の名称	当該辞退にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	辞退年月日	サービス種類
河辺デンタル クリニック	神戸市北区緑 町7丁目9番 6号	河邊 賀津与	神戸市北区緑町 7丁目9番6号	令和3年 3月31日	訪問看護 訪 問リハビリ テーション 通所リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予 防訪問看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護 予防通所リハ ビリテーショ ン 介護予防 居宅療養管理 指導

神戸市告示第54号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
ヘルパーステーションわたぼうし	神戸市須磨区妙法寺字藪中1242	医療法人社団 林山朝日診療所	神戸市長田区林山町7番地の5	平成27年11月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
サポートセンターほっとファミリー	神戸市北区鈴蘭台東町3丁目3番29号	特定非営利活動法人ポプリ	神戸市北区鈴蘭台東町3丁目3番29号	令和3年2月28日	訪問介護 介護予防訪問介護

神戸市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、苔谷公園の有料公園施設の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市垂水区舞子台4丁目1番1号

苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会

委員長 伊藤 美知子

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

神戸市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、総合運動公園サブ球場の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月20日

神戸市長 久元 喜造

1 受託者

大阪市西区千代崎3丁目北2番30号
オリックス野球クラブ株式会社
代表取締役社長 湊 通夫

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公 告

神戸市公告第8号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規程により、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元 喜造

1 入札に付する事項

委託名	神戸市図書館業務システム構築・運用業務
業務概要	中央図書館ほか11館の地域図書館と予約図書自動貸出機を含む18箇所のサービスポイントを独自システムにより稼働中の現行の図書館業務システムを、パッケージシステムとして再構築しカスタマイズする。現行システムから利用データや目録データを移行し、令和5年1月から5年間、当該システムの運用と保守業務を行う。また、システムを構成するサーバ、ネットワーク機器や端末などの機器調達を支援する。
履行場所	神戸市立図書館及び本市が後日別途機器調達とともに確保する日本国内のデータセンター等。
履行期間	契約締結の翌日から令和9年12月31日

2 担当部局

〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目2番1号 神戸市立中央図書館
神戸市文化スポーツ局中央図書館総務課
電話：078-371-3351 FAX：078-371-5046

3 入札手続きの種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評

価落札方式を採用します。

4 入札参加資格

(1) 単体企業の場合

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア 本入札の入札参加資格審査申請の最終日から入札日までの期間において、次に掲げる神戸市契約規則第3条に定める資格を全て満たすこと。なお、同条第2項については、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定 最終改正 令和2年3月26日)による指名停止措置を受けていないこととする。

イ 平成28年度以降にパッケージシステムにより図書館のシステム構築業務を履行した実績を持つ者(再委託を含む)、もしくはこれと同等の能力と当市が認める実績を持つ者

(2) 共同企業体の場合

上記(1)のア及びイに掲げる要件を全て満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は出資比率型共同企業体とし、共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

ア 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

(ア) 2者の場合 30パーセント以上

(イ) 3者以上の場合 20パーセント以上

イ 代表構成員は上記(1)のイを満たすこと。

ウ 構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成すること、また、当該構成員は、単独で本入札に参加していないこと。

5 総合評価の方法に関する事項

総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値(以下「総合評価点」という。)をもって行います。価格点に250点、技術点に650点を配分します。

(1) 入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)の算出方法は次のとおりです。

ただし、入札価格(消費税・地方消費税を除く。)が上限を超過している場合(各年度の内訳の予定価格を超過している場合も含む。)、価格点は算出せず、失格とします。

価格点=(1-入札価格÷予定価格)×250点(価格点の配分)

(2) 技術等に対する得点(以下「技術点」という。)については、提案書、提案評価基準及び機能実現証明書をもとに審査を行い、学識経験者の意見を聴いたうえで本市が決定します。なお、本業務の履行にあたっては、提案評価基準表及び機能実現証明書の項目(小項目)の一つでも「記述がない、又は実現できない」と評価された場合は、価格点の開札をせずに失格とします。

提案書の評価配分は、表1のとおり。

提案書を評価する項目(小項目)の得点は、各項目について、表2の重要度による配点(満点)に、表3の評価による乗数を乗じて算出します。一つでも「記述がない、又は実現できない」と評価された場合は、価格点の開札をせずに失格となります。

表1 提案書の評価配分

大項目	評価項目	配分
1	提案者について 提案者の本業務に関する理解等について	30点

2	方針・方法等	設計・開発に関する事項，各要件の実現方法，テストに関する事項等	240点
3	作業実施体制	プロジェクト管理，人員体制，スケジュール，会議体，実績について	170点
4	運用・保守	運用・保守業務の内容	110点
5	その他	追加提案	100点
機能実現証明書		機能要件一覧に対する内容（実現できなければ失格）	－
合 計			650点

表2 提案書を評価する項目（小項目）の重要度による配点

評価項目の重要度	配点（満点）
A	35点
B	30点
C	25点
D	20点
E	15点
F	10点
G	5点

表3 提案評価基準表の採点基準と乗数

採点基準（提案書評価）	乗数
特に優れている	5 / 5
優れている	4 / 5
劣っている	1 / 5
記述が無い，又は実現できない	0 / 5

(3) 有効数字

価格点及び技術点の評価項目ごとに，小数点以下を四捨五入して算出します。

6 入札説明書，仕様書などの交付の期間および方法

(1) 交付期間

令和3年4月2日（金）～4月16日（金）

(2) 交付方法

神戸市ホームページへ掲載するほか，2の担当部局で配付する。（担当部局での配付は，月曜日を除く午前9時15分～午後5時）

7 入札参加者に必要な資格の審査など

(1) 受付期間

令和3年4月2日（金）～4月22日（木）

(土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前9時15分から午後5時30分まで)

(2) 受付場所

〒650-0017 神戸市中央区楠町7-2-1 神戸市立中央図書館 4F 総務課

(3) 提出方法

受付場所へ持参又は郵送・宅配。郵送・宅配の場合は事前に中央図書館総務課(電話078-371-3351)に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法にて期限までに必着。

その他この入札に参加する者に必要な資格、審査の結果の通知方法など詳細は入札説明書によります。

8 提案書等の提出期限日および方法

期 間	令和3年5月6日(木)から令和3年5月14日(金)まで
提出場所	〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目2番1号 神戸市立中央図書館 4F 総務課 電話：078-371-3351
方 法	(1) 持参の場合は、土日を除く、午前9時15分から午後5時30分まで (2) 郵送・宅配による提出の場合は、令和3年5月14日(金)必着。事前に上記に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法にて期限までに必着のこと。

9 開札予定日時および方法

日 時	令和3年6月16日(水) 午前11時w
場 所	神戸市中央区楠町7丁目2番1号 神戸市立中央図書館 4F 研究室
方 法	(1) 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとします。 (2) 提出した入札書および内訳書は、追加、訂正、差替えまたは撤回をすることができません。

10 落札者の決定方法

入札価格及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点数を総合評価点数として、最も高い者を落札者とします。

総合評価点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とします。ただし、技術点と同値の場合は、当該者のくじ引きにより落札者を決定します。

11 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。

- (7) 入札者の資格がない者が入札したとき。
- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 Summary

- (1) Subject matter of contract : Operation and Maintenance of Library System
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:30pm, April 22, 2021
- (3) The date and time for the submission of tender : 5:30pm, May 14, 2021
- (4) A contract point where tender documents are available :Planning and Information Section, General Affairs Division, Chuo Municipal Library, City of Kobe, 7-2-1 Kusunoki-cho, Chuo-ku, Kobe 650-0017, Japan.

神戸市公告第9号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	兵庫埠頭T1上屋シャッター改修工事
工事場所	神戸市兵庫区築地町5-10
完成期限	令和3年8月10日
工事概要	既設シャッター更新・改修工事、これに伴う電気配線移設及びコンクリート補修工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般C又はD ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。

(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

- ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

- ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。

※ なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※ なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号 078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月2日(金)～4月9日(金) ※ 神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月12日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月13日(火) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書

	受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。
--	---

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月14日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第10号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	（仮称）磯上公園内新体育館建設昇降機設備工事
工事場所	神戸市中央区八幡通2丁目1
完成期限	令和4年6月30日
工事概要	（仮称）磯上公園内新体育館建設における昇降機設備工事一式

前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業に係る建設業の許可
経営事項審査の結果の点数	機械器具設置工事業の総合評定値が1,000点以上
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(2) (3) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(1) (2) (3) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和3年4月2日（金）～4月9日（金） ※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く，電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月12日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月13日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより，当該入札案件を検索の後，当該入札案件について「入札書」を送信した後，「入札書」，「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し，印刷，保存すること。なお，「内訳書」の提出については入札説明書によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月14日（水）午前10時30分
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第11号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	(仮称) 磯上公園内新体育館建設電気設備工事
工事場所	神戸市中央区八幡通2丁目1
完成期限	令和4年6月30日
工事概要	(仮称) 磯上公園内新体育館建設における電気設備工事一式
前払金	各会計年度ごとに出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	電気一般A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

	<p>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</p> <p>※ なお、(3) (4) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2) (3) (4) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年4月2日（金）～4月16日（金）</p> <p>※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年4月19日（月）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年4月20日（火）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第12号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	高羽小学校校舎棟増築他電気設備工事
工事場所	神戸市灘区高羽町3丁目11-11
完成期限	令和4年3月15日
工事概要	高羽小学校校舎棟増築他に伴う電気設備工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	電気一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札	電気一般の総合点数が940点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請

参加資格の点数	負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(3) (4) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2) (3) (4) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年4月2日（金）～4月16日（金）</p> <p>※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月19日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第13号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	天神川乗越峠線歩道拡幅工事
工事場所	神戸市垂水区上高丸2丁目
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	[施工延長] L = 126.0m 水路壁：V = 93m ³ ，水路蓋：プレキャスト床版敷設：N = 90枚 舗装工 As舗装：63m ² ，Co舗装：A = 123m ² 街渠工：L = 124m，構造物撤去工，防護柵工，各一式 他
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は，開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は，特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は，特定建設業許可を要します。
等級	土木B又はC ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	土木一般の総合点数が920点以上 ただし，入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお，工事实績がない場合については，65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を，低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し，開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合，次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し，検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事実績がない場合については、70点未満とする。

※ なお、(3) (4) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※ なお、(3) (4) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月2日（金）～4月13日（火） ※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月14日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月15日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月16日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第14号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	アモーレ広場他周辺整備工事
工事場所	神戸市中央区加納町4丁目他
完成期限	令和3年9月30日
工事概要	工事延長 L=150m, 道路土工 1式, 車道舗装工 93㎡, 歩道舗装工 640㎡, 排水構造物工 1式, 縁石工 1式, 防護柵工 1式, 区画線工 1式, 道路付属施設工 1式, 構造物撤去工 1式
前 払 金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請

	負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課(電話番号 078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	<p>令和3年4月2日(金)～4月16日(金)</p> <p>※ 神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月19日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第15号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	ベルデ名谷住宅4号棟外壁改修他工事
-------	-------------------

工事場所	神戸市垂水区名谷町高曾2292-10
完成期限	令和3年11月24日
工事概要	対象建物 平成8年度建設 鉄骨鉄筋コンクリート造地下3階地上14階建て、共同住宅（185戸）延べ面積14,561.08㎡、集会所 地下1階地上1階建て 延べ面積402.20㎡ 1 外壁改修工事 1式 2 防水改修及び屋根改修工事 1式 3 塗装改修工事 1式 4 屋外付帯改修工事 1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。

※ なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※ なお、(2)～(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月2日（金）～4月16日（金） ※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月19日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日（火）午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第16号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	(仮称) 磯上公園内新体育館建設機械設備工事
工事場所	神戸市中央区八幡通2丁目1番地
完成期限	令和4年6月30日
工事概要	(仮称) 磯上公園内新体育館建設に伴う機械設備工事の一切を行う工事
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	管一般A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。

その他

- (1) 神戸市内に本店を有すること。
 - (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
 - (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
 - (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
 - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※ なお、(3) (4) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※ なお、(2) (3) (4) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1館2階 契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月2日（金）～ 4月16日（金） ※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日	時	第1日目 令和3年4月19日（月）午前9時～午後8時
---	---	----------------------------

	第2日目 令和3年4月20日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第17号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工事名	苅藻通4丁目地区他污水管改築更新工事
工事場所	神戸市長田区苅藻通4丁目 他
完成期限	令和4年1月31日
工事概要	管きよ更生工 φ200 L=28.67m, φ250 L=628.71m, φ300 L=57.42m 管きよ工(開削) K1φ200 L=8.39m, K1φ250 L=27.71m マンホール工 1式, 取付管及びます工 1式, 付帯工 1式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は, 開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は, 特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は, 特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で, 当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また, 配置予定技術者については, 次の①及び②に該当する技術者とする。</p> <p>①上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。</p> <p>②下水道管路更生管理技士(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会), 下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)又は, 下水道管きよ更生施工管理技士(一般社団法人 日本管更生技術協会)の資格を有する者。</p> <p>(4) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し, 検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお, 工事实績がない場合については, 65点未満とみなす。 <p>(5) 契約監理課発注工事を, 低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し, 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合, 次の要件を満</p>

たしていること。

・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※ なお、(4) (5) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※ なお、(2) (4) (5) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月2日（金）～4月16日（金） ※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月19日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第18号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約(以下「特定調達契約」という。)を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 件名

校務支援システム用プリンタ借上げ

(2) 数量

272台

(3) 貸借場所

神戸市立の学校園等

(4) 貸借期間

令和3年7月1日から令和8年6月30日まで

(5) 調達物品の特質

入札説明書(特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。)によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)を利用する電子入札

を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。
- (4) 当該賃借物品の保守等を迅速かつ適切に行えること。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)
神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)
神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年4月19日(月)午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)「神戸市ページの目次>物品発注情報(特定調達契約に係る一般競争入札)」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書(電子入札用)を、紙入札により参加する者は入札説明書(紙入札用)をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年4月19日(月)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)
神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)
神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年4月20日(火)まで

電子入札システムの稼働時間内(本市の休日を除く、午前9時から午後8時)

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年4月21日(水)まで(本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年5月26日(水) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年5月27日(木) 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年5月27日(木)午前10時まで(書留郵便による入札については、令和3年5月26日(水)午後5時までに、本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。)

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時等

(1) 開札日時

令和3年5月27日(木)午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手續において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年4月21日（水）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、1月あたりの単価契約とします。

17 Summary

- (1) Subject matter of the contract : A lease contract for printers for school affairs

support system.

- (2) Quantity : 272 printers
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 P.M. April 21, 2021.
- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. May 27, 2021.
- (5) A contract point where tender documents are available : Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市公告第19号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

- (1) 件名
神戸市国民健康保険システムサーバ機器等借上
- (2) 数量
一式
- (3) 貸借場所
神戸市役所1号館4階 国保年金医療課、各区、支所、出張所等
- (4) 貸借期間
令和4年1月1日から令和8年12月31日まで
- (5) 調達物品の特質
入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続

開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。

(4) 当該賃借物品の保守等を迅速かつ適切に行えること。

4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

6 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年4月19日(月)午後5時まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)「神戸市ページの目次>物品発注情報(特定調達契約に係る一般競争入札)」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書(電子入札用)を、紙入札により参加する者は入札説明書(紙入札用)をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年4月19日(月)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年4月20日(火)まで

電子入札システムの稼働時間内(本市の休日を除く、午前9時から午後8時)

イ ただし、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年4月21日(水)まで(本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)
神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)
神戸市役所本庁舎1号館2階

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年5月26日(水) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年5月27日(木) 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年5月27日(木)午前10時まで(書留郵便による入札については、令和3年5月26日(水)午後5時までに、本市(本庁舎)に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課に到着していること。)

イ 提出場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

9 開札の日時等

(1) 令和3年5月27日(木)午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5696)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、第1号から第5号及び第8号から第10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年4月21日（水）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 その他

この契約は、1月あたりの単価契約とします。

17 Summary

- (1) Subject matter of the contract : A lease contract for server apparatus for Kobe city National Health Insurance system.
- (2) Quantity : a complete set of server apparatus
- (3) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 P.M. April 21, 2021.
- (4) The date and time for the submission of tenders : 10:00 A.M. May 27, 2021.
- (5) A contract point where tender documents are available : Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

神戸市公告第20号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る物品の名称及び調達の種類
ICT機器借上【令和3年度への年度替わり対応その1】
- 2 数量
電子黒板機能付プロジェクタ51式等
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月11日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C
専務取締役 依田 茂
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 6 随意契約に係る契約金額
293,000円(1月当り単価・税抜)
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格に一番近い価格をもって入札した者を契約の相手方としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年1月20日
- 9 随意契約の理由
再度の入札に付し落札者がなかったため。

神戸市公告第21号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る物品の名称及び調達の種類
ICT機器借上【令和3年度への年度替わり対応その2】
- 2 数量
電子黒板機能付プロジェクタ13式等
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和3年3月11日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C
専務取締役 依田 茂
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 6 随意契約に係る契約金額
74,000円(1月当り単価・税抜)
- 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格に一番近い価格をもって入札した者を契約の相手方としました。
- 8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年1月20日
- 9 随意契約の理由
再度の入札に付し落札者がなかったため。

神戸市公告第22号

神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)第5条第3項の規定により、布引公園のハープ園山頂駅周辺の区域について、令和3年4月30日(金)の閉園時間を午後8時30分に変更する。

令和3年4月6日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第27号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月7日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	東遊園地管理棟受変電設備改修工事
工事場所	神戸市中央区加納町6-4
完成期限	令和3年10月29日
工事概要	東遊園地管理棟における受変電設備の改修工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	電気一般A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(3) (4) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2) (3) (4) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月7日(水)～4月13日(火) ※ 神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月14日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月15日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月16日(金) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第28号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月7日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	本多聞2丁目地区他污水管改築更新工事
工事場所	神戸市垂水区本多聞2丁目 他
完成期限	令和3年11月30日
工事概要	管きよ更生工 φ250mm L=565.25m マンホール工 1式, 取付管及びます工 1式, 付帯工 1式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること(希望順位は問わない)。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で、当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また、配置予定技術者については、次の①及び②に該当する技術者とする。こと。 ①上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。 ②下水道管路更生管理技士(一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会)、下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)又は、下水道管きよ更生施工管

- 理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）の資格を有する者。
- (4) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (5) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
 - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※ なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※ なお、(2)(4)(5)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月7日（水）～4月20日（火） ※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日	第1日目 令和3年4月21日（水）午前9時～午後8時
時	第2日目 令和3年4月22日（木）午前9時～午後3時

方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。
-----	--

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月23日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第29号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	島上ポンプ場 2号自動除塵機機械設備工事
工事場所	神戸市兵庫区鍛冶屋町1-1-17 島上ポンプ場内
完成期限	令和4年3月31日

工事概要	本工事は、島上ポンプ場内に自動除塵機の設置を行うものである。 自動除塵機機械設備工・・・1式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
施工実績	下水道法上の終末処理場又はポンプ場において、機械がきスクリーン（連続式、間欠式を問わない）を新設または更新する工事を元請として平成18年度以降に完成させた実績があること。 ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
その他	(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (2) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 (3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 ※ なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。 ※ なお、(1)～(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月7日(水)～4月16日(金) ※ 神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時) ※ 紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。 ※ 持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月19日(月) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月20日(火) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月21日(水) 午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

- (1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。

神戸市公告第30号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月7日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	垂水年金会館耐震補強他工事
工事場所	神戸市垂水区平磯1丁目2-5
完成期限	令和4年3月11日
工事概要	耐震補強工事 1式 保育施設誘致部分改修工事 1式 1階事務所改修工事 1式 屋上防水改修工事 1式 上記に伴う、電気・機械設備工事
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(3) (4) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2) (3) (4) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月7日（水）～4月20日（火） ※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月21日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月22日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月23日（金）午前10時30分
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第31号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので，次のとおり公告します。

令和3年4月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	① 妙法寺川（車地区）改修工事その8 ② 山の田橋架替工事	＜合併入札＞
工事場所	神戸市須磨区車字堂田	
完成期限	令和4年8月31日	
工事概要	① 護岸工 A = 228㎡，床止工 N = 1基，抑止杭工 N = 17基 ② 管渠工 N = 1基，仮設土留工 一式，仮設道路工 一式	
前 払 金	各会計年度ごとに，当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。ただし，②の前払金（中間前払金を含む）の支払いにつ	

	いては令和4年度以降とする。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	土木一般の総合点数が1,080点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2)～(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階

契約監理課(電話番号 078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月7日(水)～4月20日(火) ※ 神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和3年4月21日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月22日(木) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日時	令和3年4月23日(金) 午前10時30分
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手

無

方との随意契約により締結する予定の有無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第32号

簡易型(実績確認型)総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月7日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	神戸空港造成及びその他整備工事(その16)
工事場所	神戸市中央区神戸空港他
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和4年6月30日
工事概要	造成工 1式, 附帯工 1式, 防災工 1式, 調査工 1式, 計測工 1式
前払金	請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型(実績確認型)総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検

	<p>査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※ なお、(3) (4) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2) (3) (4) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号 078-322-5147）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	<p>令和3年4月7日（水）～4月20日（火）</p> <p>※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月21日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月22日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参または事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日 時	令和3年4月21日（水）午前9時～令和3年4月22日（木）午後3時
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和3年4月21日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和3年4月22日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場 所	郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書きし、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和3年4月22日（木）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課（文書係）に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和3年4月23日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和3年5月10日（月）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

- | | |
|--------------|----------|
| ア 落札候補者がある場合 | 「保留通知書」 |
| イ 入札を打ち切る場合 | 「取止め通知書」 |

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

神戸市公告第33号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月7日

神戸市長 久元喜造

1 落札に係る物品の名称

「広報紙KOB E・区民広報紙」印刷・配送業務

2 数量

ア 印刷部数 840,000部

イ 配送回数 12回

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 落札者を決定した日

令和3年3月10日

5 落札者の氏名及び住所

株式会社読売大阪プリントメディア
管理本部長 山根 真樹
大阪市北区野崎町3番14号

6 落札金額

63,403,200円

7 契約の相手方を決定した手続

規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。

8 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年1月20日

神戸市公告第34号

神戸市都市景観条例(昭和53年10月条例第59号)第31条の9第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和3年4月8日

神戸市長 久元喜造

1 景観建築行為予定者の氏名及び住所

建都不動産株式会社 代表取締役 稲垣 和昌
神戸市兵庫区南逆瀬川1番7号

2 代理者および設計者の氏名、住所及び電話番号

(代理者)

高松建設株式会社 大阪本店 一級建築士事務所 土畑 康朗
大阪市淀川区新北野1丁目2番3号

06-6307-8104

(設計者)

同上

3 景観影響建築行為の概要

(1) 所在及び地番 神戸市兵庫区切戸町8番14, 8番15, 8番16

(2) 敷地面積 約355平方メートル

(3) 建築面積 約268平方メートル

- (4) 延べ面積 約1,521 平方メートル
- (5) 高さ 約22.1メートル
- (6) 構造 鉄筋コンクリート造
- (7) 階数 地上 7 階
- (8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和3年4月8日から同年4月21日まで

神戸市公告第35号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示(令和3年兵庫県告示)があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月8日

神戸市長 久元喜造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.3.21号 高羽線

3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

4 事業地の所在

ア 収用の部分

兵庫県神戸市灘区高羽町5丁目、山田町1丁目、2丁目及び3丁目、並びに曾和町1丁目、2丁目及び3丁目地内

イ 使用の部分

なし

神戸市公告第36号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和3年4月8日

神戸市長 久元喜造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.3.21号 高羽線

3 事業施行期間

令和3年4月6日から令和8年3月31日まで

4 事業地

ア 収用の部分

兵庫県神戸市灘区高羽町5丁目、山田町1丁目、2丁目及び3丁目、並びに曾和町1丁目、2丁目及び3丁目地内

イ 使用の部分

なし

神戸市公告第48号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和3年4月13日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市灘区篠原南町3丁目33番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区江戸町95番地

株式会社 日昌

代表取締役 本田 裕孝

3 許可番号

令和元年11月6日 第6991号

(変更許可 令和2年7月17日 第1384号)

(変更許可 令和3年3月10日 第1434号)

神戸市公告第49号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市北区南五葉3丁目27番1の内2工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区淡路町3丁目5番13号

株式会社創建

代表取締役 吉村 孝文

3 許可番号

令和元年11月1日 第6990号

(変更許可 令和2年4月13日 第1371号

令和2年8月4日 第1388号

令和3年2月12日 第1429号)

神戸市公告第50号

当該開発区域(工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年4月20日

神戸市長 久元 喜造

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市西区平野町宮前字上松113番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市灘区高羽町4丁目2-7-202

松岡 敏夫

松岡 恵里香

3 許可番号

令和3年1月18日 第7090号

神戸市公告第51号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年4月20日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザエスパ星陵台

神戸市垂水区星陵台4丁目4番31号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名または名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地の1	代表取締役 安黒 嘉宣
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号	代表取締役 山本 善政
株式会社光洋	大阪市西区北堀江3丁目12番23号	代表取締役 平田 炎
株式会社ナガタ薬局	神戸市須磨区弥栄台1丁目3番3号	代表取締役 中島 康伸

(変更後)

氏名または名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地の1	代表取締役 安黒 嘉宣
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号	代表取締役 山本 善政
株式会社光洋	大阪市北区天神橋2丁目3番16号	代表取締役 平田 炎
株式会社ナガタ薬局	神戸市須磨区弥栄台1丁目3番3号	代表取締役 中島 康伸

3 変更の年月日及び変更する理由

令和2年11月23日 本社移転のため

4 届出年月日

令和3年3月5日

5 縦覧期間

令和3年4月20日から令和3年8月19日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第52号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年4月20日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

高浜モザイク

神戸市中央区東川崎町1丁目59番地-1他

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ファミリア	神戸市中央区磯上通4-3-10	代表取締役 岡崎 忠彦
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎1-11-1	代表取締役 辻 信太郎
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1-3-8	代表取締役 太田 克枝
株式会社アットイマジン	神戸市長田区細田町7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎
有限会社ナツメ商店	神戸市灘区岩屋北町7-1-12	代表取締役 棗 正樹
有限会社テイクツー	兵庫県三田市ゆりのき台1-1 A-	代表取締役

	503	竹位 準之
株式会社サニープレスジャパン	神戸市中央区海岸通4-5-8	代表取締役 山田 克子
株式会社フィールド	大阪市西成区玉出中2-14-23	代表取締役 岡本 裕行
有限会社フロム・ゼロ	神戸市垂水区向陽3丁目1-2-204	代表取締役 松本 陽典
株式会社神戸ブランド	神戸市中央区東川崎町1-6-1	代表取締役 山田 隆義
株式会社神戸モリーママ	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸 情報文化ビル1F	代表取締役 平位田 昭弘
株式会社フェニックス	大阪市中央区西心斎橋2-3-8	代表取締役 西 和美
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町11-7	代表取締役 板羽 透
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町1丁目6-16	代表取締役 眞田 泰秀
株式会社マーレマーレ・ ジャパン	神戸市長田区西尻池町2-4-6	代表取締役 東 裕司
株式会社ハマノ	兵庫県伊丹市昆陽東1-2-27	代表取締役 濱野 恭行
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1-11-20	代表取締役 前内 禧宏
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	代表取締役 伊藤 秀二
株式会社志成販売	大阪市天王寺区味原本町12-5	代表取締役 戦 松茂
株式会社KSプランニング	名古屋市中区丸の内2-18-25	代表取締役 近藤 大揮
株式会社アミナコレクション	横浜市緑区鴨居4-50-1	代表取締役 進藤 さわと
株式会社パルグループホール ディングス	大阪市中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社キデイランド	東京都千代田区九段北1-13-5	代表取締役 間宵 薫
神戸アンパンマンミュージ アム&モール有限責任事業 組合	神戸市中央区東川崎町1-6-2	代表 大澤 雅彦

株式会社バンダイ	東京都台東区駒形1-4-8	代表取締役 川口 勝
株式会社サンスター文具	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 小林 大地
株式会社栗山米菓	新潟市北区新崎2661	代表取締役 栗山 敏昭
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町5-131-5	代表取締役 神山 喜可
株式会社セガトイズ	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 佐々木 章人
稲垣服飾株式会社	大阪府中央区久太郎町3-1-29	代表取締役 稲垣 利典
伊藤産業株式会社	大阪府天王寺区小宮町8-11	代表取締役 伊藤 晴夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社サンリオ	東京都品川区大崎1-11-1	代表取締役 辻 信太郎
株式会社マスターピース	東京都台東区駒形1-3-8	代表取締役 太田 克枝
株式会社アットイマジン	神戸市長田区細田町7-1-9	代表取締役 水戸 光一郎
有限会社ナツメ商店	神戸市灘区岩屋北町7-1-12	代表取締役 棗 正樹
有限会社テイクツー	兵庫県三田市ゆりのき台1-1 A-503	代表取締役 竹位 準之
株式会社サニープレスジャパン	神戸市東灘区岡本1丁目11-24	代表取締役 山田 克子
株式会社フィールド	大阪府西成区玉出中2-14-23	代表取締役 岡本 裕行
有限会社フロム・ゼロ	神戸市垂水区向陽3丁目1-2-204	代表取締役 松本 陽典
株式会社神戸ブランド	神戸市中央区東川崎町1-6-1	代表取締役 河本 勝博
株式会社神戸モリーママ	神戸市中央区東川崎町1-5-7 神戸情報文化ビル1F	代表取締役 平佐田 昭弘

株式会社フェニックス	大阪市中央区西心斎橋2-3-8	代表取締役 西 和美
有限会社イタハ	大阪府高槻市月見町11-7	代表取締役 板羽 透
フランツ株式会社	神戸市灘区六甲町1丁目6-16	代表取締役 眞田 泰秀
株式会社マーレマーレ・ジャパン	神戸市長田区西尻池町2-4-6	代表取締役 東 裕司
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1-11-20	代表取締役 前内 禧宏
カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	代表取締役 伊藤 秀二
株式会社シーズン	名古屋市中区大須3-2-15	代表取締役 黒木 建児
株式会社KSプランニング	名古屋市中区丸の内2-18-25	代表取締役 近藤 大揮
株式会社アミナコレクション	横浜市緑区鴨居4-50-1	代表取締役 進藤 さわと
株式会社パルグループホールディングス	大阪市中央区道修町3-6-1	代表取締役 井上 隆太
株式会社キデイランド	東京都千代田区九段北1-13-5	代表取締役 間宵 薫
神戸アンパンマンミュージアム&モール有限責任事業組合	神戸市中央区東川崎町1-6-2	代表 大澤 雅彦
株式会社バンダイ	東京都台東区駒形1-4-8	代表取締役 川口 勝
株式会社サンスター文具	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 小林 大地
株式会社栗山米菓	新潟市北区新崎2661	代表取締役 栗山 敏昭
株式会社カミーノ	横浜市西区花咲町5-131-5	代表取締役 神山 喜可
株式会社セガトイズ	東京都台東区浅草橋5-20-8	代表取締役 佐々木 章人
稲垣服飾株式会社	大阪市中央区久太郎町3-1-29	代表取締役 稲垣 利典
伊藤産業株式会社	大阪市天王寺区小宮町8-11	代表取締役

伊藤 晴夫

- 3 変更の年月日及び変更する理由
令和3年1月31日 退店等のため。
- 4 届出年月日
令和3年3月10日
- 5 縦覧期間
令和3年4月20日から令和3年8月19日まで
- 6 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第53号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年4月20日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハーバーランド ダイヤニッセイビル
神戸市中央区東川崎町1丁目7番2号乃至8号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
コネクシオ株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1	代表取締役 井上 裕雄

株式会社ピーアップ	東京都足立区千住1-4-1	代表取締役 中込 正典
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町7-21-6	代表取締役 野田 和司
ライフニジュウイチ株式会社	奈良県奈良市高天市町15-1 ライフ21ビル	代表取締役 金澤 孝
株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社ココカラファイン	横浜市港北区新横浜3-17-6	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4-1-18	代表取締役 金治 伸隆
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 丸山 雅史
株式会社サンエー・ビーディー	東京都港区南青山1-1-1	代表取締役 前川 正典
株式会社ぬのや	戸市中央区三宮町1-8-1-148	代表取締役 橋本 千恵
株式会社イノベーションリンク	神戸市中央区港島中町6-8-1	代表取締役 大峯 伊索
株式会社オンワード檜山	東京都中央区日本橋3丁目10番5号オンワードパークビルディング	代表取締役 大澤 道雄
株式会社東京ドーム	東京都文京区後楽1-3-61	代表取締役 長岡 勤
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14第3デリカビル9F	代表取締役 本山 剛史
株式会社ザ・キッス	東京都目黒区東山3-7-1	代表取締役 李 成在
株式会社イオンフォレスト	東京都中央区日本橋堀留町1-9-11	代表取締役 福本 剛史
株式会社プラステ	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 河崎 邦和
株式会社ナノユニバース	東京都渋谷区神南1-19-14クリスタルポイント5F	代表取締役 濱田 博人
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6-4りそな京町堀ビル10F	代表取締役 竹村 幸造
PORT STYLE株式	神戸市中央区江戸町100番地高砂ビル	代表取締役

会社	5 F	水木 秀行
有限会社ウッディーハウス	京都府舞鶴市字丹波88番地	代表取締役 志摩 幹一郎
株式会社エーディックス	京都市南区上鳥羽仏現寺町23-1	代表取締役 佐野 秀男
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	代表取締役 スティーブンセア
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口町16-28	代表取締役 佐々木 智弘
株式会社レガロ	東京都目黒区東山1-8-6 サンロイヤル東山101	代表取締役 中島 仁三
株式会社キャン	東京都中央区銀座4-12-15	代表取締役 立花 隆央
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-2-3	代表取締役 佐々木 進
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディング	代表取締役 ヴァンサン ネリアス
株式会社イング	神戸市中央区港島南町4-6-2	代表取締役 向井 孝司
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央2-92	代表取締役 中澤 道盛
株式会社ダブルエー	東京都渋谷区恵比寿1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	代表取締役 上田 稔夫
株式会社フィールグッド	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム29階	代表取締役 田中 仁
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 岩坪 謙吉
株式会社モーゲンデビッド	福岡市薬院1-2-2-202	代表取締役 レヴィトニー
株式会社ベルシュカ・ジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11 フジワラビルディング6F	代表取締役 ルレ・ノルベール
株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一

株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 渡邊 智則
株式会社コカ	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順
株式会社ジンス	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30階	代表取締役 田中 仁
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3-9-14	代表取締役 田中 公雄
モダンデコ株式会社	広島市中区富士見町16-22	代表取締役 小林 敬弘
R.O.U株式会社	千葉市美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 廣瀬 清剛
株式会社ヴィレッジヴァン ガードコーポレーション	名古屋市名東区上社1丁目901番地	代表取締役 白川 篤典
株式会社アフリカタロウ	岡山市北区高柳西町25-5	代表取締役 江見 いづみ
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南1-16-3 2 F 恵比寿事務所	代表取締役 園田 恭輔
株式会社ストライプイン ターナショナル	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 石川 康晴
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎2601-1	代表取締役 川崎 純平
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野7-14-5	代表取締役 金山 元一
株式会社CEMENT	大阪市中央区西心斎橋2-10 -35	代表取締役 伊藤 亮二
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	代表取締役 赤池 順一
株式会社ナルミヤ・イン ターナショナル	東京都港区芝公園2-4-1 芝パーク ビルB館9階	代表取締役 石井 稔晃
株式会社ピンクラテ	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 小林 哲
パセリエンタープライズ株 式会社	滋賀県長浜市勝町803	代表取締役 松本 規義

株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-5	代表取締役 太田 和伸
株式会社F・Oインターナショナル	神戸市中央区磯上通7-1-5	代表取締役 小野 行由
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町60番地	代表取締役 猪山 渡
株式会社コージィコーポレーション	大阪市中央区南船場1丁目16番10号	代表取締役 高林 更次
東京シャツ株式会社	東京都台東区駒形1丁目3番16号	代表取締役 鈴木 弘之
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1-11-5	代表取締役 野口 実
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 岡崎 双一
株式会社カイトックインターナショナル	岡山市北区昭和町3-12	代表取締役 赤木 政一
株式会社ビー・エー・エル	京都市中京区河原町通三条下ル2山崎町251	代表取締役 杉山 卓雄
株式会社ザラジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11フジワラビルディング6F	代表取締役 ペッターソン万里
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町33-6渋谷フラッグ6F	代表取締役 ルーカス セイファート
フリースタイル有限会社	東京都練馬区南田中4-17-25	代表取締役 アドニ・ツビィ
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 柳井 正
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 加藤 智治
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町1310番地ミューザ川崎セントラルタワー25階	代表取締役 アンドレ・アーチャー・ジェイブス
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 諏訪 健治

株式会社大垣書店	京都市北区小山上総町14(北大路駅前)	代表取締役 大垣 守弘
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田3丁目23番23号	代表取締役 宮嶋 宏幸
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3-1-21	代表取締役 澤田 貴司
株式会社COUNTERWORKS	東京都目黒区下目黒2-19-6	代表取締役 三瓶 直樹
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	代表取締役 尾田 信夫
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	代表取締役 寺脇 栄一
パレモ・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋富沢町12-20	代表取締役 吉田 馨

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
コネクション株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1	代表取締役 井上 裕雄
株式会社ピーアップ	東京都足立区千住1-4-1	代表取締役 中込 正典
株式会社花恋人	奈良県橿原市曲川町7-21-6	代表取締役 野田 将克
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	代表取締役 矢野 靖二
ライフニジュウイチ株式会社	奈良県奈良市高天市町15-1 ライフ21ビル	代表取締役 金澤 孝
株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社ココカラファイン	横浜市港北区新横浜3-17-6	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4-1-18	代表取締役 金治 伸隆
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 丸山 雅史

株式会社サンエー・ビー ディー	東京都港区南青山1-1-1	代表取締役 前川 正典
株式会社ぬのや	神戸市中央区三宮町1-8-1-148	代表取締役 橋本 千恵
株式会社イノベーションリ ンク	神戸市中央区港島中町6-8-1	代表取締役 大峯 伊索
株式会社オンワード樫山	東京都中央区日本橋3丁目10番5号オ ンワードパークビルディング	代表取締役 鈴木 恒則
株式会社東京ドーム	東京都文京区後楽1-3-61	代表取締役 長岡 勤
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-14第3デ リカビル9F	代表取締役 木山 剛史
株式会社ザ・キッス	東京都目黒区東山3-7-1	代表取締役 李 成在
ザボディショップジャパン 株式会社	東京都中央区日本橋堀留町1-9-11	代表取締役 倉田 浩美
株式会社プラステ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 河崎 邦和
株式会社ナノユニバース	東京都渋谷区神南1-6-3	代表取締役 前川 正典
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6-4アーバ ンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
有限会社ウッディーハウス	京都府舞鶴市字浜1054N T Tビル舞鶴 別館	代表取締役 志摩 幹一郎
株式会社エーディックス	京都市南区上鳥羽仏現寺町23-1	代表取締役 佐野 秀男
ギャップジャパン株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-32-10	代表取締役 マシュー コリ ン
株式会社ロージー	広島市中区舟入川口町16-28	代表取締役 佐々木 智弘
株式会社レガロ	東京都目黒区東山1-8-6 サンロイ ヤル東山101	代表取締役 中島 仁三
株式会社キャン	東京都中央区銀座4-12-15	代表取締役 阿部 和則
株式会社アダストリア	茨城県水戸市泉町3丁目1番27号	代表取締役 福田 三千男

株式会社ジュン	東京都港区南青山2-2-3	代表取締役 佐々木 進
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディング	代表取締役 ヴァンサン ネ リアス
株式会社イング	神戸市中央区港島南町4-6-2	代表取締役 向井 孝司
株式会社ナカザワ	滋賀県湖南市中央2-92	代表取締役 中澤 道盛
株式会社ダブルエー	東京都渋谷区恵比寿1-20-18 7F	代表取締役 肖 俊偉
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-13-12	代表取締役 上田 稔夫
キンバレー株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-13	代表取締役 岩坪 謙吉
株式会社モーゲンデビッド	福岡市薬院1-2-2-202	代表取締役 レヴィトニー
株式会社ITXジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11フジワラビルディング6F	代表取締役 ペッターソン万里
株式会社アルカスインターナショナル	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一
株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 渡邊 智則
株式会社コカ	横浜市神奈川区鶴屋町3-35-1	代表取締役 吉田 健一郎
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町13-8-9	代表取締役 五十嵐 昭順
株式会社ジンス	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 飯田橋グラン・ブルーム30階	代表取締役 田中 仁
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3-9-14	代表取締役 田中 公雄
モダンデコ株式会社	広島市中区富士見町16-22	代表取締役 小林 敬弘
R.O.U株式会社	千葉県美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 廣瀬 清剛
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	名古屋市名東区上社1丁目901番地	代表取締役 白川 篤典

株式会社エービーストア	京都市伏見区深草西浦町8-113西陣ビル4F	代表取締役 孫 周基
株式会社ウィゴー	東京都渋谷区恵比寿南1-16-3 2F 恵比寿事務所	代表取締役 園田 恭輔
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 立花 隆央
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎2601-1	代表取締役 藤原 祐介
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野7-14-5	代表取締役 金山 元一
株式会社CEMENT	大阪市中央区西心斎橋2-10-35	代表取締役 伊藤 亮二
株式会社ピート	東京都墨田区錦糸1-11-16	代表取締役 赤池 順一
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館9階	代表取締役 石井 稔晃
株式会社ピンクラテ	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 大峯 伊索
パセリエンタープライズ株式会社	滋賀県長浜市勝町803	代表取締役 松本 規義
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-5	代表取締役 太田 和伸
株式会社F・Oインターナショナル	神戸市中央区磯上通7-1-5	代表取締役 小野 行由
株式会社ムーンスター	福岡県久留米市白山町60番地	代表取締役 井田 祥一
株式会社コージコーポレーション	大阪市中央区南船場1丁目16番10号	代表取締役 高林 更次
東京シャツ株式会社	東京都台東区駒形1丁目3番16号	代表取締役 左座 邦晴
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1-11-5	代表取締役 野口 実
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1-5-1	代表取締役 井出 武美
株式会社カイトックインターナショナル	岡山市北区昭和町3-12	代表取締役 赤木 政一

株式会社ビー・エー・エル	京都市中京区河原町通三条下ル2山崎町251	代表取締役 杉山 卓雄
株式会社ザラジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1-10-11フジワラビルディング6F	代表取締役 ペッターソン万里
株式会社ITXジャパン	東京都渋谷区宇田川町33-6渋谷フラッグ6F	代表取締役 ルーカス セイファート
フリースタイル有限会社	東京都練馬区南田中4-17-25	代表取締役 アドニ・ツビィ
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柳井 正
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日3丁目7番35号	代表取締役 加藤 智治
日本トイザラス株式会社	川崎市幸区大宮町1310番地ミューザ川崎セントラルタワー25階	代表取締役 アンドレ・アーチャー・ジェイブス
株式会社ジューユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 上田 雄久
株式会社大垣書店	京都市北区小山上総町14(北大路駅前)	代表取締役 大垣 守弘
株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田3丁目23番23号	代表取締役 木村 一義
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3-1-21	代表取締役 澤田 貴司
株式会社COUNTERWORKS	東京都目黒区上目黒1-26-9中目黒オークラビル6階	代表取締役 三瓶 直樹
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2-31-8	代表取締役 尾田 信夫
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1	代表取締役 寺脇 栄一
ドリームカプセル株式会社	名古屋市緑区徳重3-101	代表取締役 都築 祐介
株式会社ウェブシャーク	大阪府中央区瓦町3-6-5	代表取締役 木村 誠司

- 3 変更の年月日及び変更する理由
令和3年1月31日 退店等のため
- 4 届出年月日
令和3年3月10日
- 5 縦覧期間
令和3年4月20日から令和3年8月19日まで
- 6 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第54号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年4月20日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年4月20日

神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
住吉ターミナルビル
神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
神戸SC開発株式会社	神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号	代表取締役 松村 祐一

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては

		代表者の氏名
J R西日本アーバン開発株式会社	神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号	代表取締役 藤岡 秀樹

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉東町2丁目3番28号	組合長理事 浅田 克己
株式会社神港フラワーセンター	神戸市中央区下山手通3丁目1番19号	代表取締役 二谷 潔
サンエバー株式会社	大阪市此花区西九条1丁目12番15号	代表取締役 岩崎 雅浩
株式会社神戸風月堂	神戸市中央区元町通3丁目3番10号	代表取締役 北村 勝
株式会社本高砂屋	神戸市東灘区向洋町西5丁目1番	代表取締役 杉田 肇
株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 信勝
モロゾフ株式会社	神戸市東灘区御影本町6丁目11番19号	代表取締役 川喜多 佑一
有限会社祐伸開発マルヨネ	神戸市長田区二葉町3丁目11番3号	代表取締役 米 米祐
株式会社洋菓子のヒロタ	神戸市中央区元町通3丁目11番3号	代表取締役 藤井 道子
株式会社シーズ・プランニング	東京都練馬区春日町6丁目19番8号	代表取締役 関 好邦
株式会社心斎橋ユリヤ	大阪府中央区心斎橋筋2丁目5番2号	代表取締役 藤原 英和
株式会社エヌ・ヴェルテ	芦屋市船戸町1番31号モンテメール3F	代表取締役 長瀬 君子
株式会社キャビン	東京都渋谷区代々木4丁目62番17号	代表取締役 吉江 謙二
株式会社イング	神戸市中央区港島南町4丁目6番2号	代表取締役 青井 正人

株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地の1	代表取締役 柳井 正
株式会社ジュンク堂書店	神戸市中央区三宮町1丁目6番18号	代表取締役 工藤 恭孝
株式会社イシガミ	大阪府中央区南本町1丁目5番9号	代表取締役 石神 康治
株式会社大蓄	神戸市中央区元町通1丁目6番12号	代表取締役 村上 與利一
日本トイザラス株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー	代表取締役 ジョンW. ド ノバン
イトキン株式会社	大阪府西区南堀江1丁目4番19号	代表取締役 辻村 章夫
株式会社ワールド	神戸市中央区港島中町6丁目8番1	代表取締役 寺井 秀藏

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号	理事長 山口 一史
株式会社神港フラワーセン ター	神戸市中央区下山手通3丁目1番19号	代表取締役 二谷 潔
株式会社神戸風月堂	神戸市中央区元町通3丁目3番10号	代表取締役 下村 明久
株式会社本高砂屋	神戸市東灘区向洋町西5丁目1番	代表取締役 杉田 肇
株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 信勝
モロゾフ株式会社	神戸市東灘区御影本町6丁目11番19号	代表取締役 山口 信二
株式会社ママンユキリテ ールサービス	芦屋市公光町2-3	代表取締役 田中 健博
株式会社シンケールス	神戸市中央区小野柄通6丁目1番9号	代表取締役 樫山 誠昭
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1丁目 11番20号	代表取締役 前内 禧宏

株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町6丁目8番1号	代表取締役 渡邊 智則
株式会社キャン	岡山市北区幸町2-8	代表取締役 立花 隆央
セキミキ・グループ株式会社	福岡市中央区大手門1丁目8番10号	代表取締役 関 亮一
株式会社クロシェ	神戸市中央区元町通5丁目8-15	代表取締役 沼部 健
株式会社エフタイム	東京都新宿区左門町6-3	代表取締役 貫井 哲夫
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南町4丁目1-22	代表取締役 江田 善一
株式会社アシスト	大阪府箕面市船場西2-2-7	代表取締役 角樋 幹弘
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2-21-7	代表取締役 池田 達彦
HOYA株式会社	東京都新宿区西新宿6-10-1	代表取締役 鈴木 洋
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2-21-1	代表取締役 城戸 一弥
株式会社バリュープランニング	神戸市中央区坂口通7丁目2-17	代表取締役 井元 憲生
株式会社松葉	大阪市西区北堀江2-16-18	代表取締役 松葉 将登
株式会社イシガミ	大阪市中央区南本町1丁目5番9号	代表取締役 石神 康治
株式会社丸善ジュンク堂書店	東京都新宿区四谷三栄町 11-24	代表取締役 中川 清貴
株式会社エービーシー・ マート	東京都渋谷区道玄坂1丁目12番1号渋谷 マークシティウエスト19階	代表取締役 野口 実
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6- 56	代表取締役 青木 彰宏
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山10717番地の1	代表取締役 柳井 正

3 変更の年月日

2(1)については、商号変更については令和2年8月1日、代表者変更については令和2年

6月26日。

2(2)については、令和2年8月1日。

4 変更する理由

2(1)については、商号変更及び代表者変更のため。

2(2)については、住所変更等のため。

5 届出年月日

令和3年3月15日

6 縦覧期間

令和3年4月20日から令和3年8月19日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第55号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年4月20日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プリコ六甲道(中央館)

神戸市灘区永手町4丁目1番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称 六甲道ショッピングセンター(中央館)

所在地 神戸市灘区永手町4丁目1番1号

(変更後)

名称 プリコ六甲道(中央館)

所在地 神戸市灘区永手町4丁目1番1号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
神戸SC開発株式会社	神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号	代表取締役 松村 祐一

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
JR西日本アーバン開発株式会社	神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号	代表取締役 藤岡 秀樹

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては
代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社エルメ	大阪府中央区瓦町1丁目6番10号JPビル4F	代表取締役 上野 善博
株式会社コクミン	大阪府住之江区粉浜西1丁目12番48号	代表取締役 榎田 直
株式会社ブルーグラス	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1イオンタワー	代表取締役 木村 保
株式会社ビューカンパニー	大阪府淀川区宮原3丁目4番30号	代表取締役 松村 洋祐
株式会社タニムラ	神戸市垂水区舞子台2丁目5番38号 ガーデンスクエア舞子	代表取締役 谷村 俊弥
株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 信勝
株式会社亀井堂総本店	神戸市中央区元町通6丁目3番17号	代表取締役 松井 佐一郎
株式会社洋菓子のヒロタ	大阪府淀川区西中島7丁目4番17号新 大阪上野東洋ビル6F	代表取締役 藤井 道子
ゴンチャロフ製菓株式会社	神戸市灘区船寺通4丁目2番8号	代表取締役 光葉 貞夫
ベラドンナ	神戸市須磨区車字菅の池1351番地の3 -814	代表 相原 繁昌

株式会社ベル	神戸市東灘区住吉浜町15番1号	代表取締役 東中 弘丞
株式会社マルシゲ	大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21M I Dタワー35F	代表取締役 山田 弘
株式会社ジェイアール西日本 デイリーサービスネット	大阪市北区梅田3丁目2番14号 大弘ビル1F	代表取締役 佐々木 隆之
有限会社文具の三協堂	大阪府吹田市山田西3丁目52C-208	代表取締役 津田 泰宏
有限会社ティーツー	兵庫県尼崎市南武庫之荘7丁目3番24号	代表取締役 阿部 健一
株式会社ユナイテッドベ ジーズ	埼玉県所沢市南永井867番地1所沢総 合食品卸売市場内	代表取締役 深堀 四郎
株式会社魚喜	神奈川県藤沢市湘南台2丁目10番地5	代表取締役 藤井 忠芳
株式会社オーエムツーミ ート	東京都港区芝大門2丁目4番7号浜松 町大和ビル6F	代表取締役 大越 勤
株式会社春陽堂	京都市中京区西ノ京上平町2番地春陽 堂本社	代表取締役 岡田 正陽
岡野食品産業株式会社	兵庫県姫路市御国野町国分寺391番地	代表取締役 岡野 吉純
株式会社スターチェーン丸 進	堺市浜寺南町3丁目3番地6	代表取締役 小名 進
株式会社グリーンハウス フーズ	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号新 宿パークタワー9F	代表取締役 田沼 千秋
株式会社いいなダイニング	大阪市淀川区十三本町3丁目1番15号	代表取締役 高橋 秀一郎
西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2丁目4番24号	代表取締役 山崎 正夫
株式会社神戸レストランシ ステム	神戸市東灘区岡本7丁目7番3号	代表取締役 常深 俊雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社三杉屋	神戸市東灘区深江浜町164	代表取締役 杉本 光晴
株式会社千惣	大阪市住吉区苅田7-3-10	代表取締役

		渡邊 将一
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南町4丁目1-22	代表取締役 江田 善一
株式会社コクミン	大阪市住之江区粉浜西1丁目12番48号	代表取締役 絹巻 秀展
株式会社ボディワーク	東京都港区赤坂1-1-14	代表取締役 清水 秀文
株式会社パレモ	名古屋市中村区名駅5-27-13	代表取締役 吉田 馨
株式会社水野商店	神戸市東灘区深江浜町36-2	代表取締役 水野 和哉
株式会社神戸風月堂	神戸市中央区元町通3-3-10	代表取締役 下村 明久
有限会社モリナカ	神戸市灘区日尾町3-1-26	代表取締役 森中 広文
株式会社新保哲也アトリエ	神戸市中央区磯上通7-1-5	代表取締役 新保 哲也
株式会社文明堂神戸店	神戸市兵庫区福原町3番2号	代表取締役 片山 信勝
株式会社亀井堂総本店	神戸市中央区元町通6丁目3番17号	代表取締役 松井 佐一郎
株式会社DionDion	神戸市中央区北長狭通2-6-2	代表取締役 山上 奈美
ゴンチャロフ製菓株式会社	神戸市灘区船寺通4丁目2番8号	代表取締役 光葉 正博
株式会社モンロワール	神戸市東灘区岡本1丁目11番20号	代表取締役 前内 禮宏
株式会社システムジュウヨン	大阪市北区天神橋3-7-9	代表取締役 寺崎 公彦
ブルーブルーエジヤパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6-13-3	代表取締役 神山 邦雄
株式会社グッドウェーブ	東京都渋谷区渋谷3-27-11祐真ビル 3階	代表取締役 馬場 大介
株式会社キャン	東京都中央区銀座4-12-15	代表取締役 阿部 和則
株式会社ファッションクロス	東京都港区北青山3丁目5-10	代表取締役 林 知彦

ジュピターコーヒー株式会社	東京都文京区本駒込4-41-4	代表取締役 内林 久雄
ポースタイル株式会社	神戸市中央区江戸町100番地	代表取締役 水木 秀行
株式会社タニムラ	神戸市垂水区舞子台2丁目5番38号 ガーデンスクエア舞子	代表取締役 谷村 俊弥
株式会社ベル	神戸市長田区大橋町1-2-11	代表取締役 高山 雅晴
京都加工蔬菜株式会社	京都市下京区朱雀宝蔵町69番地	代表取締役 佐東 宗孝

3 変更の年月日

2(1)については、平成24年3月31日。

2(2)については、商号変更は令和2年8月1日、代表者変更は令和2年6月26日。

2(3)については、令和元年4月19日。

4 変更する理由

2(1)については、施設名称変更のため。

2(2)については、商号変更および代表者変更のため。

2(3)については、入店等のため。

5 届出年月日

令和3年3月15日

6 縦覧期間

令和3年4月20日から令和3年8月19日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第56号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。)第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。)第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

神戸市福祉情報システム・生活保護システム等の再構築支援業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 神戸市福祉局くらし支援課
 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 I T b o o k株式会社
 代表取締役社長 恩田 饒
 東京都港区虎ノ門3丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
 39,369,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
 平成30年12月に実施した「生活保護システム・福祉情報システム等の再構築検討支援業務提案審査会」において、中長期に渡る支援計画等について高い総合評価を得て委託先として選定され、現状分析等に着手しているところであるため。
 大規模かつ多岐に渡るシステムである福祉情報システム及び生活保護システムの再構築事業は、数年に渡るプロジェクトとなり、一貫した中長期計画の下で実施すべき不可分な業務であるため。

神戸市公告第57号

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項に基づき都市再生整備計画を作成したので、同法第46条第28項の規定により都市再生整備計画(下記に示す地区)を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 神戸市都市局指導課において公衆の縦覧に供します。

令和3年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

記

神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)(第3回変更)

神戸市公告第58号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
一般廃棄物埋立処分
- 2 数量
25,004トン
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市環境局東クリーンセンター
神戸市東灘区魚崎浜町1番地の7
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 荒木 一聡
大阪市北区中之島2丁目2番2号
- 6 随意契約に係る契約金額
1トン当たり11,110円（うち消費税及び地方消費税相当額1,010円）
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
広域臨海環境整備センター法に基づき設立した、大阪湾圏域唯一の広域・公共最終処分場を有し最終処分を確実に実施できる団体であるため、契約の相手方が特定されます。
以上の理由から、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項1号）に該当します。

神戸市公告第59号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月20日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称

一般廃棄物埋立処分

2 数量

16,216トン

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市環境局港島クリーンセンター
神戸市中央区港島9丁目12番地の1

4 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

5 随意契約の相手方の氏名及び住所

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 荒木 一聡
大阪市北区中之島2丁目2番2号

6 随意契約に係る契約金額

1トン当たり11,110円（うち消費税及び地方消費税相当額1,010円）

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

広域臨海環境整備センター法に基づき設立した、大阪湾圏域唯一の広域・公共最終処分場を有し最終処分を確実に実施できる団体であるため、契約の相手方が特定されます。

以上の理由から、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項1号）に該当します。

神戸市公告第60号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 随意契約に係る特定役務の名称

一般廃棄物埋立処分

2 数量

14,892トン

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市環境局西クリーンセンター
神戸市西区伊川谷町井吹字三番罫74番地の1

4 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

5 随意契約の相手方の氏名及び住所

大阪湾広域臨海環境整備センター

理事長 荒木 一聡

大阪市北区中之島2丁目2番2号

6 随意契約に係る契約金額

1トン当たり11,110円(うち消費税及び地方消費税相当額1,010円)

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

広域臨海環境整備センター法に基づき設立した、大阪湾圏域唯一の広域・公共最終処分場を有し最終処分を確実に実施できる団体であるため、契約の相手方が特定されます。

以上の理由から、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項1号)に該当します。

神戸市公告第61号

市民公園認定を取消しましたので、神戸市市民公園条例(昭和51年4月1日条例第16号)第20条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定を取消す市民公園

名 称	所 在 地	面 積
永井谷市民公園	伊川谷町別府字苗代243番地の4, 伊川谷町別府字苗代284番地の1	1,153㎡

2 認定取消しの日

令和3年3月31日

水 道 局

神戸市水道公告第1号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年4月7日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

1 入札に付する事項

工事名	北（鈴配・根元）配水管取替工事その3
工事場所	神戸市北区甲栄台4・5丁目、松宮台1丁目
完成期限	<p>本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、落札者は契約締結までに様式第8号の2により、工期の始期日及び終期日を通知すること。</p> <p>余裕期間内は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：令和3年12月27日 （余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）</p>
工事概要	<p>管布設延長：φ75-2.4m, φ100-220.7m, φ150-7.3m, φ200-0.5m, φ300-0.5m, φ400-0.5m, φ600-237.1m</p> <p>管撤去延長：φ75-2.4m, φ100-220.7m, φ150-7.3m, φ200-0.5m, φ300-0.5m, φ400-0.5m, φ600-237.1m, φ82(VP)-238.1m</p>
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A、B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	土木一般の総合点数が920点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工</p>

事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※ なお、(3) (4) 中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※ なお、(2)～(4) 中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年4月7日（水）～4月20日（火） ※ 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年4月21日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年4月22日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年4月23日（金）午前10時30分
方 法	開札後，開札結果に応じて，以下の通知書を電子入札システムにより発行するので，その内容を確認し，印刷，保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり，又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は，兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

交 通 局

神戸市交通告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき，自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので，地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和3年4月1日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

委託者	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真	落合営業所管理委託業務 西神営業所管理委託業務 中央南営業所管理委託業務	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

	乗車券及びカード発売業務
神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号 山陽バス株式会社 代表取締役社長 長谷川 真一	清水が丘営業所管理委託業務
大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号 阪急バス株式会社 代表取締役社長 井波 洋	松原営業所管理委託業務
神戸市長田区松野通1丁目2番1号 神戸交通振興株式会社 代表取締役社長 宮本 一郎	魚崎営業所管理委託業務 神戸市高速鉄道海岸線駅業務（海岸線全10駅及び管区業務） 神戸市高速鉄道西神・山手線駅業務（西神南、伊川谷、総合運動公園、妙法寺、板宿、長田、上沢、湊川公園、県庁前計9駅及び管区業務） 乗車券及びカード発売業務
神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 寺田 信彦	谷上駅委託業務 定期券発売業務
明石市松が丘2丁目2番6号 明舞センター商店会 会長 小林 明夫	共用乗車券発売業務
神戸市北区山田町下谷上字箕谷35 みつや商店 福井 裕蔵	市バス定期券取次発売業務
神戸市兵庫区笠松通7丁目3番24号 日栄商店 日榮 義美	市バス定期券取次発売業務
神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号 神鉄観光株式会社 取締役社長 井本 昌彦	カード発売業務
大阪市北区芝田1丁目16番1号 株式会社アズナス 代表取締役社長 佐桑 勇	カード発売業務

大阪市福島区海老江1丁目1番
31号
株式会社阪神ステーションネッ
ト
代表取締役社長 鳥居 祐典

市バス定期券取次発売業務

神戸市交通告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、Uライン三宮ビルの賃料徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき、告示する。

令和3年4月1日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

1 受託者

大阪市北区梅田3丁目3番10号

双日ライフワン株式会社

代表取締役 梅田 毅

2 委託業務

Uライン三宮ビル総合管理業務

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

神戸市交通公告第74号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第4条に規定する特定調達契約(以下「特定調達契約」という。)を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。)第27条の5第1項において読み替える規程第4条及び規程第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月2日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

1 入札に付する事項

(1) 物品の名称及び調達の種類

名谷車両基地 車体気吹集塵装置他製作業務

(2) 数量

1式

(3) 納入場所

神戸市交通局 名谷車両基地
神戸市須磨区西落合2丁目3-1

(4) 納入期間

令和4年3月31日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

第3号に掲げる入札参加資格については、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、かつ、申請の受付期間の最終日から引き続き落札決定の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 令和2年度及び令和3年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 鉄道事業者に対して検査装置、地上装置等の産品を納入した実績があること。

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局経営企画課（電話番号 078-984-0104）
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号 652-0855）
御崎Uビル3階

5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5159）
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）
神戸市役所本庁舎1号館2階

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和3年4月16日（金）まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）

をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和3年4月16日(金)まで(神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5159)

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の翌日から令和3年4月19日(月)まで

電子入札システムの稼働時間内(本市の休日を除く、午前9時から午後8時)

イ ただし、押印が必要なもの、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和3年4月20日(火)まで(本市の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5159)

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5159)

10 入札書の提出期間等、提出場所及び提出方法

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和3年5月26日(水) 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和3年5月27日(木) 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和3年5月27日(木)午前10時まで(郵便による入札については、5月26日(水)午後5時まで)に次号に掲げる提出場所に必着のこと。

イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5159)

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和3年5月27日(木)午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5159)

12 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、1～5号、8～10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「協同組合」という。)とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、規程第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

15 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 その他

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和3年4月20日（火）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

17 Summary

(1) Contract Content : manufacture of air blow cleaning booth and dust collector

(2) Quantity : 1 set

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. April 20, 2021.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. May 27, 2021.

(5) Applicants can obtain bid application forms at the Contract Administration Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan. TEL 078-322-5159

監 査 委 員

監査委員訓令甲第2号

監査事務局

神戸市監査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	沖久正留

神戸市監査基準の一部を改正する訓令

神戸市監査基準（平成26年4月25日監査委員決定）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号に次のように加える。

エ 上記に加え、工事定期監査については、工事が関係法令に照らして、適正に行われているかどうか、また、正確性、安全性などの観点から適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

第5条第1項第4号中「法第199条第7項」の次に「等」を加え、同号に次の1文を加える。

出資団体に対する工事定期監査については、工事が関係法令に照らして、適正に行われているかどうか、また、正確性、安全性などの観点から適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

第7条第1項第4号中「適切に行われているか審査する。」を「適切に行われているかを審査する。審査をするに当たっては、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、特に、意を用いるものとする。」に改める。

別表1-1 年間監査計画(第9条関係)のうち、「5年間監査計画策定後の事情の変化により、」を「5年間監査計画策定後、大規模災害やパンデミックなどの発生により、」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年3月30日から施行する。

監査委員訓令甲第1号

監査事務局

監査事務局規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

代表監査委員 細川明子

監査事務局規程等の一部を改正する訓令

(監査事務局規程の一部改正)

第1条 監査事務局規程(昭和39年4月1日監委訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中、第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

(3) 兵庫県都市監査委員会に関すること。

第2条中、第8項の次に次の1項を加える。

(9) 内部統制評価報告書審査に関すること。

(監査事務局長以下専決規程の一部改正)

第2条 監査事務局長以下専決規程(昭和59年10月1日監委訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中、「軽易定例的な」を「軽易又は定例な」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(担当係長の専決事項)

第5条 担当係長の専決事項は、照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。

別表中、

「

任用	—	—	—	代表監査委員の決裁を受けること。
----	---	---	---	------------------

退職	行政職の職員	—	—	
----	--------	---	---	--

」を

「

任用	行政職の職員	会計年度 任用職員	—	
退職	行政職の職員	会計年度 任用職員	—	

」に

「

服 務	休暇の付与	担当部長 及び課長	—	担当係長 以下	課長以上の長期 にわたるもの は、代表監査委 員の承認を受け ること。
	欠勤の承認	担当部長 及び課長	—	担当係長 以下	
	勤務命令 (時間外, 休日等)	担当部長 及び課長	—	担当係長 以下	
	旅行命令	担当部長 及び課長	—	担当係長 以下	旅費の支給を受 けるものは、第 1課長に合議す ること。
	職務専念義 務の免除	担当部長 及び課長	—	担当係長 以下	

」を

「

服 務	休暇の付与	課長以上	—	担当係長 以下	課長以上の長期 にわたるもの は、代表監査委 員の承認を受け ること。
	欠勤の承認	担当部長 及び課長	—	担当係長 以下	
	勤務命令 (時間外, 休日等)	担当部長 及び課長	—	担当係長 以下	
	旅行命令	課長以上	—	担当係長 以下	旅費の支給を受 けるものは、第 1課長に合議す

					ること。
	職務専念義務の免除	課長以上	—	担当係長以下	

」に

改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訂 正

令和3年3月2日付神戸市公報第3698号に掲載の神戸市告示第794号について誤りがありましたので次のとおり訂正します。

(8 ページ 上から25行目)

誤 神戸市中央区旗 通4丁目4番20号

正 神戸市中央区旗塚通4丁目4番20号